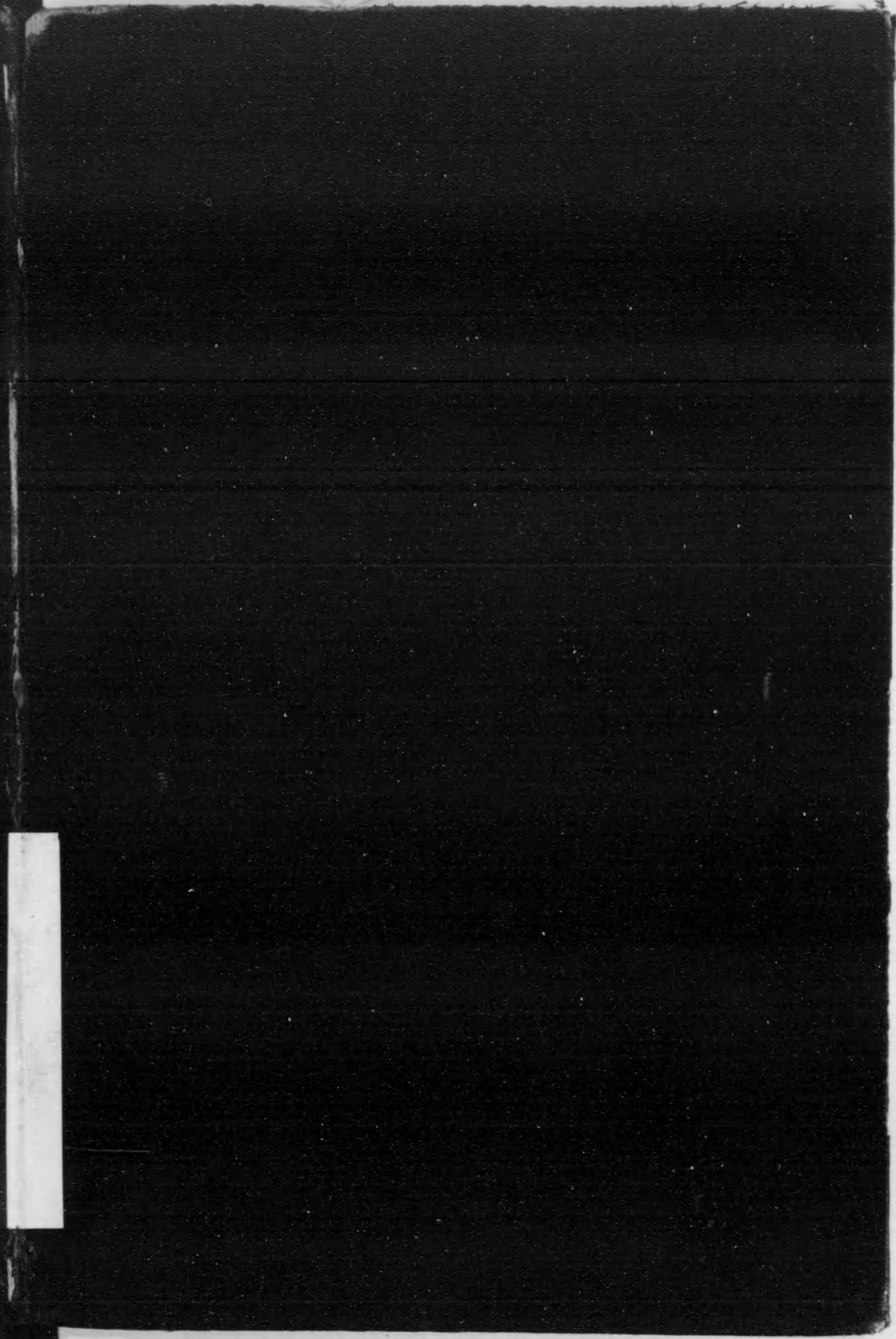


始





279g  
51



**少年團日本聯盟諸規程**

大正十五年版

少年團日本聯盟パンフレット第二輯





聯盟章



# 正 誤 表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
凡例	5	度都	都度	43	7	右腕ニツク	左腕ニツク
目次	6	「彌榮」の精神について	全部除ク	47	17	舷燈	舷燈
4	6	依囑	委囑	〃	18	燈火	燈光
7	9	第五號	第五條	81	7	習熟	習熟
10	19	心特	心持	85	3	蜜蜂	蜜蜂
14	22	すつかず	すかさず	85	11	採蜜	採蜜
15	3	障礎	障礙	86	1	規定	規程
〃	12	給へり	給へよ	86	4	長幼ノ席	長幼ノ序
17	4	相像	想像	86	10	示スノデアル	示スモノデアル
17	24	に實	實に	90	7	左手ノ敬禮	左手ノ握手
18	6	往質	性質	90	10	得トス	得
18	19	御佐種子之神	御位種子之神	92	6	本聯盟指導審議委員會之ヲ	本聯盟指導科ニ於テ之ヲ
18	22	天皇」	「天皇」	95	5	別ケ	別テ
18	23	勾魂	勾魂	95	19	審議員	審議委員
18	28	「彌々え給ふ……	「彌榮え給ふ……	98	16	國祭祝典	國際祝典
19	18	建速須佐之男が	建速須佐之男神が	附録			
19	21	散り	拂ひ	1	23	一班乃至三班	二班乃至三班
19	24	組	「くも」	8	2	練習項	練習事項
20	2	「むらがる」	「むらがる」	〃	9	體身長	體ヲトル
20	14	撥ひ	拂ひ	10	19	本國外ノ……………	ノ文ヲ一字右ニ寄セル
24	14	事に	事は	追加			
31	22	切でであり得る	切であり得る	4	14	總務部ハ	總務科ハ
35	5	夢想や、は心……	夢想やは、心……	8	8	健兒科ハ監理ニ關シ	健兒科ハ監理ニ關シ
38	15	と云ふ吾人は……	と云ふ。吾人は……	9	7	超ユルトキハ	超ユルトキハ
40	上表	團名	團名	圖版			
		團長記名	團長記名	4			
40	下表	〃	〃				
41	11	學帽ニテモ可帽章……	學帽ニテモ可、帽章……				
42	10	十八オマデタルヲ	十八オタルヲ				





- 1、本規程ハ特ニ規定サレタルモノ以外ハ、大正十五年四月一日ヨリ實施スルモノトス
- 2、少年團研究誌上ニ發表セラレタルモノニシテ、本規程ニ抵觸スルモノハ本規程ニヨルモノトス
- 3、本規程實行上ニツキ意見アルモノハ其度都聯盟本部指導科ニ宛テ該意見ヲ提出サレタシ

大正  
15. 6. 2  
内交



279.5-51

# 少年團日本聯盟諸規程

少年團日本聯盟パンフレット第二輯

## 目次

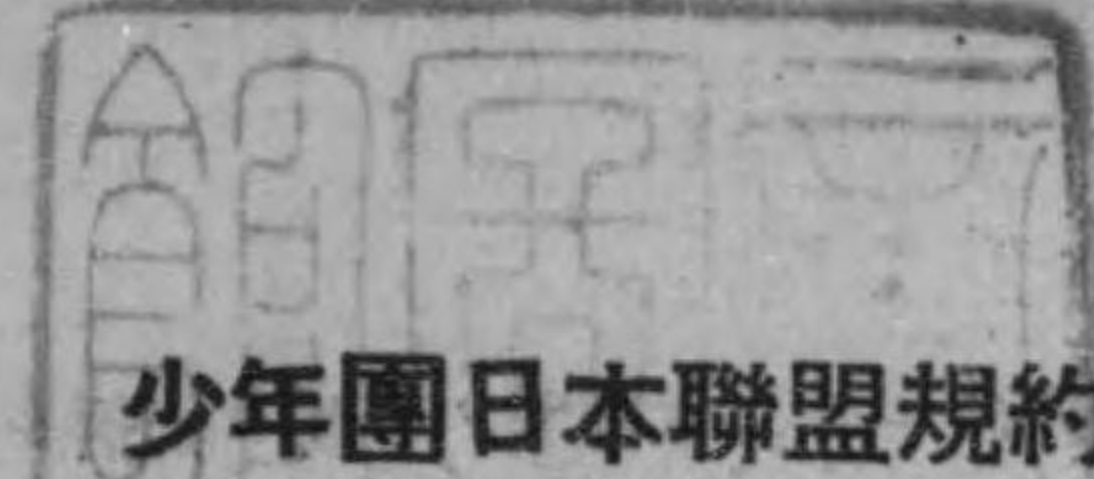
少年團日本聯盟規約	1
少年團日本聯盟地方委員規則	4
同 評議員選舉規則	5
同 加盟規則	6
少年團日本聯盟徽章	9
『彌榮』の精神について	12
宣 誓	21
おきて	21
標 語	21
祝 聲	21
宣誓義解	22
おきて義解	27
「いやさか」に就て	36
健兒等級及技能章考査規程	39
健兒種別等級制服規則	41
幹部服制	51
隊別章規程	52
幼年健兒技能章規程	54



少年健兒技能章程	59
少年團敬禮法規程	86
少年團指導者檢定規則	91
指導者檢定受験者心得	93
少年團日本聯盟指導者訓練所規程	95
ボーイスカウト運動國際會議及 國際事務局定款並細則	97

附 錄

少年團設立手引	1
海洋少年團設立の手引	3
ボーイスカウト國際會議及國際事務局現況	9
文部大臣の諮問と之に對する答申	11
追 加	
少年團日本聯盟本部規則	1



## 少年團日本聯盟規約

- 第一條 本聯盟ハ少年團日本聯盟ト稱ス
- 第二條 本聯盟ハ日本ノ少年團並ニ外國在留日本人少年團ヲ以テ組織ス
- 第三條 本聯盟ハ少年團相互ノ聯絡統一ヲ保チ其ノ普及發達ヲ助成シ併セテ外國少年團トノ連繫ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本聯盟ノ事業左ノ如シ
- 一、少年團ノ補導誘掖
  - 二、少年團ニ關スル圖書雜誌ノ刊行
  - 三、ジャンボリー、講演會、講習會等ノ開催
  - 四、少年團事業ノ研究調査
  - 五、少年團指導者ノ養成
  - 六、其他必要ナル事項
- 第五條 本聯盟ノ事務所ハ東京市麴町區元衛町壹番地（文部省内）ニ置ク
- 第六條 本聯盟ニ總裁、總長、理事長、各一名副理事長、理事、監事、顧問若干名ヲ置ク
- 總裁及總長ハ總會ニ於テ推戴ス
- 理事長ハ總長之ヲ選任シ其任期ハ四年トス
- 副理事長及理事ハ理事長ノ推薦ニ依リ總長之ヲ任命シ其任期ハ四年トス
- 監事及顧問ハ總長之ヲ囑託ス
- 第七條 本聯盟ハ總裁之ヲ統督シ總長之ヲ總理ス



理事長ハ總長ノ命ニヨリ本聯盟ノ事務ヲ統括シ且本聯盟ヲ  
代表シ一切ノ責ニ任ズ

副理事長ハ理事長ヲ輔ケ理事長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
理事ハ總長及理事長ノ命ヲ承ケ本聯盟ノ事務ヲ掌理ス

監事ハ本聯盟ノ事業ヲ監理ス

顧問ハ本聯盟ノ重要事項ニツキ總長ノ諮問ニ應ズ

第八條 本聯盟ニ評議員若干名ヲ置ク

評議員ハ加盟團ニ於テ總長ノ指定スル員數ヲ選出シ其ノ任  
期ハ四年トス

第九條 會議ヲ分チテ總會、及評議員會ノ二トス

總會ハ每四年一回總長之ヲ召集ス

總長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ臨時總會ヲ召集ス

評議員會ハ必要ニ應ジ總長之ヲ召集ス

評議員會ハ總長ノ諮問ニ應ジ重要事項ヲ審議ス

總會ノ議長ハ總長之ニアタリ評議員會ノ議長ハ理事長之ニ  
アタル

總會及評議員會ノ議事ハ各出席者ノ過半数ニヨリテ決ス可  
否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニヨル

第十條 本聯盟ハ地方ニ地方委員若干名ヲ置キ理事長之ヲ委  
囑ス

第十一條 本聯盟ノ經費ハ加盟團負擔金寄附金其他ノ收入ヲ  
以テ之ニ充ツ

前項ノ加盟團負擔金ハ壹年金參圓トス

第十二條 本聯盟ハ少年團國際事務局ニ加盟登録ス

第十三條 本規約ハ總長之ヲ提案シ總會ノ承認ヲ經ルニアラ  
ザレバ變更スルコトヲ得ズ

第十四條 本規約ノ施行ニツキ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム



## 少年團日本聯盟地方委員規則

第一條 本聯盟規約第六條ニ基キ本聯盟ニ地方委員ヲ置キ各地ニ駐在セシム

地方委員ノ擔任區域ハ各道府縣及朝鮮、臺灣、關東洲、南洋トス、但シ一人ヲシテ數府縣ヲ擔任セシメ若クハ特別ノ事情アル地方ニ對シテハ委員ヲ缺クコトヲ得

第二條 地方委員ハ本聯盟理事會ノ決議ヲ經テ理事長之ヲ依頼ス

第三條 地方委員ノ任務ヲ左ノ通り定ム

- 一、擔任區域内本聯盟加盟少年團並ニ指導者ノ監督指導
- 二、擔任區域内ニ於テ本聯盟ニ加盟ヲ希望スル少年團ノ資格調査
- 三、擔任區域内少年團指導者ノ資格調査
- 四、擔任區域内ニ於ケル加盟少年團並ニ團員ノ表彰ニ關スルコト
- 五、擔任區域内ニ於ケル加盟少年團指導者ノ名譽審判ニ關スルコト
- 六、本聯盟ガ地方ニ於テ行フ各種事業ノ事務取扱

第四條 地方委員ハ理事長ノ諮問ニ應ズ

第五條 理事長ハ必要ニ應ジ地方委員會ヲ召集スルコトヲ得

第六條 地方委員ニ對シ本聯盟ハ相當ノ報酬ヲ給與スルコトアルベシ

## 少年團日本聯盟評議員選舉規則

第一條 本聯盟規約第八條ノ評議員ハ別表ニヨリ之ヲ選出ス(別表ハ省略ス)

第二條 評議員ノ選舉有權者ハ本聯盟加盟團ニ限リ一團一票トス

第三條 評議員ノ被選舉權ハ年齡滿二十年以上ニシテ滿一年以上當該選舉區域内ニ住居ヲ有シ引續キ居住スルモノニ限ル

第四條 選舉有權者ハ選舉長ノ指定スル日時場所ニ於テ單記無記名投票ヲ以テ選舉ヲ行フモノトス

第五條 選舉長ハ一選舉區毎ニ一名トシ每選舉ニ際シ本聯盟總長コレヲ囑託ス

選舉長ハ前項ノ囑託ヲ受ケタル時ハ遲滞ナク關係各團ニ第四條ノ通告ヲナスモノトス

第六條 選舉長ハ評議員選舉定員一名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選舉立會人ヲ定メ其立會ノ下ニ投票ヲ審査シテ當選者ヲ決定スベシ

第七條 選舉長ハ立會人ト共ニ選舉録ニ記名捺印又ハ署名シテ選舉終了後遲滞ナク本聯盟ニ報告スベシ

第八條 第四條第六條ノ手續ハ選舉長ニ於テ郵便ニヨリ行フコトヲ得、但シ此場合ニアリテ投票用紙及ビ一切ノ關係書類ハ選舉終了後本聯盟ニ送致スベシ

第九條 評議員缺員ヲ生ジタルトキハ次點者ヲ以テ之ニ充ツ



## 少年團日本聯盟加盟規則

第一條 本聯盟ニ加盟ヲ希望スル少年團ハ加盟團二個以上ノ推薦ヲ受ケ左記ノ事項ヲ附記シタル申込書ヲ團代表者ヨリ本聯盟ニ提出スルモノトス

但シ地方聯盟アル地域ニアリテハ同聯盟ヲ經由シ加盟登録濟ノ上ハ當然之ニ加入スヘキモノトス

- 一 創立年月日
- 二 團員現在數
- 三 隊及班組織ノ大要
- 四 團規約
- 五 指導者ノ職氏名(職業附記)
- 六 役員ノ職氏名(職業附記)
- 七 經費

第二條 本聯盟ニ加盟セントスル團ハ左ノ各號ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一 本聯盟制定ノ宣誓おきて及其他ノ諸規程ヲ遵用スルコト
- 二 團長ハ指導者タルヘキコト 但シ地方聯盟長聯合團長及名譽團長ハ此限ニ非ス
- 三 團員ヲ指導スルタメ班ノ編成ヲ有スルコト
- 四 前號ノ班長ハ二級健兒以上ノ資格ヲ有スルモノタルコト

第三條 加盟申込アリタルトキハ假登録ノ上指導者檢定規則

ニ據ル檢定ヲ指導者ニ課シ其答案ト加盟申込後六ヶ月間ノ指導実績トヲ審査シ適當ナリト認メタルトキハ聯盟原簿ニ登録ノ上其旨當該團ニ通知シ(地方聯盟アル地域ニアリテハ該聯盟ヲ經由シ)雜誌少年團研究公報欄ニ公表スルモノトス

第四條 前條審査ノ結果不適當ナリト認メタルトキハ更ニ檢定ヲ課シ六ヶ月ノ後再審査ヲ行ヒ猶ホ不適當ナリト認ムルトキハ假登録ヲ取消ス

第五條 加盟團ヲ以テ地方聯盟ヲ組織セントスルトキハ左記各項ヲ明記シ本部ノ承認ヲ經ルヲ要ス

- 一 聯盟地域
- 二 加盟團別
- 三 規約

本部ニ於テ承認シタルトキハ之ヲ加盟原簿ニ登録シ前三項ノ全文ト共ニ其旨雜誌少年團研究公報欄ニ公表ス

第六條 本聯盟ノ負擔金ハ毎年四月末日限り當該年度ノ分ヲ拂込ムモノトス

新ニ加盟シタル團ハ加盟登録ノ通知ヲ受ケタル後遲滞ナク當該年度ノ負擔金ヲ拂込ムヘシ

第七條 本聯盟ヲ脱退セントスル團ハ事由ヲ具シ承認ヲ經ルモノトス 但シ既ニ拂込ミタル聯盟負擔金ノ拂戻ヲナサス

第八條 加盟團ニシテ本聯盟ノ目的ニ背反シ若シクハ少年團ノ名譽ヲ汚損スルモノニシテ到底匡正ノ途ナシト認ムルトキハ其ノ脱退ヲ求メ登録ヲ取消シ其旨雜誌少年團研究公報



欄ニ公表ス 但シ此場合既ニ拂込ミタル負擔金ハ拂戻ヲナ  
サス

前項ノ處分ニ不服アルトキハ本聯盟ノ名譽審判ヲ求ムルコ  
トヲ得

第九條 加盟團ニ對スル通報ハ雜誌少年團研究ニ於テ之ヲ爲  
スコトヲ得

第十條 本聯盟加盟團ニ屬スル健兒ハ同時ニ二箇以上ノ團ニ  
籍ヲ有スルコトヲ得ス 但シ相當ノ事由ニ依リ一時的ニ所  
屬團以外ノ團ニ屬スルコトハ妨ナシ

第十一條 本聯盟ハ目的ヲ同シクスル外國ノ團體トノ間ニ友  
誼ヲ敦ウシ相互訪問通信及意見ノ交換等ニ依リテ國際平和  
ノ増進ヲ企圖スルト同時ニ特ニ左記各項ノ規定ヲ設ク

一 本規則ヲ外國籍ノ團若シクハ團員ニ適用セス 但シ名  
譽的ニ本聯盟加盟團ニ屬セシムルコトハ妨ケナシ

二 外國ニ於テ團ヲ組織セントスル者ハ豫メ管轄日本領事  
館及當該國政府若シクハ地方官憲ニ於テ故障ヲ有セサル  
コトヲ確カメタル上加盟ヲ申込ムヘシ

三 加盟團健兒及指導者ハ外國ノ團ニ加入スルコトヲ得ス  
但シ名譽的ニ之ニ屬スルコトハ妨ケナシ



## 少年團日本聯盟徽章

三種の神器は皇室の御寶であると共に亦民族の精神生活の象徴である。我が聯盟が鏡、璽、劍の三器を配して徽章とした事は、一面に民族の精神生活の象徴を常に反省して、天皇の御光を益々輝かしめ奉らんとする誓願を表はしてゐる。

我が國、古來の風習にも、正月に鏡餅を飾るのはこの三種の神寶に形どつたものである。鏡餅の上に橙を載せるのは「璽」を意味するのである。或る地方では更にこの上にのせる海老のかはりに今尙菱餅をのせるそうであるが、この菱餅は劍菱の意味であつて、劍を縦から見た◇の形である。日本人は古來より、正月に先づこの三種の神寶を床の間に齋ひ、その清い心持を以つて一年の首途としたのである。

少年團は三指の禮を行ふ。この三指は一面に世界共通な少年團の三つの約束をも意味するけれども、同時に我々は決して三種の神寶中の「彌榮」の信仰をゆめ忘れはせぬ。少年團が、國家的にして且つ國際的な事は、この三指禮が雄辯に物語つてゐるのである、一方、「彌榮」の精神を以て自國を彌々美化し、彌々神化する事が、世界を直に美化、神化する所以なる事を深く銘心してゐるのである。

而して、この三種の寶器を、現今少年團日本聯盟が採用するが如き形狀に組み合せた事は、我々同志が、自己各々の深い覺信と信念とに基き、日本人として世界を神化し、淨化する第一歩として先づ我が住む自國を神化し、淨化せんとする



決心と意氣込とを示してゐるのである。

即ち、吾人は先づ「鏡」に自己の眞心を照して、彌々益々その清明な心持を磨き、少しも曇りなき心、即ち偶然の感情や排斥の心、對立の心を棄て、神ながらの一つ心となつて世に立つ意氣を示してゐる。

この公平無私な廣大無邊な心持を我が胸に藏して、世間のあらゆる現象に對する時には、我が心を怡ばしめるものもある又我が心を痛めるものもある。而もその一切の矛盾、反對、と云ふものは全部そのままにこの眞澄の鏡に映じてくる。

そこで彌榮の勾玉「璽」即ち彌々榮えしむる心持を以てお互各人が相連つて五百津の御統の珠の覺信の下に強い結合、盟約をする事になるのである。少年團の宣誓、「おきて」はこの心を現代的に成文化したものである。少年團の祝聲「いやさか」はこの意氣を祝聲としたものである。

既に、公平無私な、且つ廣大無邊な心持を「鏡」によつて得、あらゆる矛盾、反對を轉じて、創設、生成、化育の根據とすると云ふ決心を「璽」によつて得た以上、もはや、自己は偶然なる自己ではない。この現世を神化、淨化する聖義の軍士である。先覺者であり、開拓者である。その心持を胸に固く藏した以上、何物をも怖れる事はない。「一死辭せざるべく、一生獻すべし」との決心を以て、劍戟の間も、彈雨の中も鋭きこと兩刃の劍の如き大勇猛心を以て、まつしぐらに、自己の信念に猛進しなければならぬ。それは叢雲の「劍」が表現する意氣込である。

聯盟の徽章は「鏡」が「璽」と「劍」とを統括してゐる形状になつてゐる。「璽」と「劍」とはこの眞澄の「鏡」の公平な心持の上に立つてこそ、その正しい意味が理解されるのである。そして、この「劍」は常に吾人同志の向ふ所、如何なる妖雲あるもこれを薙ぎ拂ふべく、如何なる強力な惡魔の軍勢あるも斷々乎として突破する事の覺信を意味してゐるのである。

西洋では英國始め多くの國の少年團が、矢尻を以てこの意氣を示しており、スカウトの行く先を指すものであるとしてゐる。又支那では指南車とて昔は軍隊に南を指す車を引いて行つて軍の行く手を示したとの故事があるが、我々同志の徽章は、只、その行く先を指し示すのみではない。三つの寶器が各々深い國民的信念を意味し、三つが全一の意味を表示し且、日本少年團の行く手を示す事になつてゐる事は特に深い注意を要する所である。

以下、東京帝國大學教授にして、東西の思想について最も深い造詣ある箕克彦博士の「三種の神寶」に關する解釋を引用する。(二荒芳徳述)



三種の神器の意味する

## 『彌榮』の精神について

法學博士 筧 克 彦 述

神 寶

**第一 三種の神寶** 三種の神寶とは御鏡、御璽及御劔である。此内御鏡と御璽とは天の岩屋戸の出来事に於て其の意義を示したものである。天照大御神様が荒魂あらいたまの神建速須佐之男様の御過より生ぜし一切の責任を引き受け岩屋戸に退き隠れ給ひ、一切の醜惡を美化して彌榮を期し給ふた時に、「かねてより日の大神の御光の下に各自の特色を分擔し、其の職司を透して相互に**一つの心同じ體**となりて、日の大神の彌榮を希ふ外に念慮なかりし」八百萬神は、決して御心を亂さるゝこともなく、又外國に有りがちの如く、此の機に乗すべしとして自ら 日の大神の地位に登ろうと試むる汚なきことは少しもなく、何とかして大御神様の御光を舊に倍して美しく輝かさしめ奉る様にと苦心せられたのである。その結果八意思兼神の智慧、即ち「和魂にぎみたまを以て美化作用を行ふ爲め偏らざる大智」により行動の方針を定められ「八百萬神の誠心が必ず貫徹し再び 天照大御神様の豊榮登る御光を拜し得らるべきこと」を豫期し其のしるしに長鳴鳥を集めて鳴かしめ又 日の大神の隠こもります岩戸の正面に根の在る儘の眞榮木を立て其の中の松に「日の大神の御姿に模したる御神鏡」を懸け上つ枝に「彌榮の萬世一系の御靈」を意味する「彌榮の勾

魂の五百津の御統の珠」を懸け下つ枝には「八百萬神が御銘銘を 日の大神の彌榮の爲に献上する意義を表はしたる白和幣青和幣」を懸け彌榮を精神として 日の大神を隔つる岩戸の障壁を除かうとせられた。斯く眞榮木を立て種種の神寶などを懸くるにつきては八百萬神達が特に天兒屋命及布刀玉命をして一定の方式を用る占まがへ度はしめて一生懸命になつて行はれた事であります。

尙「眞榮木」とは杉楠檜松等の如く四時青青として居り且つ油断せず永き年に互りて彌々大木となつて榮え行く樹を云ふのである。然も此の天の石屋戸の前に立てた眞榮木は根拔のものであるから益々以て彌榮のしるしである。——惟神道に於ては根の付いて居る榮木を用ふる習で根のなきもの特に「根の付かぬ草花」などを神前に供ふることをせぬ。是は印度系の流義や西洋風の根も葉もなき花のみを賞美する風などと大に精神を異にする所である。

——此の彌榮の生命の上に日の大神を中心とし奉り萬世御一系の 天皇の 御皇靈も臣下たる 八百萬神も一體となつて懸つて居ることは世界の模範國たる皇國に於ける不動の事實であり不易の大道である。

八百萬神が此の不動の事實を捉へ不易の大道を踏みつつなされたる熱誠なる御行動は遂に御希望の如く日の大神の御光を彌榮に輝かしめ奉り建速須佐之男神様の御過失を轉じ反つて善美を生ぜしむる 原因となすことを可能ならしめられた。



斯様にして彌榮に輝き給ひし 天照大御神様の御光は大御神様御自身が其の本源であらせらるること申すまでもなきことであるが又實に彌榮を念として失望落膽し給はざりし八百萬神の御輔佐の功によりて益々輝き給ひし次第である。日の大神を八百萬神が取り圍まれつつ「天つ晴れあな面白あな手伸しあな明け」と呼び給ひしも此の岩戸の障壁が取り去られ豊榮登る御光を拜し得たときのことである。今此の天の石屋戸の事に於て特別の意義を有つて居つた神鏡神璽につきて説明し終りに神劍につき申し上げます。

一 御神鏡 此の天の岩屋戸の事につき 天照大御神様に模し奉りし御鏡は度々鑄直し苦心し出来たものであるから初めより 天照大御神様其の儘の御現はれであることを意味して居る。其の上に天の岩屋戸に於て既に實際にも 天照大御神と合一する所以を證明せしめたもので單純なる器物とは違ひまして大御神の和魂を現はす神寶である。古傳即ち神典に依れば八百萬神が 日の大神に模したる御鏡を懸けし根拔じの眞榮木を取り圍み天宇津賣命をして御神樂を奏せしめつつ日の大神の御靈を招き奉つた。斯くて彌榮の氣高天原に充ち満ちて八百萬神が御一同どつと笑ひ給ひ高天原唯彌榮の一笑在りしのみ。そこで 天照大御神様が奇妙と思し召されて天の岩戸を開かれ「何故笑ふぞ」と仰せられ少しく御神顔を現はし給ふた。すると 天宇津賣命がすつかず「汝が命に益りて貴き神坐すが故に歡喜咲樂ぶ」と申し上げ斯く申す間に天兒屋根命布力玉命が夫の御神鏡をば指し出して天照大御

神様に示し奉つた。大御神様が之を御覽になると御自身の御姿其の儘であつた爲に是はと御感じ遊ばされた途端に岩屋戸の障壁は除かれ内外が一つに歸してしまひ御神鏡と 日の大神と歸一せるのみならず八百萬神と 日の大神とは唯一の彌榮の存在に歸し 日の大神の和魂は 八百萬神中に輝くことになりました。彌榮の大精神により内外を隔つる障害も消滅し彌榮の大精神が輝く所に彌榮の神が在はします次第で 彌榮と神とは離れ得ざるものたることが彌々明確になつた譯であります。

此の御神鏡は天孫垂尊命の御天降りの際 天照大御神様が親ら 天孫に授け給ひて「此の鏡は専ら我が御魂として吾が御前を拜くが如く齋き奉り給へり。次に思金神（八意思兼神）は御前の事を取り持ちて爲政給へ」と詔り給はれた。天孫は天降り給うて後に 天照大御神様を御懐かしく思し召され御神勅をかこみて此の御神鏡ををろが（拜）み給へば大御神の御姿はありありと見えさせ給ふ。天孫有り難さに御涕を浮べ給へば天祖も亦御涕を浮べ給ふかしこさ。やがてよくもよくも御覽じ給へば「誠意を以て御神鏡を拜み給ふ天孫」が即ち「外部に存在し給ふ 天祖」に外ならぬことを見出し給ふた御神鏡は唯一つ御神勅を信仰して之に對し給ふ 皇は幾代を重ね幾柱在はしますとも皆 天祖の唯一なる御生命の限りなき御延長であらせらるるのみならず實に普遍き彌榮の表現であらせらるる。

此の御神鏡は天 崇神天皇の朝に一般人民の自由に參拜し



得らるる様に倭の笠縫邑に遷し祭り給ひ世界の鎮守のお宮とせられた。次ぎて 垂仁天皇の御代に 天照大御神様倭姫命に誨へ給はく『是神風伊勢國則常世浪重浪歸國也傍國可冷國也欲居是國』と。夫故に齋宮を五十鈴川上に興てられた此の處こそ 大御神の 御神靈が始て天より降りましたる地點であるから従つて信仰上豊葦原の中つ國即ち現實界全體の中心點であると云ふことが出来る。此の世界の總鎮守の御宮には斯かる謂れのある御鏡を 天照大御神様の御魂としてお祭り申してある次第である。

ここに於てか和魂の源たる 天皇の御信仰を以て我々の信仰となし天皇の大御心を中心として此の御神鏡を拜すれば我々は無數にあつても然も唯一つの 天照大御神様の和魂に歸する。斯くて此の御神鏡は人間全體歸一の中心であるから又彌頭鏡（音を當て八咫鏡とも書く）と申す。彌頭とは八つの頭のある鏡の義ではなく無數の人人を包藏し歸一せしむる鏡の意である。此の神鏡は 日の大神の御姿に模したるもの故其の御形も推測し奉ることが出来る。次に又同じく 天祖の御神勅を信じて此の御神鏡に對へば一人が 天照大御神様と其の崇拜者との眞つ二つに分かれます。神と人と君と臣と親と子とは歸一して異なるものではないけれども然か思へば尙永遠に異つて相對立する方面が在る之を他の方面から申せば彌榮を精神とし此の御鏡を以て 大御神を迎へ奉れば唯一の神様が主ともなり客ともなつて存在し給ひ岩屋戸の内にも外にも同時に存在し給ふ。そこで此の點から此の御神鏡は又眞二つ鏡

（眞經津鏡とも書く）とも申される。若し彌榮の念を以て此の二つの鏡に向ひ奉りつつ自由に身を轉すれば彌々無數の異りたる姿を現はす故に又益見の鏡（又白銅鏡とも書く此の益見の鏡は白銅より成れるものと相像して漢字を當てたものである）とも稱へる。益見の鏡は一つの生命より無數の美しき存在が生り出づる方面を親て御神鏡を呼ぶもので日本書紀一書によれば日の大神御自神すらも 伊邪那岐神が益見の鏡を御手に持ち給ひしときにお生れ遊ばしたるよし申し傳へて居る。又天の岩戸に於ても眞二つ鏡を以て日の大神が同時に岩屋戸の内と外とに在すこと内外不二なることを證明して此の大御神を招禱ぎ出し奉りしと共に日の大神の唯一なる普き和魂の御光に照されつつ 彌百萬神 美しき差別が見ゆることとなつた。唯一の生命の光の中より彌百萬の美しき差別が生れ出づる「益見の鏡」の作用は是で明である。

此の御神鏡は 天照大御神様の和魂の全體を表現する隨神の信仰を以て一鏡を探れば萬我一に歸するは和魂の一種たる奇魂くしみたまを表はし又一鏡を見れば一個の我は分れて神と人となり一人は咲いて主人となり賓客となる。一人が分裂し咲きて神人となり萬我となることは和魂の一方面たる幸魂さちみたまを表はす幸魂とは進み擴がり數多くに裂けて行く靈方であり奇魂とは幸魂により彌々進行し擴張せられ分裂したるものを「一つの心同じ體」に取り纏めて行く靈力を申すものである。——漢字にて幸とか寄とか書くは全くは當つて居らぬ。寧ろ「咲き魂」「靈妙し魂」とでも書いた方が分りよいであらう。に 實鏡と



申すものは自己の偶然の姿に拘泥せず何物でも來るが儘に之を映すから何人も常に之を眺めて飽くことがない繪畫等は一時は珍重もするけれども遠からず厭きか來るが鏡であれば毎日毎日彌々益々新たに姿を映すのである。然も斯かる益見の鏡の幸魂の精神を現はしつつある鏡は常に平靜にして玲瓏なるかしこき往質を失はぬ。之に映する萬我萬物は皆此の鏡の特性により統一されて現はれる。是こそ彌頭の鏡の奇魂の精神を表はして居るものである。斯様に意味ある鏡が「神」と特別の關係を有すること天照大御神様の賜はりし御神鏡の御性質の幾分を寫し出し得ることは尤のことである。

**二 御神璽** 御神璽は御魂或は皇靈を表はすものである。神典によれば伊邪那岐神が「天照大御神様 月讀命及び 建速須佐之男命を生み給ふに及び大に御喜びになつて『吾は是まで數知れずの神神を生み奉つたが此の「三柱の貴子」こそは世界創設の仕上げの神神で最も貴き御方である』と仰せられ其の中でも 天照大御神様を「第一の貴き神」と定め給ひやがて御自身の御頸珠の玉の緒を取り外づし充分に御心を込め之を搖がして 天照大御神に賜ひ『汝命は高天原を知らせ』と詔り給ふた。此の頸珠の名を 御佐種子之神(御倉板舉之神と書き傳へてあるが單に當て字である)と申し又「彌榮の勾璽の五百津の御統の珠」ともいふ。御位種子之神とは「世界價值の本源たる 天皇」の物種子(物質)たるが故に斯く申すのであり「彌榮の勾魂の五百津の御統の珠」とは「彌々え給ふ萬世御一系の 皇靈」の義である。此の珠が種子となつ

て高天原の和魂と豊葦原の荒魂とが結合したる結果 天皇の御祖先たる 日の御子天之忍穗耳命が生れ給ふた。天照大御神様は高天原に在つて彌榮を旨とし和魂を以て世界全體を知らしめすこととなり此の御魂を益々豊葦原の中つ國即ち現實世界に實現するが爲に御子をお生み遊ばした次第である。夫故 天照大御神と和魂と 天皇と和魂とは永遠に離れず。和魂を要求する所には 大御神在り天皇在り。大御神在り天皇在り所には必ず和魂がある。そこで天の石屋戸に隠りましたる 天照大御神の御靈を招禱ぎまつるにも此の「彌榮の萬世一系の 皇靈」の御しるしとなし根拔ぎの眞榮木に懸けたるわけで此の珠こそ 天孫天降りの時に 天照大御神親ら授け給ひし神寶である。されば此の御神珠のみは御神鏡御神劍とも異に今日に至るまで常に宮中に奉じ給ひ 天皇の御身邊を離し給はぬ。神代隨らの眞珠は 天皇 御身邊に付き隨ふて「天皇が即ち彌榮の萬世一系の 皇靈の最も眞實なる御存在あらせられ給ふこと」を外部より保證し奉りつつありたる次第である。

**三 御神劍** 建速須佐之男が 天照大御神様の和靈により清められ拾ひ尙 八百萬神によりて祓を受け清き御方として豊葦原に歸來し其の和靈を以て共同生活を始めんとせられしとき先づ現實界の荒魂を以て八俣大蛇を切り散り給ひ其の中の尾より獲たる神寶が御神劍である。此の劍の在る所叢雲常に立ち蓋ふてゐたので天之叢雲劍と申す。雲はむらむらと團結するもので之を表はす語も組と通じて居り豊雲野神と申す



集小團結の神の「くも」と同意義を有つて居る。叢といふとも「むるがる」群などといふと同じ言葉である。現に頸八つ尾八つあり谿八谷尾八尾を度りて彌々多くの頭領も在り無数の手下もあつて四方に散在して居る群が此の劍によりて一心同體の生活を爲して居つたことが團結の劍たることを證明する

此の團結の劍は現實界の勇猛心荒魂を本質となし給ふ 建速須佐之男神が荒魂によりて御手に納められ御使を以て高天原に在す 天照大御神様に奉られたものである。高天原の和魂は空想ではなく活力を以て豊葦原に實現せらるべきものである。されば此の實現力を保障する神寶として既に豊葦原中國に於ける永遠の主宰者たる資格を失ひ給ひし建速須佐之男神より天降り給ふべき高天原の神に此の寶を献上遊ばさるゝことは大に意味のあることである。天孫は之を奉じて豊葦原を經營し給ひ日本武尊（倭建命）は之を以て草を薙ぎ撥ひ國土を經營し御父の 天皇の功を成し奉つられた。今日官幣大社熱田神宮には此の草薙 の御神劍を「團結産靈に必要な現世の荒魂」としてお祭り申し上げてある。宮中に奉じ給う御劍は其の代りの御品である。

## 宣 誓

私は神聖なる信仰に基き名譽にかけて次の三條を誓ひます。

- 一、神明を尊び、皇室を敬ひます。
- 一、人の爲、世の爲、國の爲に盡します。
- 一、少年團のおきてを守ります。

## お き て

- 一、健兒は忠孝を勵む。
- 二、健兒は公明正大、名節を生命とする。
- 三、健兒は有爲、世を益することを務とする。
- 四、健兒は互に兄弟、總ての人を友とする。
- 五、健兒は常に親切、動植物を愛する。
- 六、健兒は長上に信賴し、團各長に服従する。
- 七、健兒は快活、笑つて困難に當る。
- 八、健兒は恭謙、禮儀正しい。
- 九、健兒は勤儉質素である。
- 十、健兒は心身共に清い。

## 標 語

そなへよ、つねに

## 祝 聲

いやさかー いやさかー いーやーさーかー



## 宣誓義解

私は神聖なる信仰に基き名譽にかけて次の三條を  
誓ひます。(宣誓前文)

抑々宣誓とは誰に對してなすものであるか。

これを相互に相誓ふものとなす説も立ちうるが又一つの  
超越存在即ち神に對してなすものであるとの説も立ちうる。

然るに本聯盟はかねてから草案としての宣誓の實効につい  
て論議した結果、今日その決定に於ては明に前に起るべき疑  
問に解釋を與へたのである。

凡て人には信仰(信念)が必要である。今日の教育に於て  
はこの信仰涵養の方面を頗る輕視してゐる。否、もし率直に  
云へば信仰を無視してゐる。神社崇敬の聲、徒らに高くして  
「神」の本質については多くの人が明白なる説明をなし得な  
いのである。

我が少年團の大精神運動は一面に各學校教育の趣旨をあく  
まで尊重して、之の徹底を期すると共に他の一面に於て此信  
仰の涵養については機を捉へ、時を利して力を竭してゐるの  
である。此の「神聖なる信仰」とは即ち各人の内心に潜在し  
てゐる所の「神性」を指してゐる。而して、その各自内心の  
「神性」なるものゝ覺認あつてこそ「神明を尊ひ皇室を敬ひ  
ます」を初め三條の宣誓が自己の良心から爲し得られるの

である。もし、この「神聖なる信仰」なき時は「神明を尊び」  
と云ふも「皇室を敬ひます」と云ふもこれは偶然なる自己の  
誓の域を脱し得ない事となり、従つて、その誓は自己の他人  
に對する誓、又は自己と對立した神即ち偶像的神に對する誓  
の域を脱し得ない事となるのである。自己の内心に「神性」  
を認め、而してこの「神性」の普遍性を覺認し、茲に初めて  
絶對莊嚴なる「神明」が觀得せられるのである。

右の前提に基き、既に宣誓者は自己の内心に「神」を認め  
得た。その當然の結果として、自己が偶然なる自己に非ずし  
て、彌榮ゆる大生命を表現せる尊貴な自己である事を反省し  
來つた所に初めてその「名譽」でふ外面的の自尊心が湧き出  
て來るのである。蓋し「名譽」を重すると云ふ事は自己の特  
獨不羈なる存在の認識を以て初めて首肯せらるべき事である  
からである。

而してこの「神聖なる信仰」は實に人としての最少限度の  
信仰であつて、又同時に深慮熟考した所の文明國民の持つべ  
き信仰であるが、而も此の種の信仰は眞面目なる我々の古よ  
り不言不語の間に體得し來つた所のものであつて、敢て説明  
を加へ得ず、議論を加へ得ざる究極至高の信念である。而し  
て斯の各人に普遍なる「神聖なる信仰」は或は現はれて佛教  
の歸依者となり、或は現はれて耶蘇の教徒となり、或は現は  
れて儒教の求道者となつた。これ皆お互に我々が謂はゆる「三  
つ兒の魂」としてその開闢の昔より持つてゐた所の國家を彌  
榮に榮えしめんとする最も雄大なる理想信念より來るもので



ある。

即ち約言すれば「神聖なる信仰に基き」の語は宣誓の内面的要素であり、「名譽にかけて」の語は宣誓の外面的要素であると謂ひ得る。

### 一、神明を尊び、皇室を敬ひます。

茲に「神明」と云ふは「萬物を主宰する超越的存在」を指すのである。

日本語の「加美」佛教の「佛陀」、耶蘇教の「ゴッド」儒教の「天」等孰れもこの「神明」の語に包容されてゐるのである。既成宗教の意義する各宗の超越的存在の内容はその深淺廣狹に於て各種あるであらうが、茲には人類がその眞面目な内心の欲求から「認めざらんとしても認めざるを得ない超越的存在」を指したのである。

「皇室」を敬ふ事に日本人として説明するにはあまり明かな事である。而もこれを茲に明記する所以は健兒はその一呼一吸、造次顛沛皇室を敬ふ事を忘れざるを意味するのであつて、この點については別稿に詳説する事とする。

### 一、人の爲、世の爲、國の爲に盡します。

「人」は各個人を意味し、その中には兄弟たる健兒と、一般の他人との二種がある。「世」の語には環境と團體との二つの意味がある。自己が環境又は團體を構成する一人であると自覺する時、その一舉一動は環境全體又は團體全體を動かす事、尙誰某が頭を動かせば誰某が動いた事になると同じで

ある。斯くして各人は日本人としても將又世界人としても日本國又は世界を動かしてゐるのである。人として又同時に日本人たる事よりして、吾人は日本のために盡し又世界の爲に盡してゐるのである。そして實はこれが自己のためでもあるのである。

然し漫然たる「世界」は實在せざる事、尙、漫然として「馬」が實在せざるが如くである。「馬」なる觀念は現實には必ず特定の馬即ち黒馬、白馬、肥馬、瘦馬、と云ふやうに存在するのである。總ての毛色、總ての形體を觀念せずして「馬」なるものは抽象して存在せぬのである。「人」にしても亦同じである。因つて最後に「國の爲」に盡しますと云ふ語を置き、人の爲に盡し、世の爲に盡すも、これ等は皆又國の爲に盡す事と離れぬ事を意味し、同時に自國をこそ先づ彌榮に榮えしめて、世界の國々の模範國としやうと云ふ努力即ち、健兒が自ら身を修めて世の先覺者とならうとするのと異なる意氣込を示したのである。

### 一、少年團のおきてを守ります。

「おきて」は掟と云ふ字を古來使つて來てゐるが、今回はわざと假名にして書き表はした。蓋し、この語は純然たる國語であつて、餘程面白い意味を持つてゐると思ふ。

「おきて」とは一説に「置きつる事」(言海。大槻博士説)の意なりとの事であるが、余は「置き所」と云ふ意であると云ふ説である。「行くて、遙に見渡せば」と云ふ語が、「行く所を



遠く見渡せば」と云ふ意であるが如く、「て」と云ふ語は「所」「方向」と云ふやうな意である。「おきて」は「置き所」「置く方向」の意であると解せられる。即ち「心の置き所」「心の置くべき方向」の意である。果してさうすれば、實にこの語は、意味深長である。健兒の「心の置き所」を定めたものである。即ち常住坐臥の心の持ち方を定めたものである。夫れ故、殊更に國字の「掟」の字を探らずに假名で「おきて」として「置き所」の意を明にしたのである。

以上は少年團の宣誓の哲學的意義である。これを解釋布衍して、よく健兒をして己の意を知らしむるは指導者の任である。

人、或は少年團の宣誓としてはその深遠幽玄なるを難するものがあるかも知れぬ。けれども、少年團の宣誓は只に少年を相手とするものに留らず、世界の先覺の信條として耻しからぬものでなければならぬ。その説くの法、或は幼年に、少年に、乃至は青年によつて異なるべきは當然である。此の點よく考慮を加へて聖にして雄なる吾人の目的を達成せん事を敢て同人盟結の士に希望する。

「おきて」の字をもし從來用ひられて來た、團規、團則、規則、規約等の字に比べる時には、これ等が何となく威壓がましく、強制がましく響くに反し、「心の置きて」と云ふ意は何と自律的な潤ひと温みのある字であらうかは直に感ぜられる所であらう。(二荒芳徳述)

## 「おきて」義解

抑々「おきて」は「心の置き所」を示したものである。規約、規則と云ふが如き語と比べて、遙に自律的、自覺的である。即ち自己の眞面目な心持を益々眞面目に鍛へつゝ、正しい所に置かんとする努力、精進を意味する心の用意を描き出したものである。

以下「おきて」の各條を説明する。

### 一、健兒は忠孝を勵む。

健兒は宣誓によつて、皇室を敬ふ事を誓つた。「おきて」が心の向け方、置き所を定める以上先づ第一條に「忠孝を勵む」ことを特筆すべきは當然である。

抑々日本は忠を本とした國柄であつて、忠こそ百行の本たるべき國である。天皇は日本の古語でスメラミコトと申し上げてゐる。この語の意を解剖して見ると、スメラは美しきを稱へ奉つる形容詞である。なほスメラミクニ、スメラギミのスメラと同じ意義である。ミコトはマコトの意でありマとミとは相通するによりてスメラミコトとは「美しく尊さ比ひなき眞事」と云ふ意味である。

抑々マコトとは眞實のことわり、道理、と云ふ意で支那字では「誠」の一字を以てマコトの字に當てゐるが、日本のマコトと云ふ意は「誠」の字の表はすより、遙に雄大なる意をもつてゐる。もしマコトなる日本の固有語の有したる意義を漢字又は現代語で表はせば「誠」「眞理」「事實」「僞ひのな



き事」「正しき事」等の意味を包含してゐるのである。

即ち日本天皇は在らゆる「誠」「真理」「事實」「偽りなき事」「正しき事」を履み行ひ給ふべき御方であらせられる事を意味し、且つこれを履み行ひたまふためには日本臣民、全體の翼賛を前提として御存在遊ばされる御方との意である。これは固より民族思想の根本を探求し、日本古典の研究によつて初めて明に知られるのであつて、茲にはわざと詳説を避ける。只、日本天皇の御本質が如何に「真理」「眞事實」と云ふものを御尊みになりこれを御體現遊ばさるべきを理想とせられ、而も御歴代の天皇陛下がひたすら、この雄大莊嚴なる御天職を御實踐遊ばされたかを我々は深く、深く心の底に刻み込まなければならぬ。

右の民族理想に心を潜める時、日本國は忠を本として建てられた國である。然しこの「忠」なる意義は、字こそ支那字の「忠」を借りて來てゐるが決して支那の「忠」の如く「孝」と對立した所の「忠」ではなく「孝」を統括する所の「忠」である。否な孝、仁、義、禮、智、信等あらゆる徳目を統括する「忠」である。即ち我國では忠は百行の本なりと云ふ思想である。

かく天皇を見上げ奉る時に我々日本臣民は彌やが上にも天皇をマコトの表現者たらせ給ふべく、不斷の向上努力をせねばならぬ。そうしてこれが自己の念願、……やがては欲求になつて來る時、何等自他の區別なく、天皇の御心に歸一し奉つるのである。蓋し國に盡すとか世のために働くとか云ふ

事は、義務とか責任とかの程度を越えて自己内心の已むに已まれぬ欲求となつてこそ眞の愛國者と云へるのである。この不斷の努力を容觀視すれば即ち「いやさか」の精神であるをうして「いやさか」の心持は三種の神器によつて表現されてゐる。

以上は専ら冷靜なる國民の理想信念の方面より「忠」の意を明にしたのであるがこの外に日本臣民と皇室との關係は義に於ては君臣であるが、情に於ては親子である方面を忘れてはならぬ。第一條に「忠」と「孝」とを相連らねたのは天皇に對し奉つて「忠」を、親に對して「孝」を勵むのであると解するより、「忠」は國民の理想信念として天皇に對し奉る心持であり、「孝」は一面に臣子の情としての皇室に對する心持と、個人自らが親に對する所謂「孝」の心持との二つを意味するものと解するが正しいと思ふ。

「勵む」の語を用ひたのは彌やが上にも彌や進んで忠孝の行を實踐するの意氣込である。

## 二、健兒は公明正大、名節を生命とする。

第一條には健兒の世に生きんとする大信條を定めたに對し第二條第三條は自警を意味してゐる。その行爲は公明正大であつて卑怯未練の振舞のない事、日月とその明を競はんとするが如き、威嚴のある態度、かの孟子の云ふが如く富貴も淫すること能はず、貧賤も移すこと能はず、威武も屈すること能はざるが如き軒昂たる意氣を表はした態度である。小策を弄したり、愚痴を滾したり、陰口をきくなどは最大の屈辱と



考ふべき廉耻心のある態度である。

「名節を生命とする」とは一死にかけても己が節操を厳守し、利を逐ふて走るが如き事や、阿諛迎合等を屑しとせぬ心持である。節操と生命と孰れが重きと云はれれば生命を棄てゝも節操をとると云ふ意氣込である。

### 三、健兒は有爲、世を益することを務とする。

「有爲」とは備へ常にあるの意で何事でも善益の事は自ら進んで爲し、又不義不正に對しては敢然とその真相を看破してこれを彌榮の精神で美化、淨化して行くの意である。茲に最も注意を要するのは、不義不正を蛇蝎視して、自ら獨り清しとなすはいまだ「有爲」と云ふ可きでない。その不義不正にも濶達清澄な自己の心境を以て對し却つてこれを活用し、善導して世を彌や榮えに榮えしむる様利用する事が即ち世を益することになるのである。そうして健兒はこの彌榮の心持を以て世を益する事が自己の任務、本分とするのである。

### 四、健兒は互に兄弟、總ての人を友とする。

本條と第五條第六條第七條とは健兒の人に對する態度を規定したものである。

先づ「健兒はお互に兄弟である」と云ふ事は同じ心持を抱いてゐる一心同體のものであると云ふ意である。假令、同じ親から生れずとも、同じ精神で結んだものであるから兄弟と云ひ得るのである。従つて健兒はその仲間にに失敗や、悪い事があつても皆が寄つて、たかつてこれを善いやうに導き、後の始末をつけてその兄弟をして過失のないやうにする事が最

大切なのである。人には「なくて七癖」と云つて癖があるから、この癖を寛容して且つ直して行く襟度がなくてはならぬ

次に「總ての人を友とする。」人は哲學的に云へば同じ大生命より流れ出た「生命その者」であると云ふ事が正しい見解であると思ふ。甲と乙と婚して丙なる子を生むと云ふ事は實は大生命の存在を前提して初めて首肯さるべき事である。お互は神（造物者）の御子なるが故に、………換言すれば同じ根源より出たものであるが故に………即ち同じ大生命より發して、個々に別れたものであるが故に、お互に懐しい或情を有し、同情の念を起し得るのである。この感情を益々純化して行く處に「總ての人を友とする」の感が當然に出てくるのである。

「總ての人が友である」と云はずして「友とする」と云つたのは只「友である」と云ふ觀念でなく「友として」の愛情を盡すの意である。「友である」と云へば悪人も亦「友である」と云ふ事になつて、事實を靜的に觀る感があるが、「友とする」と云ふ以上悪人に對しても、人情を以て少しも敵視せずして相愛して、彼の善人たるべきやうに盡して行く事となるのである。

### 五、健兒は常に親切、動植物を愛する。

健兒は「常に」親切でなければならぬ。人は誰しも時に親切であり得る。しかし健兒は「常に」即ち何時でも親切であらねばならぬ。前條の兄弟の心持、友人たるの心持を自らの内心に深めて行けば行く程、その親切は「常に」でなけれ



ばならぬ。時に親切であり、時に優しい感情を持つだけでは健兒としては足らぬのである。

なほ、この「常に」が本條にのみあつて、他の條項にないのは「親切」と云ふのは一つ一つの行爲であるからである。此に反して「忠孝」、「公明正大」、「有爲」、「兄弟」等は孰れも心持の方を主観して規定したので、常にと云ふが如き形容詞を要しないのである。

#### 六、健兒は長上に信頼し、團各長に服従する。

「信頼」と云ふ語は時に世間では「疑はない」と云ふが如き意に解する事もあるが、茲では勿論心から、頼り信じて行く意である。自分の腑に落ちぬ所あれば遠慮なく、禮を以てこれを質し、常に信頼を深めて行くと共に、少しも心に結ほれのないやうにして行く事が大切である。世に疑心暗鬼を生ずると云ふが、只心の中で考へて推察して不信頼する心を藏してゐるが如きは實に男らしくもなく、健兒としても耻かしい事である。殊に少年團の事務を執り、又經營に當る時は意見の相違や主張の不一致より、心平かならざる場合も多くあるべきであるが、これに對して公明正大に振舞ひ、よく長上の決定に服する事は常に心掛けて行かなければならぬ所である。

「團各長」とは各人の屬する團の各長即ち、總裁、總長、團長、隊長、副長、等を意味し、訓練所に入所中はその所長以下の指導者を指すのである。

「服従」するとは夫れ等の人々と一心同體になつて信服し

て心から従ふ意である。少年團の集りは必ず一心同體の信念を基礎とすべきであるが故に服従は當然に外部より見れば絶對でなければならぬ。併しその當事者相互の心的状態は實は融け合つた只一心の存在が感ぜられる計りである。これが外形的の服従と甚しく異なる所である。彌榮の一心こそこの「服従」の一語を餘蘊なく解釋し盡すものである。

#### 七、健兒は快活、笑つて困難に當る。

「快活」とは平生の態度が常に元氣の溢れてゐて、活々してゐる事を云ふ。ポケットに手を入れたり、寒さうな形をして腰を曲げて歩くなども又暑さうなだらけた形をしてゐるのも健兒の姿勢ではない。

寒い、暑いを口にする事や、愚痴を並べ不平を云ふが如きも「快活」とは正反對の「因循姑息」と云ふものである。

「笑つて困難に當る」とは困難に會つても顔色も變へず、綽々として餘裕ある事である。周章狼狽などと云ふ事も「困難」が來た時に「備なき」より來る一精神状態である。「笑つて」の一語は味へば味ふ程妙味がある語で「憂き事のなほこの上に積もれかし、限ある身の力ためさむ」と云ふ意氣である。只一言すべきはニヤニヤ笑ひや、嚴肅にすべき時の慚かし氣な笑は健兒が嚴禁すべき所である。

#### 八、健兒は恭謙、禮儀正しい。

健兒は皆心の富んだ、裕々した心の持主でなければならぬ物質的富の有無に拘らず、精神的には富める者であるとの自尊がなければならぬ。この自覺あつてこそ、假令、身は陋巷



に在つても堂々、王公貴人とも交はり得るのである。従つて  
据傲は健兒に許され得ない悪徳である。非禮は最も糺彈さ  
べき悪徳である。言語の野卑や、行動の粗暴は健兒としては  
耻づべき事である。健兒は現代の「さむらひ」である。この  
雄々しい、華々しい健兒の生活にこの一條の實踐は外部の人  
々をして健兒精神を一番速に會得せしむべきものである。電  
車、汽車の中でも、街路上でも、健兒が先づ批評されるのは  
この一條の表はれ如何による。

#### 九、健兒は勤儉質素である。

健兒は「低く生活して高く思考する人」でなければならぬ  
簡易に生活し少しでも心の餘裕を作つて人を益し、世の爲め  
を計らなければならぬ。

日本の今日は甚残念であるが、人々の物質欲が甚しく大き  
すぎる。外見を飾り過ぎる。人の批評を気にし過ぎる。人か  
ら物質上の貧者と見られはすまいかと云ふ事を気にしてゐる  
人々が多い。一言にして蔽へば自己の尊貴を忘れて、大勢の  
渦巻に弄ばれてゐる。何と云ふ屈辱であらう。健兒は斷じてこ  
の潮流を轉向せしめなければならぬ。更に繰り返す。健兒は  
現代の「さむらひ」である。目前に見るあの輕佻華美な風潮  
に對し毅然たる態度を以て戦ふの堅志がなければならぬ。

尙一言すべきは、「見掛けがよいから」とか又は「安價であ  
るから」木綿より絹物を撰ぶと云ふやうな心境は健兒精神と  
して耻づべき事である。「見掛け」を棄て、「實用」をとれ。  
「安價にのみ」心を勞する代りに「足るを知れ」。これが本條

の最強く高唱する所である。

#### 十、健兒は心身共に清い。

この一條は**おきて**の結句である。前九ヶ條を體得し來り、  
更に自己が自己に命ずるに「心身共に清い」の一條を以てす  
る。過激な空想や、突飛な夢想や、は心を汚すものである。  
酒色に溺るゝ青年を見る時、健兒は彼等の身體の清からざる  
を憫まなければならぬ。清い健兒の瞳を開いて世相を凝視す  
る時、我が心身の清さは如何にこの世に誇るべき自己なるか  
を知るであらう。

第八條以下「禮儀正しい」と云ひ、「勤儉質素である」と云  
ひ、「心身共に清い」と云ふ。孰れも自己に對する、自己の斷  
定である。この堅志と決心とを持たざる時、健兒としての自  
己は存在せぬのである。「健兒が恭謙で禮儀正しくする」の  
ではない。「健兒が勤儉質素にする」のではない。健兒が、心身  
共に清くする」のではない。禮儀正しい。故に健兒なのであ  
る。「勤儉質素である」故に健兒なのである。「心身共に清い」  
から健兒なのである。此れ等の徳目なくば名は健兒と云ふも  
健兒の本質はないとの意である。

以上は「おきて」の根本的説明である。

惟ふに「おきて」の意味する所は頗る廣汎で到底詳しきに  
亘つて釋義する事は困難であるから、大體を此處に説明する  
に留めた。(二荒芳徳述)



## 「いやさか」について

總て一つの精神的運動には一つの精神的旗印が必要である。明治維新のそれは「王政復古」であつた。五ヶ年に亘る世界大戦のそれは「人道」であつた。この旗印のためには戦場より雲山萬里を距てた米國の壯丁も勇んで佛國の戦場で死んだ。それは「人道」と云ふ色彩顯著な旗印の下に死んだのである。我が少年團の精神的旗印としては「いやさか」以上によいものを見出し得ぬ。そしてこの理由の下に少年團日本聯盟はその加盟團に對して「いやさか」を祝聲として採用する事を要請してゐる。「いやさか」の説明については次の如くである。

三種の神器——我が國の徽章は我が民族の有する信條を象徴する唯一のものである。その中の八尺瓊やぎにの勾玉といふものは、彌榮瓊やぎにの勾玉まがたまといふので天壤と共に彌榮いづさかえる事を意味する神寶である。

「イヤサカ」(彌榮)の思想は日本最古の思想であり、又永久不退轉の意氣込を意味する發聲である。

掛聲である「ヨイヤサ」の「ヨイヤサ」、又「イヤサ」の「イヤサ」などいふも彌榮のつまつた音である。

抑々『萬歲』の語は明治二十二年頃から一般に用ゆる様になつた語であるさうだ。而もその發音は漢吳の双方の綴り合せて『ばんざい』と發音する事となつて居る。蓋し『まんざい』又は『まんせい』では高唱に不便な所から、斯く『ばん

ざい』と云ふ様な重箱讀が始まつたのであるらしい。

第一は發聲上の便否である。

「ば」の發音は口を開く音であり「い」の發音は口をづ閉る音である。即ち初め廣がり末が狭ばまる發音方法である。日本で目出度場合に「末廣」を贈るのは末の益々彌々廣がる事を祈る意であるのに、「萬歲」の發音上よりも「末せばまり」であり又發音を實際して見ると、決して「ばんざい」とは高唱できない。寧ろ「ばんざー」と發音するの餘義ない様になる事は實驗する所である。

殊に「ば」も「ざ」もにごつた音で面白くない。

第二に「萬歲」の語の頗る限定的なること。千の十倍に過ぎぬ。天祖の神勅の如く將又吾人の信念の如く、天壤無窮の寶祚を慶賀し奉るに「萬歲」と限るのは如何にも短かくはないか。「日本帝國萬歲」の高唱は天祖の神勅の「豐葦原の千五百秋の瑞穂の國の天壤無窮」たる事を寧ろ裏切る發聲の仕方ではないか「無窮」より「萬」を見れば萬も亦零に等しい。夫れ故神勅の天壤無窮より見れば萬歲を以て日本の前途を祝福するのは甚しく不當である。

第三に萬歲は支那よりの傳來語であるに反し、「彌榮」は日本古代の純粹なる「やまことば」である。而も萬歲は、唐末以來多く支那で天子の個人を慶賀する時に用ひた形跡が多いのと、或る場合には「メめたぞ」「旨い旨い」とも云ふやうな時に「萬歲」を唱へて居る。而も支那でも、周末より前には此の萬歲を呼ぶ事はなかつた事は祖庭事苑考に出て居る。



此の如く萬歳は傳來語であるに反し、日本の古來に於いては「彌や榮ゆく」事は建國の大理想、大和民族に普遍なる大信仰であり、且宇宙進化の大理想である。神代に於ても天照大御神の天の岩戸に隠れ給ふた時、八百萬神は天地闇黒になつたにも拘らず、毫も退轉せざる事を表はせる天の安河原(彌<sup>すのかはら</sup>進河原)に會して彌々進み進んで行く参る上りの心(向上心)を以て遂に再び天照大御神の御出ましを願つた如きはよく日本人の純粹なる精神を現はして居る。

凡て吾々は此の世界の變動に對して少しも油斷も隙もあつてはならない。此の爲には「萬歳」と申す様な微温的限定的の三唱を廢して「彌榮」を三唱する様にしたい。

吾人は最も新らしく最も古い信念の下に生活々動を続けねばならぬ。

西諺には『日輪の光被する下何物と雖ども新しきものある可からず』といふ吾人は眞個の新に必ず日本最古の思想に立歸つての新ならざるべからずと信ずる。古道を無視して眞新は存在し得ないのだ。

吾人は眞新を慶せん爲、日本最古の新に立歸る可く「彌榮」の三唱を提唱する。

いざ、いざ、吾が天皇陛下の彌榮を三唱せん。

天皇陛下 いやさかー いやさかー いーやーさーかー

## 健兒等級及技能章考査規程

第一條 本聯盟加盟團健兒ノ等級及技能章ノ考査ハ本聯盟ニ於テ公認シタル考査員之ヲ行フ

第二條 考査ハ本聯盟所定ノ標準ニ據ル

第三條 考査ニ合格シタル健兒ハ本聯盟所定ノ徽章ヲ佩用ス但シ少年健兒技能章ハ紙製ノモノヲ健兒票ニ貼付シテ便宜佩用ニ代フルコトヲ得

徽章ハ團長又ハ隊長ノ證印アル交付願ニ對シ本聯盟需品部ニ於テ供給ス

本聯盟所定以外ノ徽章ヲ佩用スルコトヲ得ス

第四條 考査ニ合格シタル者ニシテ爾後ニ於テ考査員ニ依リ其資格ナシト認メラレタル時ハ再考査ニ合格スルマデ一時徽章ノ佩用ヲ停止シ之ヲ返還セシム

第五條 團長ハ毎年三月末日及九月末日ニ於テ左記様式ニ依リ考査ノ結果ヲ聯盟本部ニ報告スルモノトス

### 附 則

當分ノ内團長隊長若シクハ團長ニ於テ適當ト認ムル者ヲシテ考査ヲ行ハシム



技能章授與報告書

自大正 年 月 日  
至大正 年 月 日

團名		團長記名					
技能章	新授與數	累計	現在數	技能章	新授與數	累計	現在數
此欄=技能章名ヲ全部記入ス							
計				計			
備考							

等級章授與報告書

自大正 年 月 日  
至大正 年 月 日

團名		團長記名		
等級	新授與數	累計	現在數	
計				
備考				

健兒種別等級及制服規則

第一條 健兒ハ之ヲ分チテ左ノ三種トナス

- 幼年健兒
- 少年健兒
- 青年健兒

幼年健兒

第二條 幼年健兒ハ滿八歳乃至十二歳タルヲ要ス

幼年健兒ヲ見習、二級、一級ノ三等級ニ分ツ

幼年健兒ノ制服ハ下ノ如シ

健兒章 少年健兒ニ同ジ

帽子 運動帽、但シ學帽ニテモ可謂章ハ布製トシ、正面

ニ付ス圖案ハ健兒章ニ同ジ

上衣 少年健兒ニ同ジ又ハジヤージ形

ズボン 少年健兒ニ同ジ

襟飾 三角或ハ四角ノ布

同一隊ニ屬スルモノハ同色ノモノヲ用フ

靴下 長靴下、色ハ黒、茶、鼠ニテ無地ノモノ

靴 任意

雜囊 任意、ナルベク背囊或ハリユツクサツクヲ用フ

班別章 三角形ノ布片ヲ左腕ニツク

同一班ニ屬スルモノハ同色ノモノヲ用フ



等級章 赤座ニ金櫻、班別章ノ下ニ並列シテツク  
技能章 右腕ニツク  
年功章 赤座ニ金星。左ポケットノ上ニツク一年一個トシ  
五個ハ金大星一個ニ換フ但シ缺席多キカ又ハ成績  
不良ノ者ニハ年功章ヲ與ヘザルコトヲ得

外套 任意

但シ當分ノ間各團特定ノ制服ヲ用フルモ可

第三條以下第五條マデ未定ニツキ採録セズ

### 少年健兒

第六條 少年健兒ハ滿十一歳乃至十八歳マデタルヲ要ス

少年健兒ヲ見習、二級、一級ノ三等級ニ分ツ

少年健兒ノ制服ハ下ノ如シ

健兒章 布製ノモノ、左ポケット中央ニツク

帽子 健兒帽、帽章ハ金屬製トシ正面ニ附ス帽章ノ圖案  
ハ健兒章ニ同ジ

上衣 シヤツ式カーキー、鼠、青、白色イヅレヲ用フル  
モ可

地質任意

ズボン 半ズボン、膝ノ上ニテ切ルコト、色ハ上衣ニ同ジ  
但シ黒色ノモノモ可

襟飾 三角或ハ四角ノ布、本部ニ於テ特ニ指定シタルモ  
ノ外無地ヲ用ヒ紋章ヲ附セズ  
同一隊ニ屬スルモノハ同色ノモノヲ用フ

靴下 長靴下、黒、茶、鼠色ニテ無地ノモノ

靴 任意。

雜囊 任意、ナルベク背囊或ハリユヅクサツクヲ用フ

團仗 長サ、材料トモ任意、米、糶ノ度盛ヲナスコト

班別章 長サ十二糶、巾二、五糶ノ色リボンヲ用ヒ、左肩  
ニツク

等級章 右腕ニツク

年功章 綠座ニ金星左ポケットノ上ニツク。一年一個トシ  
五個ハ金大星一個ニ換フ。但シ缺席多キカ又ハ成  
績不良ノ者ニハ年功章ヲ與ヘザルコトヲ得

幼年健兒ノ年功章ハ少年健兒年功章ノ初位ニ併セ  
佩用ス

小刀 任意

笛 紐ニツケテポケットニ入レ或ハ腰ニ下ダ

外套 任意

但シ當分ノ間、各團特定ノ制服ヲ用フルモ可

第七條 假入團者ニシテ次ノ考查ニ合格シタル者ハ見習健兒  
トス

一、宣誓、おきて、標語、敬禮法、徽章ニツイテ知ルコト

二、我國體ノ精華及び我國旗ノ意味、由來、掲揚法ヲ知り  
我國ト關係深キ外國ノ國旗六種以上ヲ知ルコト

三、結索法八種（本結、一重接、引トケ結、舩結、卷結、  
一ト結、二タ結、捩結、天蠶結、挺結、縮結、垣根結、  
腰掛結、索端止メノ中）及び團仗ノ操法ヲ知ルコト



第八條 見習少年健兒ニシテ次ノ考査ニ合格シタル者ハ二級少年健兒トス

- 一、見習トシテ三ヶ月以上ノ勤務ヲナスコト
- 二、三十分間ニ二キロノ追跡ヲナシ得ルコト  
或ハ二十四種ノ小物品ヲ一分間觀察シタル後十六個以上記憶シ居ルコト
- 三、健兒歩調ニテ十五分間ニ二キロヲ行クコト
- 四、十六方位ヲ知ルコト
- 五、小刀、斧ノ使用法ヲ知り、衣服ノ小破損ヲ修理シ得ルコト
- 六、野外ニテ火ヲ焚キ、飯盒炊事ヲナシ、味噌汁及び簡單ナル副食物ヲ作り得ルコト
- 七、二夜以上野營ノ經驗ヲ有スルコト
- 八、下ノ救急手當法ヲ知ルコト  
卒倒、創傷、打撲傷、火湯傷、咬傷、螫傷、凍傷、鼻血、眼ノ塵、腹痛、中毒、止血法、繃帶法、患者運搬法
- 九、片假名手旗信號及ビ各種暗號、記號ヲ知ルコト
- 十、貯金壹圓以上ヲ有スルコト

第九條 二級少年健兒ニシテ次ノ考査ニ合格シタル者ハ一級少年健兒トス

- 一、二級トシテ三ヶ月以上ノ勤務ヲナスコト
- 二、武道ノ心得アルコト
- 三、五十米以上泳ギ得ルコト  
但シ醫師ノ證明ニヨリ水泳ガソノ少年ニ有害ナルトキ

ハ救急、案内、信號技能章ノ中一ツヲモツテコレニ代フルコトヲ得

- 四、下ノ救難處置法ヲ知ルコト  
火災、溺死、地震、碎氷、電撃、瓦斯漏洩、狂犬及ビ人工呼吸法
- 五、單獨ニテ或ハ壹人ノ健兒ヲ伴ウテ二日間ニ、徒歩ナラバ十二キロ、自轉車或ハ馬ナラバ二十五キロノ旅行ヲ試ミ、コレガ詳細ナル記録ヲ作ルコト
- 六、モールス信號ヲ知ルコト
- 七、野菜料理三種以上、鳥、獸、魚肉料理各一種以上ヲ作り得ルコト  
食糧品ニツキ營養上ノ價值ヲ知ルコト
- 八、各種野營生活法ヲ知り、コレガ經驗十夜以上ヲ有スルコト
- 九、地圖ノヨミ方、略圖ノ描キ方ヲ知り、磁針ニヨラズ方位ヲ發見シ得ルコト
- 十、數、長サ、重サ、面積、體積ノ推測ヲナシ、二割五分以上誤ラヌコト
- 十一、木工、金工、彫刻、繪畫等ニヨリ自己ノ創作ヲ發表スルコト
- 十二、植物、動物、礦物ノイヅレカヲ十五種以上觀察シソノ標本ヲ作ルコト
- 十三、貯金參圓以上ヲ有スルコト
- 十四、少ナクトモ一人ノ入團希望者ヲ紹介シ、コレヲ見習



少年健兒タラシムルコト

青年健兒

第十條、第十一條、第十二條未定ニツキ採録セズ

海洋少年健兒

第十三條 海洋少年健兒ハ之ヲ分チテ左ノ三等級トナス

- 一、海洋見習健兒
- 二、海洋二級健兒
- 三、海洋一級健兒

第十四條 假入團者ニシテ少ナクモ一ヶ月ヲ經過シ、次ノ考查ニ合格シタル者ハ海洋見習健兒トシ制服制帽ノ着用及ビ海洋健兒章ノ佩用ヲ許ス

- 一、宣誓、おきて、標語、敬禮法、徽章ニ就テ知ルコト
- 二、兩陛下 皇太子同妃殿下ノ 御名ヲ知ルコト
- 三、我國體ノ精華及ビ我國旗ノ意味、由來、掲揚法ヲ知リ我國ト關係深キ外國ノ國旗六種以上ヲ知ルコト
- 四、結索法六種以上ヲ知ルコト (本結、一重結、卷結、一ト結、二タ結、天蠶結、)
- 五、團仗ノ操法ヲ知ルコト
- 六、羅針方位ヲ知ルコト
- 七、短艇ノ種類ト撓、櫓、爪竿各部ノ名稱ヲ知ルコト

第十五條 海洋見習健兒ニシテ左ノ考查ニ合格シタル者ハ海洋二級健兒トス

合格者ニハ海洋二級健兒章ノ佩用ヲ許ス

- 一、見習トシテ二ヶ月以上ノ勤務ヲ爲スコト
- 二、百米以上ヲ泳ギ得ルコト
- 三、羅針盤ノ種類ト使用法、海圖ノ見方ヲ知ルコト
- 四、帆縫針、小刀、斧ノ使用法ヲ知り帆布、被服ノ小破損ヲ修理シ得ルコト
- 五、臨海原野ニ於テ飯盒炊事ヲナシ、味噌汁及簡單ナル副食物ヲ作り得ルコト
- 六、五日以上野營ノ經驗ヲ有スルコト
- 七、左ノ救急法ヲ知ルコト  
溺者、卒倒、創傷、打撲傷、火湯傷、咬傷、螫傷、凍傷、鼻血、眼ノ塵、腹痛、中毒、止血法、繃帶法、患者運搬法
- 八、艦船ノ種類ト其性能用途ヲ知ルコト
- 九、手旗信號及舷燈曳船信號等ノ船用燈火ノ概要ヲ知ルコト  
一〇、燈臺ノ種類ト燈火ノ性質種類ノ大略  
一一、潮流、潮候時ノ概要  
一二、撓、櫓、爪竿ノ取扱法ト其操法  
一三、航路標識、衝突豫防法ノ大要  
一四、救命浮標、救命袋、救命綱ノ投ケ方  
一五、貯金壹圓以上ヲ有スルコト



第十六條 海洋二級健兒ニシテ次ノ考査ニ合格シタル者ハ海洋一級健兒トス

合格者ニハ海洋一級健兒章ノ佩用ヲ許ス

- 一、二級トシテ一年以上ノ勤務ヲナスコト
- 二、臨海又ハ原野等各種野營生活法及之ニ十回以上ノ経験アルコト
- 三、劍道或ハ柔道、相撲ヲナシ得ルコト
- 四、貳〇〇米以上泳ギ得ルコト  
「拔手」 一〇米  
「クロール」 同  
「背泳」 同  
「シャツ」「ズボン」並ニ足袋着用ノ儘二〇米ヲ泳グコト

立泳ヲスルコト

- 五、左ノ救急、救難處置ヲ知ルコト  
溺者、船内火災、陸上火災、地震、洪水、難破船、瓦斯電氣漏洩、人工呼吸法
- 六、「モールス」信號、音響及發火信號、萬國旗旒信號ノ大要、旗旒信號ノ掲揚法ヲ知ルコト
- 七、食糧品ニ付キ營養上ノ價值ノ大體ヲ知り野菜料理三種以上鳥獸魚貝料理各壹種以上ヲ作り得ルコト
- 八、海圖地圖ノ讀方
- 九、測鉛法ノ實習、水ノ淺深略測法
- 一〇、方位交叉法ニテ船位又ハ島嶼等ノ位置ヲ知ルコト

一一、長さ、重さ、深さ又ハ面積、體積ノ推測ヲナシ三割以上ノ誤差ヲ生セザルコト

- 一二、木工、金工、鍛冶工、彫刻繪畫、寫真中ヨリ自己ノ創作ヲ發表スルコト
- 一三、海草類五種、魚類（淡水、鹹水共）十五種以上ヲ觀察シ其標本ヲ作ルコト
- 一四、五ツ以上ノ星座名稱、北極星ノ所在發見法ヲ知ルコト
- 一五、貯金參圓以上ヲ有スルコト

#### 海洋青年健兒

第十六條 所定ノ年齢ニ達シ左ノ考査ニ合格シタルモノヲ海洋青年健兒トス

合格者ニハ海洋青年健兒章ノ佩用ヲ許ス

- 一、班長、次長、旗手、鼓長其他一級健兒以上ノ海洋ニ關スル技能並ニ「健兒」精神ヲ有スルコト
- 二、三〇〇米以上水泳シ得ルコト  
一、拔手 二〇米  
二、シャツ、ズボン、足袋着用ノ儘二〇米。  
三、立泳一〇秒時間
- 四、水面下二米ノ潜水ヲナシ水中ニアル一〇斤以上ノ重量物ヲ持上グルコト
- 五、曳泳一〇米以上ヲ爲シ得ルコト（自分ト同重量ノ曳泳）



- 三、滑車ノ名稱ト利用法ヲ知ルコト
- 四、撓艇ノ指揮、達着、離脱及揚卸ヲ爲シ得ルコト
- 五、展帆、絞帆、縮帆、脚躡法及陸岸他艦船達着離脱法ヲ知ルコト
- 六、曳船ト被曳船ノ方法ヲ知ルコト
- 七、暴風警報、天氣豫報ノ信號ヲ判讀シ得ルコト
- 八、航路規則ノ大要ト航海日誌記載項目ノ記號ヲ知ルコト
- 九、十以上ノ星座、名稱、太陽系ノ構成ニ就テ知ルコト
- 一〇、隊ノ運動法、協同訓練及其管理法ヲ知ルコト
- 一一、簡易航海術ヲ知ルコト
- 一二、五晝夜以上航海ノ經驗ヲ有スルコト



## 幹部服制

第一條 本聯盟加盟團ノ幹部ハ次ノ制服ヲ着用スルモノトス

幹部章 聯盟章、左襟ボタン穴ニ佩ブ

帽子 少年健兒ニ同ジ

襟飾 綠色ネクタイ或ハ隊色ノ襟飾<sup>ネツカチーフ</sup>

上衣 カーキ色、折襟、ボタン付ポケット、共ギレバンド。革バンド或ハ肩吊付革バンドヲ用フルモ可

シャツ ワイシャツ或ハ健兒服ヲ用フ

ソノ他少年健兒ニ準ズ但シ階級章ハ佩用セズ

第二條 健兒指導ノ場合ニハ健兒服ヲ着用スルヲ常例トス

第三條 海洋少年團ノ幹部服制ハ別ニ之ヲ定ム



## 隊別章規程

第一條 隊別章ノ目的左ノ如シ

- 一、少年團日本聯盟ニ屬スル事ヲ明カニスルコト
- 二、所屬團ノ表示
- 三、幼年隊、少年隊、青年隊ノ何レニ屬スルヤヲ明カニスルコト

第二條 隊別章ハ左ノ四種トス

- |             |     |     |
|-------------|-----|-----|
| (甲)幼年隊      | 赤色地 | 白文字 |
| (乙)少年隊      | 綠色地 | 白文字 |
| (丙)青年隊      | 紫色地 | 白文字 |
| (丁)隊ニ屬セザルモノ | 白色地 | 綠文字 |

制式別圖ノ通、但シ縦一センチ半、横十センチトシ登録  
番號及團名略號ヲ假名又ハローマ字ニテ横書ス

第三條 隊別章ハ右胸ポケットノ上邊ニ接シテ佩用ス

第四條 數種ノ隊ヲ有スル團ノ幹部ハ二種或ハ三種ノ隊別章  
ヲ等分ニ綴ギ合ハセテ一箇ノ隊別章ヲ作ル、ソノ綴ギ合ハ  
セノ順序ハ胸ノ中心ニ近ク青年隊ヲ、次ニ少年隊、次ニ幼  
年隊ヲ置ク

數種ノ團ヲ有スル幹部ト雖モ任意ノ一隊別章ヲ用フルコト  
ヲ得

第五條 丁號隊別章(隊ニ屬セザルモノ)ヲ佩用スベキ者下  
ノ如シ

- 一、少年團日本聯盟本部

二、府縣聯盟並ニ之ニ準ズルモノ

三、郡市聯合團並ニ之ニ準ズルモノ

第六條 前條第一號ノモノニハ『本部』ト記シ、其他ハ府縣  
郡市等ノ範圍ヲ明確ニシタル團名略號等ヲ記スベシ  
一人ニシテ前條ノ二號以上ヲ兼ヌル者ハ最上級ノ一種ノミ  
ヲ佩用ス、但シ任意ノ一ヲ擇ブモ妨ゲナシ

第七條 丁號隊別章ハ場合ニヨリ佩用ヲ省略スルコトヲ得又  
他ノ隊別章ト併セテ佩用ノ要アル時ハ丁號章ヲ上ニシテ上  
下ニ接觸セシム

第八條 隊別章ハ本聯盟需品部ニ於テ有料ヲ以テ供給ス



## 幼年健兒技能章規程

幼年健兒技能章ハ次ノ四類十二種ニ分ツ

- 第一類 知能ニ關スルモノ 徽章ノ色ハ青
- 第二類 手技ニ關スルモノ 徽章ノ色ハ黄
- 第三類 奉仕ニ關スルモノ 徽章ノ色ハ赤
- 第四類 健康ニ關スルモノ 徽章ノ色ハ綠

### 第一類 知能ニ關スルモノ

約束一私ハコノ徽章ヲ得タ後モ全力ヲツクシテ、コレガ實習  
(又ハ蒐集、觀察)ヲ續ケテイキマス

#### 第一種 信號章

- 一、片假名手旗信號ヲ發受シ得ルコト
- 二、各種記號暗號ヲ知ルコト

#### 第二種 蒐集章

- 一、切手、繪葉書、或ハ植物、動物、地質學上ノ標本等ヲ  
蒐集シ、コレヲ組織的ニ奇麗ニ排列スルコト
- 二、或ハ切抜帖ヲ續ケテ作ルコト

#### 第三種 觀察章

此徽章ヲ得ルタメニハ特別ナル約束ヲナス

約束一私ハ人々ニ對スルト同様ニ動植物ニモタメニナルコト  
ヲイタシマス

- 一、野外ノ鳥類或ハ獸類五種以上ニツキノ名稱、形態、  
習性等ヲ知ルコト

一、或ハ三十種以上ノ植物ニツキノ名稱、形態、効用等  
ヲ知ルコト、ソノ中有毒、食用植物ヲ多ク含ムコト

三、食用草ト有毒草トノ區別及ビ後者ヲ食シタル時ノ手當  
法ヲ知ルコト

都會地ノ健兒ハ、ソノ代リニ、

八百屋ノ店頭ニドノ季節ニ、ドンナ果物ヤ野菜ガアル  
カソノ價ノ大體ヲ知ルコト。

又地上目標、磁針、各種記號ニヨリ追跡シ得ルコト

キムスゲーム、店ノゾキノ遊戯ニテ三割以上誤ラヌコ  
ト

### 第二類 手技ニ關スルモノ

約束一私ハ始メニ失敗シテモ、成功スルマデヤリ續ケマス

#### 第四種 編物章

次ノ各項ノ中三種以上ヲナシ得ルコト

- 一、麥藁細工デ籠、眞田、其他ヲ編ムコト
- 二、竹、柳、アケビ、羊齒ニテ小物品ヲ作ルコト
- 三、經木細工ヲナスコト
- 四、網ヲ作り、或ハ修繕スルコト
- 五、藁細工ヲナスコト

#### 第五種 美術章

- 一、風景、人物或ハ靜物ノ寫生ヲナスコト
- 二、臨畫、記憶畫、想像畫等ニテ一出來事ヲ描クコト  
(畫用紙ハツ切大以上ノモノ、用材ハ任意)



三、木、金、粘土、ボール紙等ニテ人物、鳥獸、家、村、舟等ノ模型ヲ作ルコト（高サ或ハ長サ十五種以上ノモノ）

### 第六種 木工章

- 一、鋸、鉋、鑿、小刀等ノ取扱方ヲ知り小刀ノ研ギ方ヲ知ルコト
- 二、木工ニテ任意ノ製作品三種以上ヲ作ルコト  
コレニハ簡單ナル工作圖ヲ添フルコト
- 三、圖案ノ法則ヲ知り、自ラ圖案ヲ創作スルコト
- 四、次ノ木材ノ中四種ヲ見分ケ、且ツ其用途ヲ知ルコト  
松、杉、檜、落葉松、栗、桐、樺、栴、米松

### 第三類 奉仕ニ關スルモノ

約束—私ハ他人ノタメニ骨身ヲ惜シマセン

### 第七種 救急章

- 一、止血法ヲ知ルコト
- 二、三角布ニテ手、頭ニ繃帶スルコト大提肘ヲナスコト
- 三、着物ニ火ノツイタ時ノ處置、火傷湯傷ノ手當法ヲ知ルコト
- 四、眼ノ塵、卒倒者ニ對スル手當法ヲ知ルコト

### 第八種 家事章

- 一、部室ノ掃除、雜巾掛ヲナスコト
- 二、火ノ焚キ方、或ハ瓦斯ノ使用法ヲ知ルコト
- 三、湯ヲワカシ、茶ノ出シ方ヲ知ルコト
- 四、小刀、庖丁ノ研ギ方、食器ノ洗ヒ方ヲ知ルコト

### 第九種 案内章

- 一、大都市ニ通ズル道及ビ略其里程ヲ知ルコト  
附近ノ町村及ビソレヘノ里程ヲ知ルコト
- 二、道ヲ尋ネラレタトキ、ハツキリト丁寧ニ道ヲ教ヘ得ルコト
- 三、簡單ナ傳言ヲ正確ニナシ得ルコト
- 四、左ノ所在及ビ距離（隊本部或ハ自家ヨリ）ヲ知ルコト  
警察署（駐在所）、消防署、醫師（病院）、藥屋、旅館、各種食糧品、日用品ノ販賣店
- 五、隊本部ヲ中心トシテ半徑一軒ノ地積内ニ於ケル近道ヲ知ルコト
- 六、大體、距離（里程）ノ推測ヲナシ得ルコト
- 七、附近ノ古蹟、名所ニツキ大體ノ知識ヲ有スルコト

### 第四類 健康ニ關スルモノ

約束—私ハ私ノ心ト身ノ健康ヲ保ツタメニ全力ヲツクシマス

### 第十種 體育章

左ノ中二種以上ソノ標準ニ達スルコト

- 一、徒步競争 一分間 三〇〇米
- 二、跳躍 {走高跳 一・二米  
走巾跳 三・五米
- 三、登攀 (棒或綱) 三米
- 四、蹴球投 {投ゲ方 一四米  
受ケ方 一〇米
- 五、柔道、劍道、棒術、相撲ノ中一ツニツキ初歩ノ心得ア



ルコト

第十一種 水泳章

- 一、二十五米ノ水泳（泳法任意）ヲナスコト
- 二、一分間背浮ヲナスコト
- 三、背泳（手ヲ胸ニオイテ）ニテ十五米ヲ泳グコト
- 四、潜水（深サニテ二米、距離ニテ五米、時間デ五十秒間）  
ヲナシ得ルコト

第十二種 團體競技章

- 一、團體競技ノ一員タルコト  
ベースボール、フットボール、バスケットボール等
- 二、一期六回以上ノ競技ニ参加スルコト



## 少年健兒技能章規程

### 技能章目錄 (五十音順)

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1 案內章    | 2 石工章    | 3 印刷章    |
| 4 園藝章    | 5 沿岸監視章  | 6 音樂章    |
| 7 開拓章    | 8 革細工章   | 9 籠造章    |
| 10 家畜章   | 11 機關章   | 12 救急章   |
| 13 弓術章   | 14 騎乘章   | 15 漁撈章   |
| 16 金工章   | 17 繪畫章   | 18 建築章   |
| 19 劍道章   | 20 航空章   | 21 公衆衛生章 |
| 22 個人衛生章 | 23 裁縫章   | 24 柔道章   |
| 25 自轉車章  | 26 自働車章  | 27 事務章   |
| 28 射擊章   | 29 寫真章   | 30 手技章   |
| 31 消防章   | 32 信號章   | 33 水泳章   |
| 34 水難救助章 | 35 炊事章   | 36 スキー章  |
| 37 相撲章   | 38 製茶章   | 39 製圖章   |
| 40 洗濯章   | 41 漕艇章   | 42 測量章   |
| 43 測候章   | 44 體育章   | 45 竹細工章  |
| 46 彫刻章   | 47 鳥類保護章 | 48 通譯章   |
| 49 電氣章   | 50 電信章   | 51 天文章   |
| 52 陶工章   | 53 農業章   | 54 博物章   |
| 55 棒術章   | 56 紡織章   | 57 水先案内章 |
| 58 無電章   | 59 木工章   | 60 野營章   |
| 61 養魚章   | 62 養禽章   | 63 養蠶章   |
| 64 養蜂章   | 65 喇叭章   |          |



(以上六十五種)

### 案内章

- 一、團本部ヲ中心トシテ附近ノ詳細ナル地理ヲ知ルコト  
其中消防署、警察署、病院、藥店、公設市場、市町村役場、學校、郵便局、電信局、電話局、鐵道、電車道、乗合自動車道、食料品店、主ナル工場、自動車々庫、自転車修理屋等ヲ含ム（人口二萬以下ニ於テハ半徑三キロ人口二萬以上五十萬マデハ半徑二キロ、人口五十萬以上ニテハ半徑一キロ）
- 二、附近四キロ以内ノ地ナラバ未知ノ人ヲ何處ヘデモ案内シ得ルコト  
附近ノ主ナル町村及ビ其地方ノ主ナル市ニ至ル大體ノ道順ヲ示シ得ルコト
- 三、附近ノ名所、舊跡ニツイテ大體ノ智識ヲ有スルコト

### 石工章

- 一、石材ヲ識別シソノ性質用途ヲ知ルコト
- 二、石工ノ用具ニ關スル智識ヲ有シ、鑿ノ燒入ヲナシ得ルコト
- 三、自然石ニテ高サ一メートル長サ二メートルノ石垣ヲ作ルコト或ハ切石ニテ家屋ノ土臺ヲ作りマタ据付ケヲナスコト
- 四、接合材料ニツイテノ智識及ビソノ用法ヲ知ルコト

- 五、石ニ簡單ナル彫刻ヲナシ得ルコト、(文字、繪、健兒暗號等)

### 印刷章

- 一、活字、印刷機及ビ用紙ノ大サ名稱ヲ知ルコト
- 二、文撰、植字、校正ヲナシ得ルコト
- 三、自ラ小サナ引札ヲ組ミコレヲ印刷シ得ルコト
- 四、紙型鉛版及ローラーノ製法ヲ知ルコト
- 五、手引、足踏、動力ノ印刷機械ヲ使用シ得ルコト

### 園藝章

- 一、少ナクトモ四坪以上ノ土地ヲ耕作シ、六種以上ノ野菜又ハ花卉、或ハ三種以上ノ果樹ヲ栽培セル經驗ヲ有スルコト
- 二、蔬菜ニツイテハ促成、抑制、軟化栽培ヲナシ得ル種類ヲ知り、其栽培法ノ大要ヲ説明シ得ルコト  
果樹ニツイテハ剪定整枝ノ方法及ビ効果ヲ知り實施ノ經驗ヲ有スルコト
- 三、果樹六種、蔬菜及花卉十種以上ノ名稱ヲ知ルコト
- 四、自己ノ栽培セル植物ニツイテノ年中行事ノ課程ニ習熟スルコト
- 五、肥料ニツイテノ智識ヲ有スルコト
- 六、自己ノ栽培セル植物ニ發生スル病虫害ノ驅除豫防法ヲ知ルコト

### 沿岸監視章



- 一、團本部所在地港灣沿岸十二軒（約六湮）ノ線ニ於ケル六軒（約三湮）以内ノ海岸線大體ノ狀況、五尋以内ノ淺瀬ノ線、航路附近危險ナル暗礁ノ所在ヲ知ルコト
- 二、右港灣又ハ沿岸ニ生ズル潮流ノ方向、潮ノ干満ノ差、大潮、小潮時ニ於ケル水面ノ大體ノ狀況ヲ知ルコト
- 三、港灣沿岸ニテ土地不案内ノ漕走帆走汽走ノ小舟船舶又ハ水泳者等ニ危險ナル潮流並ニ難所ヲ知り是等ノ危難ニ陥ラントスル人又ハ船舶ニ注意又ハ信號ノ方法ヲ知ルコト
- 四、小舟又ハ吃水淺キ船ノ都合好キ上陸地點及風波ヲ避ケ得ル地點ヲ知ルコト
- 五、沿岸附近通航船舶ノ主ナル國旗、軍艦旗ヲ識別シ得ルコト
- 六、沿岸附近燈臺ノ主ナル種類、燈光到達距離、燈火ノ照光状態ヲ知ルコト
- 七、暴風警報、天氣豫報ヲ判別シ得ルコト
- 八、萬國信號ニ依ル船舶救難信號、火箭、號火信號等ヲ心得ルコト
- 九、難破又ハ衝突坐礁等ノ遭難船等發見ノ際、直ニ其ノ附近ニ在ル港務部港務局又ハ水難救濟所等ニ通報通信ノ手段ヲ知ルコト

### 音 樂 章

- 一、音符（本譜）ヲ讀解シ得ルコト
- 二、各自ノ好ム樂器ヲ正シク奏シ其樂器ノ特徴及ビ保存法ヲ知ルコト

- 三、發聲正シク獨唱、或ハ合唱ヲナシ得ルコト

### 開 拓 章

- 一、約二米突ノ輕便架橋ヲ設計スルコト
- 二、二米突ニ四米突ノ小屋ヲ建設シ得ルコト
- 三、直徑二十糎以下ノ樹木ヲ伐倒シ得ルコト
- 四、天然石ヲ以テ高サ約一米突ノ石垣ヲ築キ得ルコト
- 五、十種以上ノ結索法ヲ知ルコト

### 革 細 工 章

- 一、製革法ノ大略ヲ知り保存手入ヲ爲シ得ルコト
- 二、簡易ナル靴其他革製品ノ修繕ヲナシ得ルコト
- 三、革帶、革紐其他簡單ナル革製品二三種ヲ作り得ルコト

### 籠 造 章

- 一、籐、藎、藁、竹、アケビ蔓、藤蔓等ノ中一種以上ニツキノ原料ノ產地、加工法ヲ知ルコト
- 二、少ナクトモ二種以上ノ籠ヲ自ラ製作スルコト

### 家 畜 章

- 一、各家畜ノ習性及用途ヲ知ルコト
- 二、家畜少クモ壹種（犬猫ヲ含マズ）ヲ壹ケ年以上飼養セル經驗アルコト
- 三、經驗セル家畜ニツキ種類特徴ヲ二點以上舉ゲ得ルコト
- 四、家畜ノ罹リ易キ胃腸病ノ症狀並ニ之ニ對スル手當法ヲ知ルコト

### 機 關 章



- 一、電動機、蒸汽機關、内燃機關ノ原理ヲ知ルコト
- 二、簡單ナル製圖ヲ爲シ得ルコト
- 三、自ラ電氣モーター、又ハ蒸汽機關ノ簡易ナル模型ヲ作成シ提示スルコト
- 四、二馬力以上ノ電動機又ハ内燃機關、又ハ小型汽關取扱ノ經驗アルコト

### 救 急 章

- 一、下ニ對スル處置法ヲ知ルコト  
卒倒者、溺死者、感電者、狂犬、毒蛇ニ咬マレタ者
- 二、頭、足、首、手ノ繃帶法ヲ知ルコト
- 三、身體各部ノ動脈及ビ靜脈出血ヲ止ムル法ヲ知ルコト
- 四、傷ニ黴菌ノ入ラヌ様ガーゼヲ用フル法ヲ知ルコト
- 五、腕或ハ足ノ骨折ニ副木ヲ副フル法ヲ知ルコト
- 六、人工呼吸法ヲ知ルコト
- 七、患者運搬法ヲ心得居ルコト

### 弓 術 章

- 一、立射ノ型ヲ正シク爲シ得ルコト
- 二、坐射ノ型ヲ正シク爲シ得ルコト
- 三、廿間以上ノ距離ヨリ射テ下ノ成績ヲ收メ得ルコト  
尺二、尺、五寸ノ的ニ、四本ノ中二本の中

### 騎 乘 章

- 一、馬ニ乗り各種速度ニテ走り且ツ低キ垣ヲ跳ビ越エ得ルコト

- 二、正シク鞍ヲ置キ轡ヲ付ケ、ソレヲハズシ騎乘後ノ馬ノ手入レヲナシ得ルコト
- 三、馬ニ水及餌ヲ給シ、毛ヲ梳リ、水浴セシメ得ルコト
- 四、水及餌ノ良否ヲ知り、毒草ヲ辨別シ得ルコト
- 五、不適當ノ鞍ノ害ヲ知り、鞍ズレ及跛行ノ主ナル原因及ビ救治法ヲ知ルコト
- 六、暴馬ヲシヅメル法ヲ知ルコト

### 漁 撈 章

- 一、邦沿海岸ノ暖流及寒流ニ乗ジ來ル魚類中本邦人ニ愛用セラル、魚類ノ代表的ノモノ二種以上ノ名稱ヲ知ルコト
- 二、漁具中網、釣、叉、鉤及簡單ナル曳網ニテ魚類ヲ漁獲シ得ルコト
- 三、魚類貝殻ヲ乾シ、開キ、鹽漬トシ又ハ煮テ貯藏シ得ルコト
- 四、三ヶ月以上漁撈ノ實際經驗ヲ有スルコト遠洋、沿岸、河川、何レノ經歷ニテモ可
- 五、漁網ヲ編ミ得ルコト
- 六、淡水産及鹹水産ノ魚類七種以上ヲ漁撈シ、其ノ名ヲ知ルコト
- 七、水産生物保護ト禁漁期ト自然養殖ノ關係ヲ知ルコト

### 繪 畫 章

- 一、獸鳥植物ヲ寫生或ハ記憶ニ依ツテ描クコト  
(一種二時間以内ニテ)



二、圓筒形直方體等ノ物體ヲ寫生シ陰影ヲ付ケルコト

三、風景人物ヲ水彩畫カ油畫ニテ描キ得ルコト

四、想像ニ依ヅテ繪ヲカクコト  
或ハ

一、色及ソノ配合ニツイテ知ルコト

二、何カノ意匠ヲ用ヒテ彩色シタ圖案ヲ作り其ノ用途ニ就テ述ベルコト

三、廣告繪(ポスター)ヲ畫クコト

四、裝飾ノ仕方ヲ知ルコト

### 金工章

一、鐵、鋼ヲ見分ケ得ルコト

二、簡單ナル鋼ノ燒入法ヲ知ルコト

三、鍛冶法ヲ知り鐵ヲ引延シ簡單ナル及物ヲ調製シ得ルコト

四、銅、黃銅、薄鐵板等ニハンダ付ヲ爲スコト

### 建築章

一、木造建築ニ要スル用具ノ使用法並ニ手入法ニ習熟スルコト

二、洋風建築ニ要スル用具及材料ノ名稱用途ヲ知り及其ノ使用法ノ概略ニ通ズルコト

三、建築設計圖ノ讀方ヲ知り之ニヨリ材料ノ見積リ方概要ヲ知ルコト

四、簡單ナル建物(小屋)ノ設計ヲナシ之ニ要スル材料及工賃ノ見積ヲ爲シ之ニヨリ建築ヲナシ得ルコト

### 劍道章

一、日本刀各部ノ名稱、取扱方ヲ知ルコト

二、武士ノ魂トシテノ日本刀ガ重用サレタ氣持ヲ了解スルコト

三、竹刀各部ノ名稱ヲ知り正シク裝備シ得ルコト

四、道具ヲ正シク着用シ且ツ結束シ得ルコト

五、對敵動作前後ノ禮式ヲ正シク實行シ得ルコト

六、氣、劍、體一致ノ動作ヲ完全ニナシ得ルコト

### 航空章

一、模型飛行機ヲ作り之ヲ廿五米以上飛バシ得ルコト

二、實物飛行機ノ各部ノ構造飛行ノ理由ヲ知ルコト

三、飛行船及ビ輕氣球ノ構造ヲ知ルコト

四、飛行機ノ種類特徴ヲ知ルコト

五、發動機ノ構造及ビ運轉ノ理ヲ知ルコト

六、高度及ビ時間ノ記録ヲ知ルコト

### 公衆衛生章

一、次ノ病狀及ビ傳染經路ヲ知ルコト

肺結核、腸チブス、バラチブス、マラリア、猩紅熱、痘瘡、赤痢、コレラ、ペスト、デフテリア、流行性腦脊髓膜炎、流行性感胃

二、傳染病患者ガ起ツタ家ニ對スル處置法ヲ知ルコト

三、蠅ガ如何ニ病毒ヲ傳染スルカタヲ説明シ得ルコト

四、塵芥ノ處置法ヲ知ルコト



五、肉、牛乳、其他飲食物ノ取締ハ如何ニシテナサレ居ルカヲ知ルコト

六、野營ノ衛生的設備ノ計畫ヲ立テ得ルコト

七、何故學校生徒ガ身體検査ヲウケネバナラヌカヲ知ルコト

八、公衆衛生ニ關シ、當局ト協力シテ何等カノ奉仕ヲナシタ經驗ヲ有スルコト

### 個人衛生章

一、齒及ビ目ニ就テノ注意ヲ知ルコト而シテ自身ノ齒及ビ目ガソノ注意ニヨリ健康ヲ保チ居ルコト

二、自身ノ健康上ニ就テ實行シツ、アル注意事項ヲ擧ゲ、此等ノ法則ヲ實行シタ爲メニ六ヶ月間仕事ヲ休マナカツタ證據ヲ有スルコト

三、温浴及ビ冷浴ノ効果ニ就テ知ルコト

四、酒及ビ煙草ノ害ヲ知ルコト

五、旅行或ハ野營ノ際、健康上ドンナ注意ヲ拂フベキカヲ知ルコト

六、健康上有益ナ遊戯ヲ上ゲ其價値ヲ述ブルコト

七、體育トシテ徒歩ノ効果ヲ知ルコト

### 裁縫章

一、運針法ヲ知り着用被服ノ修繕ヲナシ得ルコト

二、簡易ナル袋、襦袢、猿又等ノ裁斷法ヲ知り之ヲ作り得ルコト

### 柔道章

一、柔道着各部ノ名稱並ニ着用法ヲ知ルコト

二、柔道ガ他流ニ比シ精神的修練ノ多キ理由及氣持ヲ了解スルコト

三、敵對禮儀作法ヲ正シク實行シ得ルコト

四、柔道ノ型ヲ知ルコト

五、力ノ利用ト身體平均保持及反動ノ物理的關係ヲ説明スルコト

六、身體各部ノ主ナル筋肉骨格及血管ノ名稱、呼吸ノ生理等ヲ知ルコト

七、氣、業、體ノ一致的動作ヲ完全ニ行ヒ得ルコト

### 自轉車章

一、二十軒ヲ二時間ニ走り得ルコト

二、バンク其他簡單ナル故障ヲ修理シ得ルコト

三、自轉車ノ構造ヲ知りソノ分解組立ヲナシ得ルコト

四、地圖ヲヨミ、視察ノ報告、口述ノ傳令ヲモナシ得ルコト

### 自動車章

一、ガソリン機關ノ原理及普通自動車各部ノ構造ト其機能ニツキ大要ヲ知ルコト

二、或一型式ノ自動車ニツキソノ運轉法ヲ心得ルコト

三、空氣入タイヤーノ着脱、バンク修理、及エンジンノ手入ヲ爲シ得ルコト

四、自動自轉車ニ乗り得ルコト

五、自動車取締規則ノ要領ヲ知ルコト



## 事務章

- 一、單式又ハ複式簿記法ニヨル記帳ヲナシ得ルコト
- 二、口述セラレタル事柄ヲ記憶ニヨリ文ニ綴リ得ルコト
- 三、私用及ビ事務用ノ通信ヲ認メ得ルコト
- 四、通信機關（郵便、電信、電話等）ノ利用ニ熟セルコト
- 五、珠算ニ習熟セルコト
- 六、所屬團ノ事務ニ二ヶ月以上携ハリタル經驗ヲ有スルコト
- 七、左ノ一項以上ニ習熟セルコト
  - 1、速記
  - 2、タイプライターノ使用
  - 3、謄寫版ノ使用
  - 4、金錢登録器ノ使用

## 射撃章

- 一、使用銃ノ性能、及各部ノ名稱並ニ手入法ヲ知ルコト
- 二、射撃術ノ大體ヲ心得其實習ヲナセシコト（學說ヨリモ射撃規則、射撃規律ノ如キモノヲ嚴守スルコト大切ナリ）
- 三、小銃取扱法、射撃規律ヲ心得ルコト
- 四、左記ノ距離ニテ隨意姿勢ニテ左ノ成績ニ達スルコト。  
使用銃標的等大體陸軍歩兵射撃ニ據ルモ、此銃ナクバ他ノ制式銃ニテ差支ナシ
  - 二〇〇米 十圈的 二十點以上
  - 三〇〇米 圈頭的 十點以上
- 五、距離目測ニテ三割以上ノ誤測ナキコト

## 寫眞章

- 一、撮影、現像、焼付ヲナシ得ルコト、而シテ十二枚以上ノ印畫ヲ作製スルコト
  - 人物、風景、瞬間撮影（動作）各三枚宛
- 二、現像液ノ調合、補力、減力、引伸ヲナシ得ルコト
- 三、レンズ及ビスクリーンノ働キ、暗箱ノ構造、乾板ニ光ノ及ボス變化等ニツイテ物理的、化學的原理ヲ知ルコト

## 手技章

- 一、小刀、鑿、等ノ刃付磨キ方ヲ知ルコト
- 二、簡單ナル彫刻ヲナシ又ハ印章ヲ刻シ得ルコト
- 三、簡單ナル製作物ノ模型圖ヲ畫キ得ルコト

## 消防章

- 一、手押ポンプ及ガソリンポンプ、或ハ蒸汽ポンプヲ取扱ヒ得ル事
- 二、救命袋、避難棧、綱、跳降受及ビ各種消火器ノ用法ヲ知ル事
- 三、火災中ノ家屋ニ潛入スル方法、其ノ中ヨリ負傷者、病者等ヲ搬出スル方法ヲ知ルコト
- 四、火災時ニ於ケル家畜ノ取扱法、家具ノ取出方ヲ知ルコト
- 五、延焼ヲ防グ法ヲ知ル事
- 六、藥品、油類等ノ消火方法ヲ知ル事
- 七、火災豫防法ノ一般ヲ知ルコト



## 信號章

- 一、片假名手旗信號ヲ一分間二十字、モールス信號符字ヲ一分間十五字ノ速度ニテ發信又ハ受信シ得ルコト
- 二、發火及音響ニ依リモールス信號ヲナシ得ルコト
- 三、少年團規定ノ暗號記號ヲ各種ノ方法ヲ以ツテ自由ニナシ得ルコト
- 四、船舶ノ舷燈、曳船信號燈ヲ知ルコト
- 五、汽車ノ發着停止ノ信號ヲ知ルコト

## 水泳章

- 一、平泳ニテ二百米、脊泳ニテ五十米突ヲ泳ギ得ルコト
- 二、着服ノ儘（少クトモシャツ、ズボン、靴下着用）五十米突ヲ泳ギ得ルコト  
又水中ニテ脱衣又ハ靴下ヲ除去シ得ルコト
- 三、素潜ニテ三米突以上ノ深サヨリ物ヲ拾ヒ得ルコト
- 四、平體、横體又立體泳法中ノ一種ニ付キ説明シ得ルコト
- 五、初心者又ハ溺者ニ對スル處置ヲ知ルコト
- 六、溺死者發見ノ際之ニ對スル處置ヲ知ルコト

## 水難救助章

- 一、溺者ニ對シ救命浮標、救命袋、救命綱ノ投ゲ方ヲ知ルコト
- 二、水中ニ潜リテ溺者ヲ助け出ス法ヲ知ルコト
- 三、溺者ヲ抱エテ五間以上泳ギ得ルコト
- 四、溺者ノ援ケ方、船ノ乗り方ヲ知ルコト

五、溺者ノ蘇生法、體温、血行恢復、元氣ヲ附ケルコトヲ知ルコト

六、難破船等ヨリ救難火箭飛揚ヲ爲スコト

## 炊事章

- 一、各種ノ道具ニテ或ハ道具ナシテ飯ヲ炊キ得ルコト
- 二、下記食品ヲ作り得ルコト  
五目鮓、海苔卷、シチウ、ライスカレー、牛、豚、魚、鳥肉料理、茶、コーヒー、コ、ア、甘酒、葛湯、汁粉、雜煮等
- 三、食物ノ榮養素、消化ノ良否、配合調理ニヨル消化ノ難易ニ就テ知ルコト
- 四、野營ニ於ケル一班一週間ノ献立表ヲ作ルコト
- 五、水ノ濾過法、滅菌法ヲ知ルコト
- 六、食物ノ保存法ヲ知ルコト

## スキー章

- 一、使用ノ目的ニ從ヒスキーノ形狀ノ適否ヲ知ルコト及奧國式、諾國式ノ長所短所ヲ答ヘ得ルコト
- 二、平地及傾斜面ニ於ケル停止方向變換ヲ正シクナシ得ルコト
- 三、正シキ平地行進及斜面登行ノ方法三種ヲ行ヒ得ルコト。
- 四、凸凹少ク雪質良キ十五度内外ノ斜面ニ於テ主トシテ直滑降ヲナシ三百米以内ニ倒レサルコト但シ地形ノ如何ニヨリ直滑降ノ中途數回ノ停止又ハ左右斜滑降又ハ弧形滑走



及少許ノ平地行進ヲ混ズルコトヲ得、三十度以上ノ斜面ニ於テ左右斜滑降ヲナシ得ルコト

- 五、同様ノ條件ノモトニ
- 六、二十度以上ノ斜面ニテ制動滑降ヲナシ得ルコト
- 七、クリスチヤニア、テレマーク又ハ墺國式單杖停止法ヲナシ得ルコト
- 八、雪ノ質ヲ五種以上説明シ得ルコト

### 相撲章

- 一、土俵ニ上ル儀式ノ心得アルコト
  - 1 塵ヲ切り手ヲ二ツ拍ツコト
  - 2 四股三ツ踏ムコト
  - 3 足ヲ四ツ踏ムコト
- 二、技術ノ心得アルコト
  - 1 腰投ゲ
  - 2 上手投ゲ
  - 3 下手投ゲ
  - 4 首投ゲ
  - 5 ツ、バリ(オシ)
  - 6 足カケ(カハズ)

### 製茶章

- 一、茶ノ栽培法ヲ知ルコト
- 二、生葉ノ蒸シ方ヲ心得居ルコト
- 三、焙爐ニテ茶ヲ製シ得ルコト

- 四、製茶器械ノ大要及綠茶、紅茶ノ製造法ヲ知ルコト
- 五、製茶貯藏法ノ心得アルコト
- 六、綠茶、紅茶ノ品質ヲ鑑別シ得ルコト

### 製圖章

- 一、製圖ニ要スル器具及用紙ノ名稱ト使用法ヲ知ルコト
- 二、幾何畫法、透視畫法、投影畫法ヲ知ルコト
- 三、青寫眞法ヲ知ルコト
- 四、各種設計圖地圖ノ讀方ニ習熟シ之ヲ與ヘラレタル尺度ニ擴大若ハ縮小シ得ルコト
- 五、成ルベク複雑ナル機械ニ就イテ見取りヲナシ、之ガ製圖ヲナシ得ルコト或ハ自宅建築物ノ製圖ヲナスカ、自分ノ測量シタル土地ヲ製圖シ得ルカ又ハ簡單ナル土木工事ノ設計ヲナシ得ルコト

### 洗濯章

- 一、木綿物、絹物、毛織物ヲ洗ヒ、之ヲ仕上ゲ得ルコト
- 二、アラヒ張、ユノシ、及火熨斗ノ使用法ヲ知り之ヲ實行シ得ルコト
- 三、糊及フノリノ作り方、汚點拔及着物ノ解方ヲ知ルコト
- 四、揮發油、洗濯曹達、石鹼、漂白粉ノ性質用途ヲ知ルコト或ハ右一、二、三ヲ下ノモノニ代ヘテモヨシ
  - 一、濕式及乾式ノ洗濯法ヲ知り、木綿物(色物ヲ含ム)絹物、毛織物ヲ洗濯シ仕上ゲ得ルコト
  - 二、健兒服、ワイシャツ、及カラーヲ洗濯シ、糊付ケシ火



鬩斗ヲ掛ケ得ルコト

三、洗濯ノ手順、汚點拔及電氣アイロンノ使用法ヲ知ルコト

### 漕艇章

一、橈、櫓、爪竿ノ取扱方及漕ギ方ヲ知ルコト

二、展帆、絞帆、縮帆及脚躡法ヲ知ルコト

三、他艦船、陸岸、棧橋、埠頭及浮標等ニ自由ニ乗艇ヲ横付シ又ハ離艇シ得ルコト

四、羅針盤方位ヲ讀ミ得ルコト

五、曳船ト被曳船ノ方法ヲ知ルコト

六、船舶ノ外形橋桁ノ種類形狀ニテ何型式ノ船又ハ帆船ナルヤ判斷區別シ得ルコト

七、下記結索法中五種ノ結ビ方ヲ知ルコト

一結、二結、卷結、舫結、本結、天鷲結等

八、漁網ヲ適切ニ投ゲ得ルコト

九、航路標識衝突豫防方ノ大要ヲ知ルコト

### 測量章

一、測量用器械ノ名稱ト使用法及普通ノ測量上ノ記號、術語ヲ知ルコト

二、居住地附近ノ道路一基米突ノ長サノ間兩側各百米突宛ヲ概測シテ一千分一ノ地圖ヲ作ルコト

三、樹木ノ高サ及川ヲ渡ラズシテ其ノ幅ヲ測量スルコト。

四、傾斜地ヲ測量シ得ルコト

### 測候章

一、バロメーター、風速計、寒暖計、濕度計ノ原理及見方ヲ知ルコト

二、氣壓、氣温、氣流、飽和ノ關係ヲ説明シ得ルコト

三、雲ノ種類、ハロ、暈ヲ識別シ風速ヲ推測シ得ルコト

四、天氣圖ヲ讀ミ、之ニヨリテ翌日ノ天候ヲ豫報シ及ビ暴風警報ヲ發シ得ルコト

五、氣象揭示ニ用フル記號ノ一般ヲ知ルコト

六、少クモ一ヶ月以上氣象日記ヲ記スルコト

### 體育章

一、懸垂運動ノ正シキ方法ニヨリ鐵棒上ニ上リ得ルコト

二、逆立ニテ二十秒間同一場所ニ立チ得ルカ又ハ三米以上前進シ得ルコト

三、下記競技中二種目ニツキ標準レコードニ達シ得ルコト

種目	レコード
一〇〇米	一五秒
四〇〇米	一分一六秒 <sup>3</sup> / <sub>5</sub>
一五〇〇米	五分五〇秒
走幅跳	四米三五
走高跳	一米二二
ホップステップ エンドジャツプ	九米三五
砲丸投	九米(八封度)



### 竹細工章

- 一、竹ノ種類習性ヲ知り、其特徴及用途ヲ知ルコト
- 二、竹細工用器具ノ使用法ヲ知ルコト
- 三、小鳥籠、虫籠、笊、其他簡單ナル竹細工品ヲ製作シ得ルコト

### 彫刻章

- 1、鉛筆、木炭ニテ、圓筒形、多面體ヲ寫生シ影ヲツケルコト
- 2、粘土カ石膏カ石カ木カデ動物、靜物ヲモデルニシテ模造スルコト
- 3、何カ物體ニ模シテ鑄造スルコト

### 鳥類保護章

- 一、其地方ニ於ケル鳥類十種以上ノ名稱、形態、習性等ヲ知ルコト
- 二、鳥類保護ニ關スル法律ニツイテ知ルコト
- 三、巢箱ヲ自ラ製作シ、ソノ設置ニ關スル智識ヲ有シソレニヨツテ鳥類ヲ保護シタ經驗ヲ有スルコト
- 四、自ラ小鳥ヲ飼養シタ經驗ヲ有スルコト

### 通譯章

- 一、エスペラント又ハ任意ノ外國語ニテ會話ヲナシ普通ノ用ヲ辯ジ得ルコト
- 二、エスペラント又ハ任意ノ外國語ニテ與ヘラレタル文題ニツキ簡單ナル文章ヲ作り得ルコト

- 三、與ヘラレタル文章ノ翻譯ヲナシ得ルコト

- 四、所屬隊ノ現況ヲエスペラント又ハ任意ノ外國語ニテ口述説明シ得ルコト

### 電氣章

- 一、磁石ノ性能ヲ知ルコト
- 二、電磁石ノ性能ヲ知り之ヲ應用セル簡單ナル電氣裝置器具(電鈴、電信受信器、自動遮斷器等)ヲ製作シ得ルコト
- 三、直流交流ノ理論ヲ知り其ノ特質ヲ知ルコト
- 四、電池及電流ノ直列及並列ノ接續法ヲ知り。且ツ自ラ電池ノ製作ヲナシ得ルコト
- 五、電流、電壓、抵抗、電力ハ如何ナルモノカヲ知り其ノ相互關係ノ法則ヲ知ルコト
- 六、電氣測定器(電流計、電壓計、電力計)ノ使用法ヲ知ルコト
- 七、簡單ナル電氣通信器ノ圖解ヲナシ得ルコト
- 八、簡單ナル配電板、起働抵抗加減器ノ操作ヲナシ得且ツ原理ヲ説明シ小型電動器ノ運轉ヲナシ得ルコト
- 九、電線ノ接續法及安全溶解線ノ效用並ニ之ガ取扱上ノ注意ヲ熟知スルコト
- 一〇、簡單ナル内線作業ヲナシ點灯設備ヲナシ得ルコト
- 一一、電氣工事規程ニ通ズルコト

### 電信章

- 一、電信電話機ノ構造大意ヲ知り且ツ其修繕ヲ爲シ得ルコト



二、モールス符字記號及音響ニ依リ一分間三十字以上ノ速度ヲ以テ送受信シ得ルコト

三、電信電話ノ交換裝置ノ説明ヲ爲シ交換臺ニテ交換シ得ルコト

四、無線電信ノ原理ノ大要ヲ知り且ツ波長ノ關係ヲ知ルコト

### 天文章

一、太陽系ノ組織ヲ知ルコト

二、地球其他ノ惑星及衛星ノ運動ノ大體ト其一般智識ヲ有スルコト

三、日蝕、月蝕、變光星、太陽黑點及潮ノ干満等ニ就テ知ルコト

四、十以上ノ星座、北極星ノ所在及其發見法ヲ知ルコト

五、恒星、天ノ河ノ性質ヲ知ルコト

六、本邦現用曆ノ中間年ヲ設ケタル理由ヲ知ルコト

### 陶工章

一、陶器ト磁器トヲ識別シ、ソノ主ナル產地ヲ知ルコト

二、陶器及磁器ノ製法ヲ知ルコト

三、塗料ノ種類及燒度數ヲ知り、印刷ト、描キタルモノドヲ識別シ得ルコト

四、素燒或ハ樂燒ヲナシタル經驗ヲ有スルコト

五、陶器、磁器ノ保存法及荷造法ヲ知ルコト

### 農業章

一、田畑ヲ耕シ米麥ノ栽培ヲナシ、間作ヲナシ得ル所ニテハ

間作ヲナシ、灌溉排水ノ方法等ヲ實驗ニヨリ知ルコト。

二、農耕機械器具ノ一般的知識ヲ有スルコト

三、堆肥ノ作り方ヲ知り、動植物性肥料及化學肥料ノ識別ヲナシ其ノ效用ヲ知ルコト

四、肥料ノ三要素ヲ知り各要素ノ植物ニ及ボス影響ヲ理解スルコト

五、米麥ニ付各季節ノ農事課程ニ習熟スルコト

六、米麥ニ發セル病虫害驅除豫防法ヲ知ルコト

### 博物章

一、次ノ各項ノ一ニツキ研究シ、スケッチ、寫眞等ヲ挿入シタ記録ヲ作ルコト

1、一植物ノ發芽、成長、開花、結實

2、卵カラ親鳥ニナルマデ

3、昆虫、蜘蛛、蛙其他ノ小動物ノ生活

4、月々ニ花サク主ナル野生植物

上ノ代リニ次ノ事項ヲナスモヨシ

地殻ノ發達ニツキ一般的智識ヲ有シ、岩石、化石、鑛物各二十種ヲ識別シ得ルコト

二、植物標本、百種、或ハ動物標本五十種、或ハ鑛物標本五十種ヲ蒐集シコレヲ整理保存スルコト

### 棒術章

一、仗ノ取扱法、敬禮法、懸聲ヲ知ルコト

二、基本動作（構方、振方、打方、突方、防ギ方）ヲナシ得



ルコト

- 三、應用動作ヲ知ルコト
- 四、無仗ノ動作ヲ知ルコト

### 紡織章

- 一、毛絹木綿織ノ區別並ニ用途及其ノ性質ヲ知ルコト
- 二、各原料ノ產地ヲ知り紡織ノ過程ヲ説明シ得ルコト
- 三、自ラ紡キ得又雜草藁等ヲ以テ敷藁産ヲ織リ得ルコト

### 水先案内章

- 一、附近港灣及其ノ附近海面ノ水路ヲ知ルコト
- 二、航路浮標、淺瀬浮標、陸標等出入港ニ必要ノモノヲ知ルコト
- 三、萬國船舶信號、航路規則ノ大要、暴風警報信號等ノ大要ヲ知ルコト
- 四、方位測定法ニ依ツテ地物本船ノ位置ヲ知ルコト
- 五、航海日誌記載項目（風向、風力、潮流、天候、晴雨、寒暖溫度等）ノ記號ヲ知ルコト

### 無電章

- 一、電氣章ヲ有スルコト
- 二、無線電信、電話ニ就キ一般ノ知識ヲ有スルコト
- 三、モールス符合ニテ一分間十語以上發受シ得ルコト
- 四、自ラ受信裝置ヲ製作スルコト

### 木工章

- 一、木材十種以上ヲ識別シ其ノ特質ト一般用途ヲ知ルコト
- 二、鋸、鑿、鉋、小刀ノ用法ニ熟シ之ガ手入法ヲ知ルコト
- 三、手挽製材法ヲ知ルコト
- 四、木材ノ接合法ヲ知ルコト
- 五、簡單ナル木工日用品ヲ製作スルコト
- 六、塗料（ニス漆エナメル）着色焼付ノ原理ヲ知り簡單ナル塗工、着色法、焼付ヲナシ得ルコト

### 野營章

- 一、天幕生活ノ經驗二十夜以上ヲ有スルコト
- 二、天幕ヲ張ルニ就テ次ノ事項ヲ知ルコト  
場所ノ選定、便所ノ作り方、汚物塵芥ノ處分法、風雨ニ對スル處置防寒防濕法
- 三、各種天幕ノ作り方トソノ特徴用途、張方、仕舞方ヲ知ルコト
- 四、飯盒炊事及簡單ナル副食物ノ調理ヲナシ得ルコト
- 五、筏及小屋掛ノ造り方ヲ知ルコト

### 養魚章

- 一、一種以上ノ魚類（又ハ貝類）ヲ養殖セル實地經驗ヲ有スルコト
- 二、ソノ魚貝ニツキ、生態、分布狀態ヲ知ルコト  
或ル種ノ魚類ニアリテハ、ソノ人工孵卵法、幼魚育成方法ヲ知ルヲ要ス



- 三、ソノ魚貝ノ漁撈法ヲ知ルコト
- 四、ソノ魚貝ノ利用法ヲ成ルベク詳シク知ルコト

### 養禽章

- 一、孵化法及孵卵器ノ使用法ヲ知ルコト
- 二、衛生ニ適スル家禽舎、鳥籠、運動場ヲ作り得ルコト
- 三、育雛、給餌、屠殺ノ實驗ヲ有スルコト
- 四、鳥及、種卵、食卵ヲ市場ニ出ス爲ノ荷造ヲ爲シ得ルコト
- 五、鶏ノ種類八種其用種（食用、卵用、愛玩用等ノ）及特徴ヲ知ルコト
- 六、養禽又ハ家鴨又ハ七面鳥等ノ飼養法ノ大要ヲ知ルコト

### 養蠶章

- 一、掃立ヨリ收繭マデノ經驗二回以上ヲ有スルコト
- 二、一ケ年間ニワタル桑園ノ手入及施肥ノ智識ヲ有スルコト
- 三、其ノ地方ニ於ケル重ナル蠶病三種以上ヲ識別シ其ノ處理法ヲ知ルコト
- 四、簇ノ製作ヲナシ得ルコト
- 五、蠶室、蠶具ノ消毒法、及ビ政府デ行ツテ居ル蠶病豫防法ノ大略ヲ知ルコト
- 六、簡單ナル殺蛹法ヲ知り、生繭運搬ニツイテノ一般的知識ヲ有スルコト
- 七、催青法、蠶種冷蔵法ノ大意ヲ知ルコト
- 八、蠶種製造ニ關シテ簡單ニ其ノ順序方法ヲ記述シ得ルコト
- 九、原蠶種、五、交配種二以上ニツイテノ特徴及ビ名稱ヲ知

ルコト

### 養蜂章

- 一、密蜂ノ雌、雄、働蜂ヲ識別シ得ルコト
- 二、蜂群管理法ノ概要ヲ知ルコト
  - イ、王臺ノ制限
  - ロ、人工分封法
  - ハ、自然分封ノ幫助法
  - ニ、害虫、豫防驅除（巢虫、熊蜂等）
  - ホ、寒、暑、兩期ノ手入法
- 三、巢箱ノ製作ヲナシ得ルコト
- 四、探密、採蠟法ヲ知ルコト

### 喇叭章

- 一、次ノ吹奏ヲナシ得ルコト
  - 起床、集合、解散、注意、食事、休憩、消燈、進軍、
  - 君ガ代、國ノ鎮メ、皇御國、海行カバ、少年團號音



## 少年團敬禮法規定

### 要 旨

敬禮ハ各人ノ誠意ノ表徴デナクテハナラナイ。コレニヨツテ少年團健兒ハ衷心ヨリ長幼ノ席ヲ尊重シ、服從ノ途ヲ了得シ、オ互ノ親シミヲ深クスルニ到リ、オノヅカラ團紀ハ確立シ、秩序ハ整然トナリ、融合和樂ノ實ヲ舉ゲ得ルデアラウ。故ニ敬禮ハ健兒指導者ヲ通ジ相互間ニ必ズコレヲ交換スルモノトス。

### 第一章 總 則

第一條 本法ハ少年團健兒及其部隊ノ敬禮法ヲ示スノデア  
ル

本則ニ規定ナキモノハ各團ニ於テ適當ニ之ヲ定ムルヲ得  
但シ此場合聯盟本部ニ通報スルモノトス

第二條 皇后、太皇太后、皇太后ニ對スル敬禮ハ天皇ニ準  
ス

前項以外ノ皇族、天皇ノ御名代、外國ノ元首及皇族ニ對  
シテハ公式ノ場合ニ限り前項ニ準ジ敬禮ヲ行フモノトス

第三條 要スレバ豫メ受禮者ノ誰ナルヤヲ告諭スルコトヲ  
得

### 第二章 單獨ノ敬禮

#### 第一節 室内ノ敬禮

第四條 室内ニ於テハ三指舉手注目ノ敬禮ヲ行ヒ或ハ體ノ

上部ヲ前約十五度ニ傾ケ受禮者ノ眼又ハ敬禮スベキモノ  
ニ注目ス

三指舉手注目ノ敬禮ハ姿勢ヲ正シ、右手ノ中ノ三指ヲ接  
シテ伸バシ小指ヲ托ゲ親指ニテ小指ノ爪ヲ押ヘ食指ト中  
指トヲ帽ノ鏢ノ右側ニアテ(着帽セヌ場合ニハ其位置ニ)  
掌ヲ稍左方ニ向ケ肘ヲ肩ノ方向ニテ略ソノ高サトヒトシ  
クシ頭ヲ受禮者ノ方向ニ向ケ受禮者ノ眼又ハ敬禮スベキ  
モノニ注目ス

第五條 團仗ヲ携フル場合ニハ室外ノ敬禮ヲ行フ

#### 第二節 室外ノ敬禮

第六條 徒手ノ場合ニアリテハ特ニ規定アル場合ヲ除ク外  
三指舉手注目ヲ行フ但シ右手ヲ舉グルコト能ハザル時ハ  
其儘受禮者ニ注目シ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケ

第七條 携仗ノ場合ニアリテハ特ニ規定アル場合ヲ除ク外  
觸仗ノ敬禮ヲ行フ

觸仗ノ敬禮ハ姿勢ヲ正シ立仗ヲナシ左ノ前臂ヲ水平ニ仗  
ノ方ニ向ケテ托ゲ掌ヲ下向ニシ食指ガ輕ク仗ニ觸ル、位  
置ニ置キ(指ハ三指舉手ノ場合ト同ジクス)頭ヲ向ケテ  
受禮者ノ眼又ハ敬禮スベキモノニ注目ス

觸仗ノ敬禮ヲナシ能ハザル時ハ其儘受禮者ニ注目シ體ノ  
上部ヲ少シク前ニ傾ケ

### 第三章 部隊ノ敬禮

#### 第一節 停止間ノ敬禮

第八條 天皇ニ對シテハコレニ正面シ隊列ヲ正シ「敬禮」



ノ號令ニテ室外ノ敬禮ヲ行ヒ目迎目送シ「直レ」ノ號令ニテコレヲ止ム

此敬禮ハ車駕隊列ヨリ約三十歩ノ所ニ來ルトキ之ヲ始メ隊列ヲ去ルコト約十五歩ノ所ニ至ル時之ヲ止ム

部隊ノ指揮者ヨリ長上ニ對シ敬禮スル場合ノ方法ハ前項ニ準ズ

少年團ハ互ニ敬禮スツノ方法前項ニ準ズ

### 第二節 行進間ノ敬禮

第九條 天皇ニ對シテハ先驅ノ稍前方ヨリ通路ノ一侧ニ沿フテ停止シ第八條ニ準シ敬禮ヲ行フ

團旗又ハ指揮者ヨリ長上ノ者又ハ友團ニ對シテハ行進ヲ停止セズ「頭右(左)」ノ號令ニテ受禮者ニ注目シ指揮者ノミ單獨ノ敬禮ヲ行フモノトス

此敬禮ハソノ隊ノ先頭受禮者ヲ距ル約八歩ノ所ヨリ始メ受禮者ガ過去リタル後「直レ」ノ號令ニテ頭ヲ正面ニ復セシム

## 第四章 獨特ノ敬禮

### 第一節 最敬禮

第十條 天皇ニ拜謁ノ場合ニハ最敬禮ヲ行フ

最敬禮ハ不動ノ姿勢ヲ取り先ヅ受禮者ニ注目シ次ニ體ノ上部ヲ前約四十五度ニ傾ケ頭ヲ正シク上體ノ方向ニ保チ帽子ハ右手ニテソノ鏢ヲ摘ミコレヲ右股ニ接シテ提ゲ帽ノ内部ヲ右股ニ對セシム

## 第二節 仗 門

第十一條 特ニ敬愛ノ意ヲ表スル場合ニ仗門ノ禮ヲ行フコトアリ仗門ノ禮ハ二列横隊ニ於ケル前後列ノ距離ヲ二歩(仗門下ヲ通行シ得ル程度トス)ニ開キ兩列ヲ對向セシメタル後「仗門作レ」ノ號令ニテ仗門ヲ作り受禮者ニ仗門下ノ通過ヲ乞フモノトス

仗門ヲ作ルニハ立仗ノ姿勢ヨリ一動ヲ以テ右手ハ仗ヲ握リタル儘肩ノ高サニ舉グルト同時ニ左手ヲ以テ前臂ノ水平ナル程度ニ於テ仗ヲ支ヘ二動ニテ右手ヲ以テ仗ノ下端ヲ握リ三動ニ於テ仗ヲ前方約四十五度ニ倒スト同時ニ體ノ中央前ニ持來リ兩手ヲ伸バシ前後列間ニ於テ仗門ヲ作ルモノトス

## 第三節 祝 聲

第十二條 少年團ハ祝福ノ歡呼トシテ彌榮ヲ唱フ彌榮ヲ唱フル場合ニハ發聲者先ヅ何々彌榮ト唱ヘ次ニ唱和者一同彌榮ヲ三唱ス

徒手ノ場合ニハ帽子ノ鏢ヲ右手ニ持チ各唱毎ニ兩手ヲ同時ニ上下シ、携仗ノ場合ニハ仗ヲモチタル儘各唱毎ニ兩手ヲ上下シ、歡呼スルモノトス。

第十三條 總長ニ對シ敬愛ノ意ヲ表スルタメ必要ノ場合總長歡呼ヲ行フ

總長歡呼ハ發聲者エイエイオート唱フルヤ唱和者ハコレニ應ジテエイエイオー、エイエイオー、總長々々後藤!



ト唱フ。其場合右手ヲ前方稍右四十五度ノ高サニ舉ゲ指ハ三指敬禮ノ場合ト同ジクシ、各唱毎ニ前ニ突キ進ムル様動カシ、最後ニ後藤ノ唱和ト同時ニ高ク天ヲ突クモノトス

#### 第四節 左手握手

第十四條 少年團健兒ハ必要ノ場合相互ニ同胞ノ精神ヲ表ス表象トシテ左手ノ敬禮ヲナス

#### 第五節 拜 禮

第十五條 拜禮ハ神佛ニ對シテ行フ。其方法ハ最敬禮トス但シ拍手、合掌等ノ慣例ニ從フコトヲ得トス遙拜ハ前項ニ準ズ

## 少年團指導者檢定規則

第一條 本聯盟ハ少年團指導者ヲ保護獎勵シ地方少年團ガ其指導ノモトニ健全ナル發達ヲ遂ゲンコトヲ希望シ本規則ニヨリ指導者ノ資格ヲ檢定ス

第二條 檢定ハ試験檢定無試験檢定ノ二種トス

第三條 試験檢定ヲ出願セントスルモノハ下ノ各號ノ資格ヲ有スルヲ要ス

- 一、年齢十八歳以上タルコト
  - 二、中等學校卒業程度以上ノ學力アルモノタルコト
  - 三、團體指導或ハ教育事業ニ干與シ六ヶ月以上ノ經驗ヲ有スルモノタルコト
- 又ハ少年團ニ關係アル特殊ノ智識經驗ヲ有スルモノタルコト

第四條 試験ハ左記ノ課目ニツキ之ヲ行フ

- 一、精神科學
- 二、自然科學
- 三、少年團指導ノ理論及實際

第五條 小學校以上ノ教員ノ資格ヲ有スルモノハ前條第一號及第二號ノ試験ヲ省略スルコトヲ得

第六條 無試験檢定ハ第三條ノ資格ヲ有スルモノニツキ地方委員又ハ本聯盟役員ノ推薦ニ依リ左ノ各號ノ一ニ照シ之ヲ行フ

- 一、少年團運動ニ興味ヲ有シ教育事業ニ干與シテニケ



年以上ノ經驗ヲ有スルモノ

二、少年團ノ指導ニ干與シテニケ年以上ヲ經、成績優良ナルモノ

三、少年團指導ニ關スル技能ニ熟達セルモノ

四、其他適當ト認ムルモノ

第七條 檢定ハ本聯盟指導審議委員會之ヲ行ヒ理事會ニ於テ之ヲ決定ス

第八條 檢定ニ合格シタルモノニ授與スベキ證書及帽章ノ様式下ノ如シ

割印 第 號	少年團日本聯盟總長	氏名	少年團指導者適任證
	年 月 日	氏 名	年 月 日 生
	證ス	右ノ者(無試驗檢定又ハ試驗檢定)ニ依リ少年團指導者トシテ適任ナルコトヲ	
		寫眞	

帽章ハ八咫鳥ノ模様ヲ以テス(別圖)

第九條 指導者ニシテ名譽ヲ汚損スル所爲アリト認ムルトキハ資格ヲ取消シ證書ノ返納ヲ命ズルコトヲ得

### 指導者檢定受験者心得

本聯盟ニ於テ制定セル少年團指導檢定試験受験志願者

ハ左ノ五項ヲ心得テ受験サレタシ

一、本聯盟指導者檢定規則第四條ノ課目ヲ左ノ如ク細別ス。

1 倫理學      2 教育學      3 心理學

4 博物學      5 氣象學      6 天文學

7 少年團ノ理論及ビ實際      8 口頭試問

二、一ノ課目ニ對スル參考書或ハ程度別表ノ如シ

三、試験ハ口頭試問ヲ除キ當分ノ内通信試験ニヨルモノトス

四、口頭試問ハ本聯盟ヨリ依囑セル試験委員ヲシテ適當ナル時期、場所ニ於テコレヲ行ハシム

五、檢定ヲ出願セントスルモノハ本人寫眞、履歷書及檢定規則第三條第三號ニ關スル市町村長或ハ小學校長ノ證明書ヲ添ヘテ檢定願書ヲ聯盟本部ニ提出スベシ



## 少年團日本聯盟指導者訓練所規程

第一條 指導者訓練所ハ少年團教育法ニ關スル諸般ノ攻究ヲ遂ゲ實修生ヲシテ本教育ノ眞髓ヲ體得セシムルヲ以テ目的トス

第二條 指導者訓練所ヲ中央訓練所及地方訓練所ニ別ケ前者ヲ東京或ハソノ附近ニ後者ヲ適當ト認ムル各地ニ置キ地名ヲ冠シ道場ト稱ス

第三條 中央訓練所ニ左記職員ヲ置キ特定ノ徽章ヲ佩用セシム

長 一名 中央及地方訓練所ヲ總轄ス  
副長 二名 所長ヲ補佐ス  
指導員 若干名 所長ノ命ヲウケ教務ヲ分擔ス  
所員 若干名 所長ノ命ヲウケ事務ヲ分擔ス  
職員ノ外 雇員 若干名ヲ置キ雜務ヲ分擔セシム

第四條 實修生ハ年齢二十歳以上ノ者ニシテ下記有資格者中ヨリ詮衡ノ上入所ヲ許ス但シ中央訓練所ハ本部ニ於テ特ニ認許スルモノノ外指導者適任證所有者ニ限ルモノトス

- 1、本部役員・職員・審議員・研究委員・地方委員・評議員
- 2、地方聯盟役員職員
- 3、加盟團團長
- 4、前三者ノ推薦シタル者

課目	書名	著譯者	價格	發行所
倫理學	師範學校用教科書程度ニヨル			
教育學	中等學校用教科書程度ニヨル			
心理學	肉眼ニ見エル星ノ研究	吉田源次郎	三・五〇	警醒社
博物學	少年團教範	日本聯盟譯	三・六〇	更新出版部
天文學	少年團指導者教範	同	一・〇〇	聯盟需品部
少年團ノ實際	スウウト讀本	深尾韶	一・七〇	同
少年團ノ實際	列強少年ノ社會教育	奧寺龍溪	一・五〇	教育研究會
少年團ノ實際	テント生活ノ仕方	中野忠八	一・九〇	創文社(京都)
少年團ノ實際	班制教育	三島通陽譯	一・三〇	少年團日本聯盟
少年團ノ實際	救護第一線	西川義方	一・三〇	南山堂
少年團ノ實際	ボーイスカウトの組織研究	林・和田譯	一・九〇	章華堂
少年團ノ實際	少年團研究(雜誌)	少年團日本聯盟		初號ヨリ



志望者ハ履歴書、推薦書ヲ添ヘテ願書ヲ提出スベシ

第五條 實修ノ方法期間等ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 實修生ハ各自ノ食費其他ノ實費ヲ負擔スルモノトス

第七條 中央訓練所ノ實修ヲ了シ詮衡ニ合格シタル者ニハ修了證ヲ與ヘ修了者ニシテ實績優良ナルモノニハ特修證ヲ與フ特修證所有者ハ特定ノ徽章ヲ佩用ス

第八條 中央訓練所ノ修了者ヲ以テ一團ヲ組織シ特定ノ紋章附襟飾ヲ用フ

第九條 地方訓練所ノ職員ハ中央訓練所ニ準ズ

## ボーイスカウト運動國際會議及國際事務局定款並細則

第一條 ボーイスカウト國際會議ハ一ヶ若シクハ一ヶ以上ノ信認スベキボーイスカウト組織ヲ有スル國毎ニ六名ヲ限リ選舉又ハ任命セラレタル代表者ヨリ成立ツモノトス該ボーイスカウト組織ハ適法ニ登録セラレ國際會議理事會幹事ノ保證ニ依リ理事會ニ於テ承認セラレタルモノタルベシ

一國內ニ前記ノ如キ組織一ヶ以上ヲ有スル場合ニハ代表者ハ各組織ニ對シ等分セラルベキモノトス

第二條 目的

國際會議ノ目的ハ相互協力ニ依リ世界ヲ通ジテ目的ノ統一トスカウト法ノ根基理論ニ對スル共通ノ理解トヲ促進セシムルニ在リトス

第三條 國際會議ハ協定ノ上遲滞ナク通告セラルベキ時期及場所ニ於テ二ヶ年毎ニ開催セラルベシ

國際會議ニ於ケル投票權ハ一國一票トス

第四條 毎二ヶ年ノ國際會議ニ於テ互選セラレタル九名ノ理事ヨリ成ル國際理事會ヲ設ケ一會議ヨリ次ノ會議ニ至ル二ヶ年ノ期間ニ於テ國際會議ヲ代表スルモノトス

前記ノ外總長從男爵サー・ロバート・ベーデンボーウエル氏及國際事務局幹事ハ何レモ投票ヲ要スルコトナクシ



テ理事會ノ一員タルベキモノトス

第五條 國際理事會ハ次ノ二年目ノ國際會議ニ於テ後任者ノ互選セラル、迄執務シ左ノ權限ヲ有スルモノトス

一、承認並登録ヲ申込ミタル組織ニ對シテ審査ノ上現ニ加盟シアル各聯盟ヘ協議ノ上入會承認若シクハ取消ヲ行フ件

何レカノ三ヶ國ニ於テ承認ニ反對スル時ハ次回國際會議ノ時期迄該件ハ留保セラルベキモノトス

一、毎二ヶ年ノ國際會議規定及次第ヲ定ムルノ件

三、國際事務局ノ事務監理ノ件

四、理事會ニ於テ左記其他必要ナリト認ムル事項ヲ委任スルタメ國際事務局幹事ヲ選任スル件

(イ)各國ニ互リスカウト雜誌用トシテ告示、記事蒐集編纂ノ件

(ロ)共同ノ目論見即チ國際通信、國外相互訪問ノ交換重要ナル國祭祝典ニ參列野營等ニ關スル件、

(ハ)加盟申込ニ關スル各種問合セ又ハ助力希望等ニ關スル件

(ニ)ジヤムボリー誌ノ發行並ニ之ニ關シ各國ニ於テ指名シタル通信當事者相互協力ニ關スル件

(ホ)各種會議集會ノ企畫ニ關聯シタル事務ノ件

(ヘ)加盟聯合國若クハスカウト組織アラザル國ニ於テ適良ニ設立セラレタル當局ヨリノ請求アリタル場合指導者ノ差遣又ハスカウト叢書ノ發送等ニ關ス

ル件

五、毎二ヶ年ノ會議ヨリ會議迄ノ期間國際會議ヲ代表スルノ件

六、理事會ニ缺員ヲ生ジタル場合補缺ノ件

第六條 國際理事會役員

國際理事會ハ國際事務局ノ幹事ヲ選任ス該幹事ハ職責上國際理事會ノ幹事並財務主任タルヘシ

國際理事會ハ名譽會長及一名若シクハ其レ以上ノ名譽副會長其他必要ト認ムル役員ヲ選任スルコトヲ得

第七條 財務

第一節 國際理事會ニ於テ適法ニ承認登録シタル各組織ハ隨時國際理事會ニ於テ規定スル年度登録料ヲ齎出スルモノトス

國際事務局ノ維持其他國際理事會ニ於ケル支途ニ對シ國際理事會ニ於テ承認セラレタル豫算ニ要スル經費ハ國際理事會ニ於テ適當ト認メラルベキ割當ニ由リ各聯盟ヨリ領收スル資金及個人寄附金等ヲ以テ支辨セラルベシ

第二節 資金ハ總テ財務主任ニ委託シ國際理事會ニ於テ承認シ國際事務局幹事ニ於テ保證シタル豫算ニ基キ國際理事會ノ行爲ニ從ヒ財務主任ニ依リ支出セラルベキモノトス

第三節 財務主任ハ年度會計報告ヲ各理事ニ提出シテ承認ヲ受ケタル上國際事務局登録ノ各聯盟ニ送付スベキ



モノトス

第八條 定款及細則ノ改正

本定款及細則ハ毎二ケ年國際會議ノ際總數三分ノ二以上ノ投票ニ依リ改正スルコトヲ得但改正案ノ通知ハ尠クモ會議二ケ月以前ニ於テ登録聯盟全部ニ郵送セラルヘキモノトス

追 加

- 一、諸般事項ハ出來得ル限り信書ヲ以テ國際理事會ニ提出セラルベキモノトス但シ要スルトキハ理事會ハ其ノ過半数ニ依リ決定セラレタル時期及場所ニ於テ招集スルコトヲ得ベシ此場合座長ヲ互選スルモノトス
- 一、招集通知狀ハ通常ノ場合尠クモ期日三十日以前ニ各理事ニ到達スル如ク郵送セラルベキモノトス通知ハ出來得ル限りノ程度ニ於ケル會議日程ヲ添フベキモノトス
- 一、理事ハ理事會内ノ他ノ理事若シクハ幹事ニ投票ヲ委任スルコトヲ得

附 錄



## 少年團設立手引

一、少年團は種々なる形に於て、又種々なる方法によつて設立され得るものである。即ち

形については

- 1、幼年隊、少年隊、青年隊の中一種をとりて。
- 2、以上三種を包含して、或はその二種をとりて。

方法については

- 3、隊長たるべき人自ら中心となりて。
- 4、既設團體の一事業として。
- 5、少年教育に興味と責任とを感ぜる有志者の結合によりて。
- 6、少年自身の自發的結合によりて。
- 7、其他。

一、設立に當つては先づ、幼年、少年、青年各隊の中、何れより始むべきかを考察し、なるべくその中一を選んで着手するをよしとす。

一、最も大切なる事は、直接健兒指導の任にあたる隊長を得ることである。

3の場合に於ては、これは問題ではないが、4、5の場合に於ては、適當なる人物を選びこれに依囑すべきであり6の場合に於ても、適當なる人物を隊長に推戴するをよしとす。

一、隊は必ず班別組織とし、最初は一班乃至三班に限定し、



相當訓練を経たる後、漸次人員を増加するをよしとす。  
而して一班は八名以下、一隊は四十名を超えざる程度を  
最もよしとす。

一、團には團長を戴き、其下に指導幹部として、隊長、副長、  
指導員をおき、經營幹部として理事をおく。

團を後援するために助成會を組織するもよし。

一、團の幹部は隊又は班のためにその集會場を供するをよし  
とす。

一、團には左記の書類を備ふべし。

- 1、團員名簿
- 2、記録（團の日誌、班の報告書、諸會議記録等）
- 3、會計書類（豫算、決算表、出納日記帳等）
- 4、健兒出缺表
- 5、健兒納金表
- 6、備品臺帳

一、團の設立に關する事項については、本聯盟各地方委員或  
は本部に相談さるれば、これに應ずべし。

一、團の役員名については、左の名稱は御避けを願ひたい。

總裁、總長、

それにスカウトマスター、リーダー等の外國語の名稱。

それから採用してもよいと思はるゝ名稱の類例を下に列  
べる。

理事長、理事、評議員、團長、副團長、隊長、副長、顧問、  
贊助員、囑託等。

## 海洋少年團設立の手引

一、海洋少年團は、少年團日本聯盟に加盟しスカウト式教育  
を根幹として訓練せる、我海の子をして、海を友とし、舟  
を家とする氣分を養はしめ我國少年健兒に、明治大帝御即位  
當時の御詔勅にある、『萬里の波濤を開拓す』べき第一歩  
を踏ましめるのである。

一、海の日本の、四圍の環境は、經濟上にも、國防上にも、  
將來我少年健兒の發展すべき途は、陸の方面には殆んど行  
き詰りであるから海の利用を第一とし、今や健兒の行くべ  
き途は、期せずして海に向けられつゝあるのである。

一、海洋少年健兒が、海上や濱海生活の諸作業に親しみなが  
ら、海洋の純潔なる空氣を吸ひ、大海原の雄大なる氣分に  
接し、團員互に兄弟の信と愛とを有し且つ勇敢機敏にして  
常に十分の備へをなし、立派なる個性を磨き、有爲の公民  
たらしむるは本團の主要任務である。

一、海洋少年團は右の趣旨に依り、主として十三歳以上、十  
八歳以下の健兒にして、學業又は家事の餘暇を適當に利用  
して、實際實地に付き、必要なる課程を、最も平易簡單に  
スカウト式教育法に依り、海上又は濱海に於て楽しみなが  
ら練習を行ふのである。

### 經營法

(一) 學生を中心とする團

學業學課の關係上、奉仕作業や、救護作業等は出來ざること



あるべく、従つて自給自足は此種團では先づ困難なるも、將來は立派なる指導者階級の人此の團より産るべきに付、市町村の有志家、又は公共團體學校或は役場等にて健兒の希望を容れ、其の事業企畫を援助せられ、其の指導者には海上の實驗者にして人格識量を有する人を選び、尙兒童教育教化又は海陸軍、水産、商船教育等に經驗ある人に、好意的に教育の一部を依託するを得ば最も妙である。

#### (二) 學生以外一般健兒を中心とする團

主として漁村又は沿海、湖沼、河畔の農村にて義務教育を終へたる者、又は海上事業に従事し居る家庭の子弟を以て是を組織し、家業に従事の傍、適當なる公民教育と軍事、水産、運輸教育の一部を加味し、實際生活と關聯し、手帳鉛筆式の教育と離れて、海上又は船内の作業其の物を直に教程教材とし實物指導を行ひ、又町村に對する奉仕作業や、救難救助作業等に従事せしむる等、活物教育を活動地に於て行ひ、力めて教育其物が實際の生業中より得らるゝ如くするのである。而して其の指導者は(一)の通りで、可成團體に自給自活の道をとらせたいのである。

#### (三) 團の經費

團員自身に屬するものは團員自ら支辨の道を講じ、團の運動作業の爲めの全體費用は、篤志家の寄附又は公共團體の補助に待たねばならぬ。經費の重なるものは人件費、教材費なるが是等は全部團員自體の負擔とせば、健兒の家庭は之に對して難色あるは當然ならむ、故に教材は成る可く公共團體の所

有船又は學校教材の一部を、其の筋の諒解を得て之を利用し、人件費は成可之を節約し、役員は多く名譽職とせば可ならん、團旗其他裝飾品等に多大の經費を課するは避けたい。

#### (四) 役員及團員の服裝

別圖の如くであるが地方に依りては必ずしも此の制式に依らず、多少異なる制帽制服にて可ならんも、目下の處服裝の如何は最も團員の心理を動かし、我は海洋健兒なりとの誇りを持たしめ易きものである、動作輕快にして海洋健兒に<sup>ツ</sup>應はしく且つ比較的安價なるは本團制服なりとす、是れ多年列國海軍及海員が此型の服裝を最も便利として使用し今日に至れるものなればなり。

#### 本團の特色

本團員には少年團日本聯盟の認むる少年團にしてスカウト式教練を受けたる者にして、身體健康水泳可能且つ志操堅實なる人ならば殆んど無條件にて入團し得、若し是等の團の設立なき處は其の團長の裁量によりて決せらるものとす、本團教育の特色はシー・スカウト式教育法を根幹とし、其精神と内容とは我日本の國體と國情に應じて、海の日本に適應する如く指導教育するのである。

人心を一新して、我國に新なる血脈を起さしむるは、一部教育の改善である、現在の我國が陥れる經濟的大難と、主として之より生ぜし思想上の大難に善處して、一服の清涼劑を與ふるには生産教育に甚大の關係を有し、且つ勞資協調に特効ある我海洋健兒團を、都鄙一般津々浦々に勃興せしむるは、



最も時機に適したるものと確信するのである。

### 實際的指導方法

一ヶ月二回若くは三回土曜の午後より日曜に掛けて集會を行ひ、其の内一回は天幕生活を實習し、集會毎に一應は短時間でも海上の作業を實習し汽走、帆走、橈槽漕又は棹の稽古を實習せしむること。

又海上作業に従事するものは又妙に山間にも趣味を有する故に、深林の幕營生活又は島嶼の山登り等を加味し、スカウト式の教育を實習すること肝要なり。

姿勢、態度の端正と言語の明瞭なるは團員として最も大切である、此點は陸海軍の教育を模範として十分に徹底せしむべきである。

練習についての大なる禁物は餘り教へ過ぎて健兒をして飽かしむるところである。所謂演習を交換して可成目先を換へ、どんな作業でも精神の能く徹底した教へ方、導き方が大切である。何分相手が遊び盛りの少年である。理屈よりも實効の表はるゝことを喜び、自然研究や天象地象の變化でも眼前の實際に就いて判断と結論とを與ふることが大切である。

故に指導者は常に健兒の智識慾を刺戟して健兒の欲求が課目の指導を要求するが如く仕向くるを得ば既に指導の妙境に達せりと言ひ得る。夏冬の際學校其他一般の休業期を利用して濱海生活、遠航實習を行ひ、水産運輸關係の船舶並に軍艦等に便乗するを得ば其効果大なり、此際最も誠しむべきは遊覽見物氣分に流るゝことで其弊多くして益少く、シー・スカウト

の眞の精神を失ふに至ることである。

教育指導には<sup>パトロールシステム</sup>班制教育を採用し、年長健兒は能く年少健兒を保護指導して互に相誠しめ、相勵み合ふこと薩南健兒社の二才の稚兒に於けるが如く、自由教育の内に一種の牽制もありて放漫に流れず、窮屈に失せず最も個性の陶冶に力を用ふることが大切である。

娯樂用、行軍用、儀式用として鼓隊の如き樂隊を備ふるときは健兒の精神を爽快高尚にするの便がある。

### 練習教程の大要

- |          |  |
|----------|--|
| 一、精神訓練   | 勅諭奉讀、宣誓の服膺、おきての履行、                               |
| 二、個性練磨   | 觀察推理、長所の誘發、短所の匡正、                                |
| 三、協同訓練   | 海上、陸上ノ部隊訓練、                                      |
| 四、技能教育   | 水泳、短艇運用、結索、信號、救急、海圖使用、航路標識、武技、帆縫、手工、水産物加工、操輪、操鼓、 |
| 五、自然研究   | 天體、氣象、潮流、地質及礦物採集、魚貝類研究、衛生、微生物學、                  |
| 六、奉仕作業   | 水上救護、美化運動、天變地異時の注意、心得、援助、沿岸監視注意作業、               |
| 七、體驗生活實習 | 幕營生活、濱海生活、簡易航海實習、水深測量、航路探求、                      |
| 八、集合見學記錄 | 所見陳述、討論、講演、見學記錄、會計記錄、                            |
| 九、競技     | 水泳、短舟、陸上運動、                                      |



十、點 檢 査 閱 観艇式、閉團式、諸點檢、  
要するに練習項は多種多方面なるも、之が實施は能く團所在地の實情に應じて損益取捨し、本教育其物が一種の人格教育であると同時に生産教育であり、立派なる公民教育である如く指導すべきで、彼の所謂教育の爲めの教育を爲すが如きは嚴に戒しむべきである。又シー・スカウトは海上作業が主要教程なるが故に餘り幼少の兒童（十三歳以下）を以て組織すれば、體力關係上動作の不自由と、危険を醸すこと多し、彼の米國がシー・スカウトは年齢を十五歳以上とし、體身長體重迄制限を加へたるは、這般の點を顧慮せるに依る。本團成立企劃者の注意を要する點であらう。

尙、前掲「少年團設立の手引」参照のこと

## ボーイスカウト國際會議及 國際事務局現況

ボーイスカウト運動ニ關スル各國間ノ相互理解及目的ノ統一促進ヲ圖ルタメ先ニ掲ゲタル定款並細則ニ基キ國際會議及國際事務局ヲ設置シニケ年毎ニ國際會議ヲ招集シ閉會期間中ハ十一名ノ理事ヨリ成ル理事會ヲ常置シテ國際會議ヲ代表セシメ又在倫敦英國ボーイスカウト聯盟本部内ニ國際事務局ヲ常置シテ理事會ニ屬スル事務及會計上一切ノ處理ニ任ゼシム。現任理事ハ國際總長ベーデンボーウエル氏、國際事務局幹事ヒューバート・マーチン氏ノ外英、米國ノ各二名佛、伊、澳、瑞典、チエコスローバキヤ國各一名合計十一名ニシテベーデンボーウエル總長ヲ會長トス。

事務局ニハ幹事ノ外英國ボーイスカウト指導者ノ資格アル書記三名ヲ常任ス。

國際會議ハ第一回ヲ一九二〇年倫敦ニ、第二回ヲ一九二二年巴里ニ、第三回ヲ一九二四年コーペンハーゲンニ開催シ、第四回ハ一九二六年瑞西ニ於テ開催セラルベキ豫定ナリトス。國際事務局ハ第一回國際會議ノ當時新設セラレ國際理事會ハ第二回國際會議以降選任セラレタリ。

現ニ國際會議加盟ノ承認ヲ受ケ事務局ニ登録セラレタルボーイスカウト聯盟ノ國別下ノ如シ。

アルバニヤ

亞米利加合衆國



亞爾然丁  
 白耳義  
 ブルガリヤ  
 チエコスローバキヤ  
 エクアードル  
 エストニヤ  
 佛蘭西  
 希臘  
 洪牙利  
 伊太利  
 ラトビヤ  
 リトワニヤ  
 諾威  
 秘露  
 葡荷牙  
 セルビヤ  
 西班牙  
 瑞西

奧太利  
 伯刺西  
 智利  
 丁抹  
 埃及  
 芬蘭  
 英吉利  
 和蘭  
 アイラツク  
 日本  
 リベリヤ  
 ルクセンブルク  
 巴奈馬  
 波蘭  
 ルーマニヤ  
 暹羅  
 瑞典  
 シリヤ

本國外ノ露西亞スカウト團

合計三十九ヶ國、四十六ヶ聯盟ニシテ佛蘭西ハ三ヶ、白耳義  
 丁抹、芬蘭、伊太利、ルクセンブルクノ五ヶ國ハ各二ヶノ聯  
 盟承認登録セラレアリ。

第三回國際會議ノ際一國ニ二ヶ以上ノ聯盟アルモノハ一聯合  
 體ヲ組織スルコトニ決議セラレタリ。

## 文部大臣ノ諮問ト之ニ對スル答申

大正十三年十一月十五、十六兩日開會サレタ少年團日本聯盟  
 第二回總會ニ對シ、文部大臣ハ左ノ諮問ヲ交付サレタ。

文部大臣諮問

學校教育トノ關係ニツキ、少年團ニ於テ特ニ留意スベキ點  
 如何。

之ニ對シ、總會ハ左ノ通り答申シタ。

### 文部大臣諮問ニ對スル答申

少年團ハ學校教育並ニ家庭教育ト共ニ各獨自ノ立場ヲ以テ少  
 年教化ノ上ニ貢獻セムトスルノ社會教育機關ニシテ學校教  
 育ト相俟チテ其ノ目的ヲ達成スベキモノトス。從ツテ兩者ノ  
 關係ニツキ特ニ左ノ諸點ニ留意スルヲ要ス。

一少年團ノ役員並ニ指導者ニハ學校職員及一般篤志者中ヨリ  
 可成多方面ニ人物ヲ求メ一方ニ偏セザルコト。

一少年團指導者ハ學校教育ヲ理解スルニ努ムルト共ニ少年團  
 教育ノ理論實際ニ精通スルニ努ムルコト。

一學校當事者及父兄ヲシテ少年團教育ノ要旨ヲ徹底的ニ諒解  
 セシムルニ努ムルコト。

一少年團ハ少人數ノ班別組織トナシ個性訓練ニ重キヲ置キ學  
 校教育ヲ助成スルコト。

一文部省內ニ各方面ノ人士ヲ網羅シテ權威アル少年團調査會  
 ヲ設クルコト。以上



中華書局出版之二十四史問答

此書本館所編之二十四史問答，自出版以來，深受讀者歡迎，現已出版第二版，內容更為充實，歡迎各界人士踴躍投稿。

本館為擴大服務，特設問答專欄，歡迎各界人士踴躍投稿，本館將擇其精闢之論，刊登於此，以資參考。

中華書局出版之二十四史問答

本館所編之二十四史問答，自出版以來，深受讀者歡迎，現已出版第二版，內容更為充實，歡迎各界人士踴躍投稿。

本館為擴大服務，特設問答專欄，歡迎各界人士踴躍投稿，本館將擇其精闢之論，刊登於此，以資參考。

本館為擴大服務，特設問答專欄，歡迎各界人士踴躍投稿，本館將擇其精闢之論，刊登於此，以資參考。

本館為擴大服務，特設問答專欄，歡迎各界人士踴躍投稿，本館將擇其精闢之論，刊登於此，以資參考。

追 加



# 少年團日本聯盟本部規則

## 第一章 總 則

第一條 本部ハ聯盟一切ノ事務ヲ統理ス

第二條 本聯盟事務執行上ノ要綱及特ニ其ノ議ニ附セラレタル事項ヲ議決スル爲隨時理事會ヲ開ク

理事會ハ理事ヲ以テ組織シ理事長ヲ以テ議長トス理事長事故ナルトキハ出席シタル理事中ノ年長者之ニ當ル理事會ノ議事ハ議長ヲ除ク出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ同數ナルトキハ議長ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス理事會ニ代フルニ書面回審ヲ以テスルコトヲ得

第三條 研究懇談ノタメ役員及職員ヲ以テ本部會ヲ組織シ理事長ハ必要ニ應シテ隨時其ノ全部若シクハ其ノ一部ヲ招集ス

第四條 參事ハ理事會ニ列シ表決ニ加ハルモノトス

第五條 理事會ニ附セラルヘキ事項概要左ノ如シ

- 一 加盟ノ承認拒絶、又ハ取消
- 一 諸表彰、審判及諸資格ノ審定
- 一 諸法規及教範ノ制定、改訂、廢止
- 一 經常及臨時豫算
- 一 決算及財産目錄
- 一 盜難紛失等缺損處分



- 一 圖書ノ出版
  - 一 總會及評議員會開催
  - 一 ジャムボリー開催
  - 一 指導豫定
  - 一 國際會議ニ關スル件
  - 一 國際ジャムボリーニ關スル件
  - 一 重ナル國際關係事項
  - 一 前記ノ外理事會ニ提議ヲ要スト認ムル件
- 議事ノ經過ハ議事要録ニ登録シ理事長之ニ捺印ス

第六條 監事ハ隨時諸張簿ヲ検査シ處務ノ説明及文書ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

監事ハ總會ニ報告セントスル決算書ヲ調査シ之ニ其ノ意見ヲ添付ス

## 第二章 職 制

- 第七條 總長、理事長、理事及監事ヲ以テ本部ノ役員トス
- 第八條 本部ニ職員トシテ參事、主事、主事補、書記及書記補ヲ置ク
- 職員ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム
- 職員ノ外必要ニ應シ囑託員ヲ置キ並雇傭人ヲ使用スルコトヲ得
- 第九條 職員ハ少年團指導者ノ資格ヲ有スル者ニ限ル但シ特殊ノ技能ヲ有スル者ハ詮衡ヲ經テ之ヲ採用スルコトヲ得
- 第十條 本部ニ左ノ十五部一所ヲ置キ總務、指導、健兒ノ三

大科ニ區分シ理事長之ヲ總理ス

### (一) 總務科

- 秘書部
- 庶務部
- 經理部
- 需品部
- 衛生部
- 音樂部
- 國際部
- 編輯部
- 圖書部

### (二) 指導科

- 第一部
- 第二部
- 指導者訓練所

### (三) 健兒科

- 少年健兒部
- 幼年健兒部
- 青年健兒部
- 海洋健兒部

第十一條 總務、指導、健兒ノ三大科ニ部長及主査、部ニ部長部員、所ニ所長副長所員ヲ置キ役員又ハ職員ヲ以テ之ニ充テ理事長之ヲ命免シ各其ノ責ニ任セシム

科ニ於ケル事務担任及事務細則ハ科長之ヲ定メ理事長ノ承



認ヲ受ク

第十二條 本部ニ審議會及研究委員會ヲ置キ經營指導ニ關スル諮問事項ヲ議シ又意見アルトキハ之ヲ理事長ニ提出ス

第十三條 審議會ハ役員參事及審議委員ヲ以テ組織シ總長ノ諮問機關トス、理事長之ヲ招集シ重要事項ヲ審議シ高等名譽會議ヲ兼ス

第十四條 研究委員會ハ職員及研究委員ヲ以テ組織シ理事長ノ諮問機關トス、理事長之ヲ招集シ一般研究事項ヲ諮議ス

第十五條 審議委員ハ總長之ヲ委囑シ二十名以内ヲ以テ定員トス、研究委員ハ理事長之ヲ委囑シ三十名以内ヲ以テ定員トス

審議委員ハ役員ニ研究委員ハ職員ニ準ス

### 第三掌 分 掌

第十六條 總務部ハ秘書、庶務、經理、需品、衛生、音樂、國際、編輯、圖書ノ九部ヲ統ヘ機密事項及一般庶務ヲ管理シ加盟員ヲ統轄シ經營ニ關スル事務ヲ掌理ス

總務科ハ經營ニ關シ常ニ他科トノ聯繫ヲ保ツ

總務科長ハ經營ニ關スル法規施設ノ制定改正又ハ指令ヲ必要ト認メタルトキハ案ヲ具シテ理事長ニ提出ス總務科長ハ經營ニ關スル事項ヲ調査、研究審議シ意見ヲ理事長ニ提出ス

總務科長ハ經營ノ方針法規及施設上ニ關シ審議會及研究委

員會ノ意見ヲ徵スルヲ必要ト認ムルトキハ案ヲ具シテ理事長ニ提出ス

第十七條 秘書部ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、機密事項

一、人事

一、總長、理事長ノ職印、聯盟印ノ管守

一、機密文書ノ發受保管

一、成案文書ノ審査

一、決裁ヲ要スル書類ノ取扱

一、理事會ニ關スルコト

一、審議會ニ關スルコト

一、研究委員會ニ關スルコト

一、他部ニ屬セサル重要事項

第十八條 庶務部ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、普通文書ノ發受保管

一、加盟團原簿ノ登録

一、團勢調査

一、經營ニ關スル法規施設

一、集會儀禮

一、服裝服制

一、旗章徽章

一、記録及年報

一、他部ニ屬セサル一般庶務

第十九條 經理部ハ左ノ事務ヲ掌理ス



一、豫算決算

一、出納給與

一、財産目録

一、金錢及物品會計ノ監査

一、物品用度

一、土地建物ノ管理

第二十条 需品部ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、需品ノ製作購入供給

一、圖書ノ出版供給

第二十一条 衛生部ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、醫務衛生及救護

一、前項ニ關スル健兒教育ノ助成

第二十二条 音楽部ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、直屬音楽隊ノ管理指導

一、音楽ニ關スル健兒教育ノ助成

一、健兒用ノ歌詞及曲譜ノ研究

第二十三条 國際部ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、國際關係事項

一、外國トノ間ノ文書ノ發受保管

一、外國出張員ニ關スルコト

一、在留外國人ニ關スルコト

一、文書ノ翻譯

第二十四条 編輯部ハ左ノ事項ヲ掌理ス

一、公報及雜誌ノ編纂發行

第二十五条 圖書部ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、圖書ノ購入受入保管

第二十六条 指導科ハ第一部、第二部、指導者訓練所ヲ統へ

少年團全般ノ教育ニ關スルコトヲ規畫シ其ノ統一進歩ヲ計

リ且教育圖書ニ關スルコトヲ掌理ス

指導科ハ教育ニ關シ常ニ他科トノ聯繫ヲ保ツ

指導科長ハ教育訓練ニ關スル法規教範ノ制定改正又ハ指令

ヲ必要ト認メタルトキハ案ヲ具シテ理事長ニ提出ス

指導科長ハ教育訓練ニ關スル事項ヲ調査研究審議シ意見ヲ

理事長ニ提出ス

指導科長ハ教育ノ方針其他教育指導上ニ關シ審議會及研究

委員會ノ意見ヲ徵スルヲ必要ト認ムルトキハ案ヲ具シテ理

事長ニ提出ス

第二十七条 第一部ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、教育ノ制度及之ニ關聯スル事務ノ審理並其ノ統一

一、教育訓練ニ關スル實行上ノ調査、研究、審議

一、指導科ニ關スル機密事項及一般庶務

第二十八条 第二部ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、教育訓練ニ關スル法規教範ノ制定及改正

一、教育資料ノ調査ノ編纂翻譯

一、外國少年團教育ニ關スル調査

一、内外國普通教育及社會教育ニ關スル調査

第二十九条 指導者訓練所ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、指導者ノ養成訓練



(イ) 中央訓練所

(ロ) 地方訓練所

一、指導ニ關スル研究審議

一、指導者ノ資格檢定

第三十條 健兒科ハ少年、幼年、青年、海洋ノ各健兒部ヲ統  
ヘ加盟審査及教育訓練上ノ監理及企畫ニ關スル事務ヲ掌理  
ス

健兒科ハ監理ニ關シ常ニ他科トノ聯繫ヲ保ツ

健兒科長ハ訓練上重要ナル企畫及實施ニ關シテハ案ヲ具シ  
テ理事長ニ提出ス

健兒科長ハ監理ニ關スル事項ヲ調査研究審議シ意見ヲ理事  
長ニ提出ス

健兒科長ハ監理ノ方針及訓練ノ企畫實施ニ關シ審議會及研  
究委員會ノ意見ヲ徵スルヲ必要ト認ムルトキハ案ヲ具シテ  
理事長ニ提出ス

第三十一條 少年、幼年、青年、海洋健兒部ハ各左ノ事務ヲ  
掌理ス

一、加盟團ノ監理

一、教育訓練ノ監督及其ノ統一

一、合同訓練ノ企畫及實施

一、加盟審査

一、健兒ノ資格檢定

#### 第四章 給 與

第三十二條 本聯盟ノ職員ニシテ常務ニ従事スル者ニハ第一  
號表ノ範圍内ニ於テ手當額ヲ定メ之ヲ支給ス

第三十三條 有給職員ニシテ休職ヲ命セラレタルトキハ第二  
號表ノ手當ヲ支給ス休職者ニシテ發令ノ翌月ヨリ一年以内  
ニ復職ヲ命セラレサルトキハ自然解職トス

第三十四條 役員ハ名譽職トス但シ手當ヲ支給スルコトヲ得  
有給職員ニシテ病氣缺勤引續キ九十日ヲ超ユルトキハ第三  
號表ノ手當ヲ支給ス

第三十五條 有給職員ニシテ事故缺勤引續キ三十日ヲ超ユル  
トキハ第四號表ノ手當ヲ支給ス

第三十六條 職員ニシテ宿直勤務又ハ定時刻ヨリ二時間以上  
早出遅退ヲ命セラレタルトキハ第五號表ノ賄料ヲ支給ス

第三十七條 有給職員ニシテ一年以上勤續スルトキハ第六號  
表ノ生命保險契約ニ對シ其保險料補助金ヲ支給スルコトヲ  
得

前項ノ職員ニシテ十五年以上勤續スルトキハ其ノ退職後ト  
雖前項ト同一ノ補助金ヲ支給スルコトヲ得

第三十八條 役員及職員ニシテ公務ノ爲メ旅行スルトキハ特  
ニ定ムル場合ノ外第七號表ノ旅費ヲ支給ス但シ其一部若ク  
ハ全部ヲ支給セサルコトヲ得

#### 附 則

本規則ハ大正十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來ノ規則類ニシテ本規則ニ抵觸スルモノハ之ヲ廢止ス



本規則施行ノ際在職スル職員ニシテ別ニ辭令ヲ交付セラレサルモノハ本規則ニ依リ従前ノ職名ヲ以テ従前ノ俸給ト同額ノ手當ヲ受クルモノトス

前項ノ職員ニシテ本規則施行ノ際一年以上勤續スルモノニハ第三十七條ヲ適用ス

現在ノ指導審議會及研究委員會ハ大正十五年三月三十一日迄之ヲ存續ス

第一號表 (常務手當)

職名	給額
參事	年額六百圓以上參千圓以下
主事	
主事補	
書記	月額參拾圓以上百五十圓以下
書記補	

- 一 年額ハ十二分シテ毎月之ヲ支給ス
- 二 新任増減給及復職ハ、日、休職退職及常務取止ニ因ル停給ハ月ヲ以テ計算ス
- 三 日ヲ以テ計算スルモノハ發令ノ日ヨリ起算ス
- 四 汽車電車賃等ノ實費ヲ支給スル場合ハ本表ノ手當ヲ支給セス

第二號表 (休職手當)

區分	給額
第二月ヨリ 第七月迄	手當月額ノ十分ノ五

- 一 特殊ノ事由アルモノハ尙支給ヲ繼續スルコトヲ得

第三號表 (病氣缺勤手當)

區分	給額
第四月ヨリ 第六月迄	手當月額ノ十分ノ八
第七月ヨリ 第九月迄	同 十分ノ五
第十月以後	停給 但シ公務ニ起因シタルモノハ尙第十二月迄前同額ヲ支給ス

第四號表 (事故缺勤手當)

區分	給額
三十日ヲ超ユル者	手當月額ノ十分ノ五
六十日ヲ超ユル者	停給

第五號表 (賄料)

職名	宿直(一夜ニ付)	早出遲退(一回ニ付)
參事 主事 主事補 書記 書記補	一五〇 円	〇七〇 円

- 一 囑託員及雇傭人ハ本表ニ準シテ之ヲ支給ス

第六號表 (保險金額)

勤續年數	保險金額
一年以上	手當月額(日給ノ場合ニ在リテハ其ノ三十倍)ノ十二倍
五年以上十年未滿	同 十八倍
十年以上十五年未滿	同 二十四倍
十五年以上	同 三十倍

増給又ハ勤續年數延長シタルモノハ本表ノ年數ニ該當シタルトキヨリ三月内ニ本表ニ依リ算出シタル保險金額ト現ニ契約セル保險金額トノ差額が五百圓以上ナルトキニ限り新ニ契約ヲ締結スルコトヲ得



算出額が千圓未満ナルトキハ千圓トシ百圓未満ノ端數ヲ生ズルトキハ百圓ニ切上グルモノトス

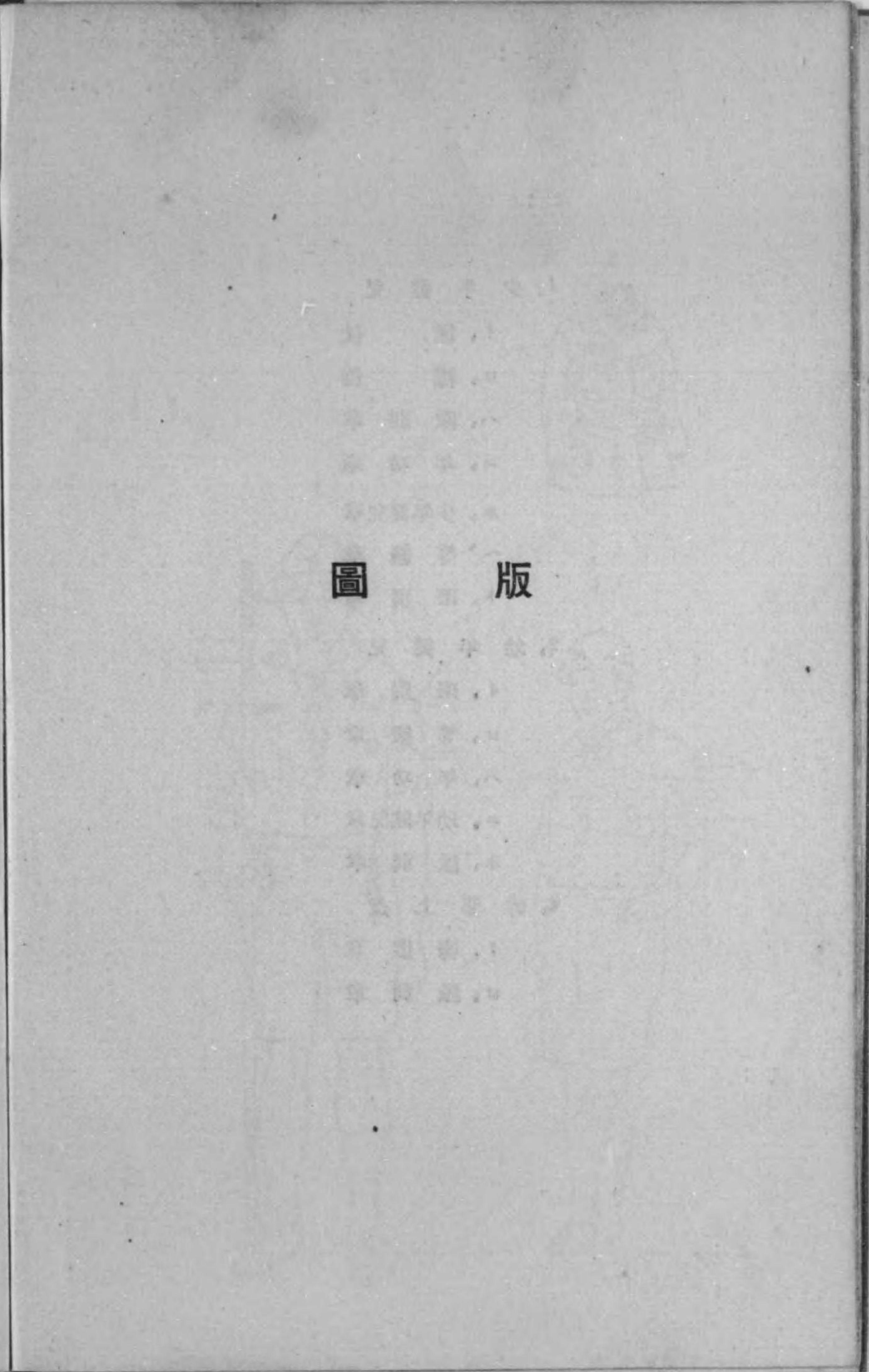
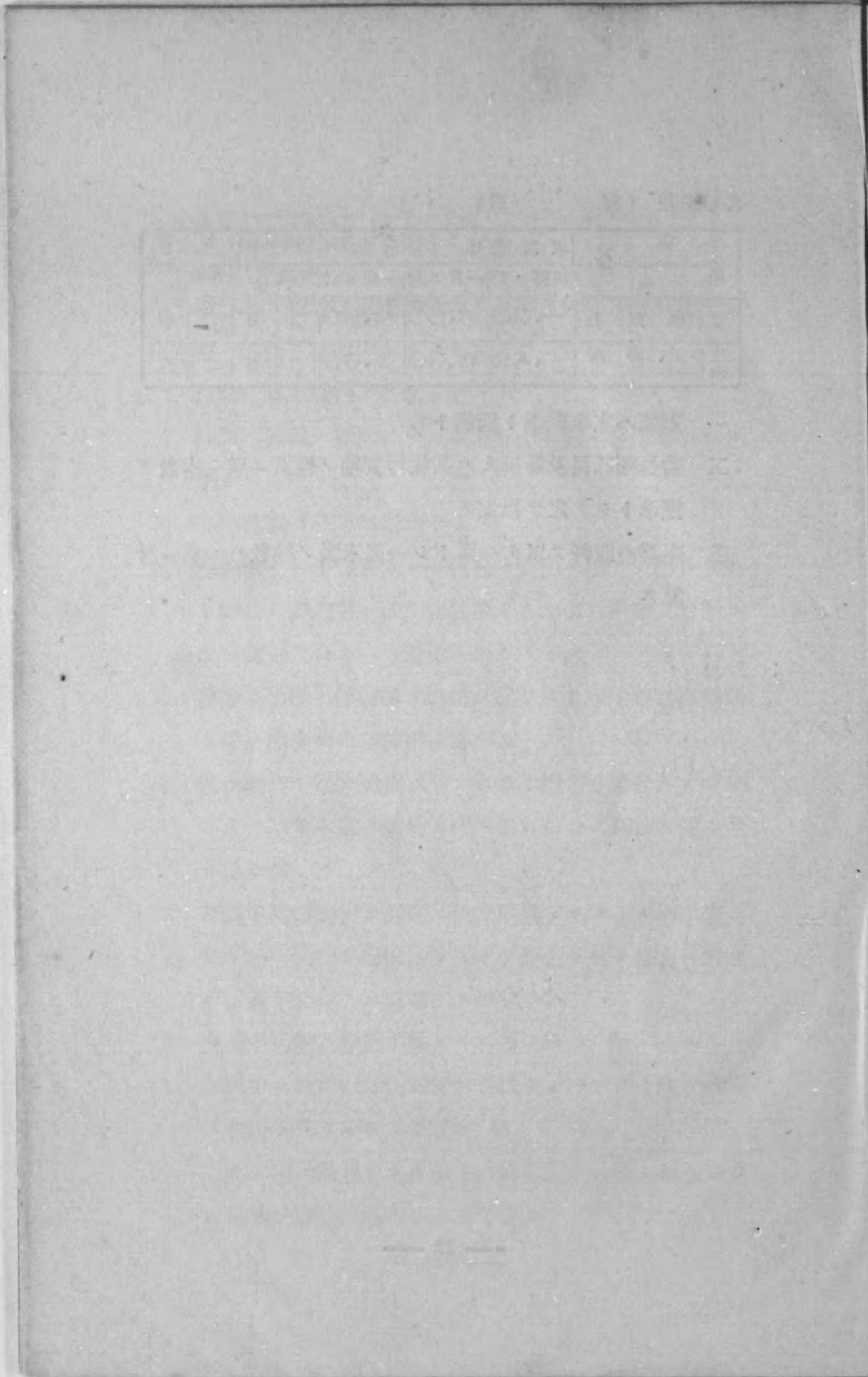
- 一 職員自ラ契約者及被保險者タル生命保險ニ對シ其保險料ノ半額ヲ補助スルモノトス
- 二 保險行爲ハ職員ノ任意トス
- 三 契約ハ聯盟ノ指示スル保險業者中ニ就キ選擇スルモノトス
- 四 保險種類ハ三十年滿期トス
- 五 保險料ハ一年分拂込トシ職員ノ負担ニ屬スル部分ニ對シ聯盟ハ契約者ニ代リ立替拂ヲナシ毎月手當支給期ニ於テ其十二分ノ一ヲ償却スルモノトス
- 六 停給期間内ハ保險料ノ補助ヲ爲サス且保險料拂込時期ニ於テ保險料ノ立替拂ヲ爲サス
- 七 既ニ有スル保險契約ニシテ本表ノ標準ニ適合スルモノハ之ヲ以テ本表ノ契約ニ代ヘ之ニ對シテ補助ヲ受クルコトヲ得
- 八 在職中當該契約カ滿期ニ依リ消滅シタルトキハ本表ニ依リ新ニ契約ヲ締結スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ勤續年數モ共ニ更新スルモノトス
- 九 在職中解約及變更ヲ爲サハルモノトス
- 十 在職中ニ於テ證券担保貸付ヲ受ケントスルトキハ聯盟ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
- 十一 前二項ニ違返シタルトキハ當該契約ニ對シ補助シタル總額ヲ即時返還スヘキモノトス

第七號表 (旅 費)

職 名	區 分	車馬賃 四軒=付	日 當 一日=付	宿 泊 料 一夜=付	鐵道賃		船 賃	
					等級 急行 券	等級 急行 券	等級 急行 券	等級 急行 券
主 事 以 上		一、〇〇 四	六、〇〇	七、〇〇	二	有	二	有
主事補、書記 書記補		〃 八〇	四、〇〇	五、〇〇	二	有	二	有

- 一 顧問ハ主事以上ト同額トス
- 二 委員囑託員及雇傭人ハ其旅行要務ノ性質ニ應シ本表ヲ標準トシテ之ヲ指定ス
- 三 距離ハ四軒ヲ以テ一區トシ一區未満ノ端數ハ一區ニ計算ス







1、少年健兒

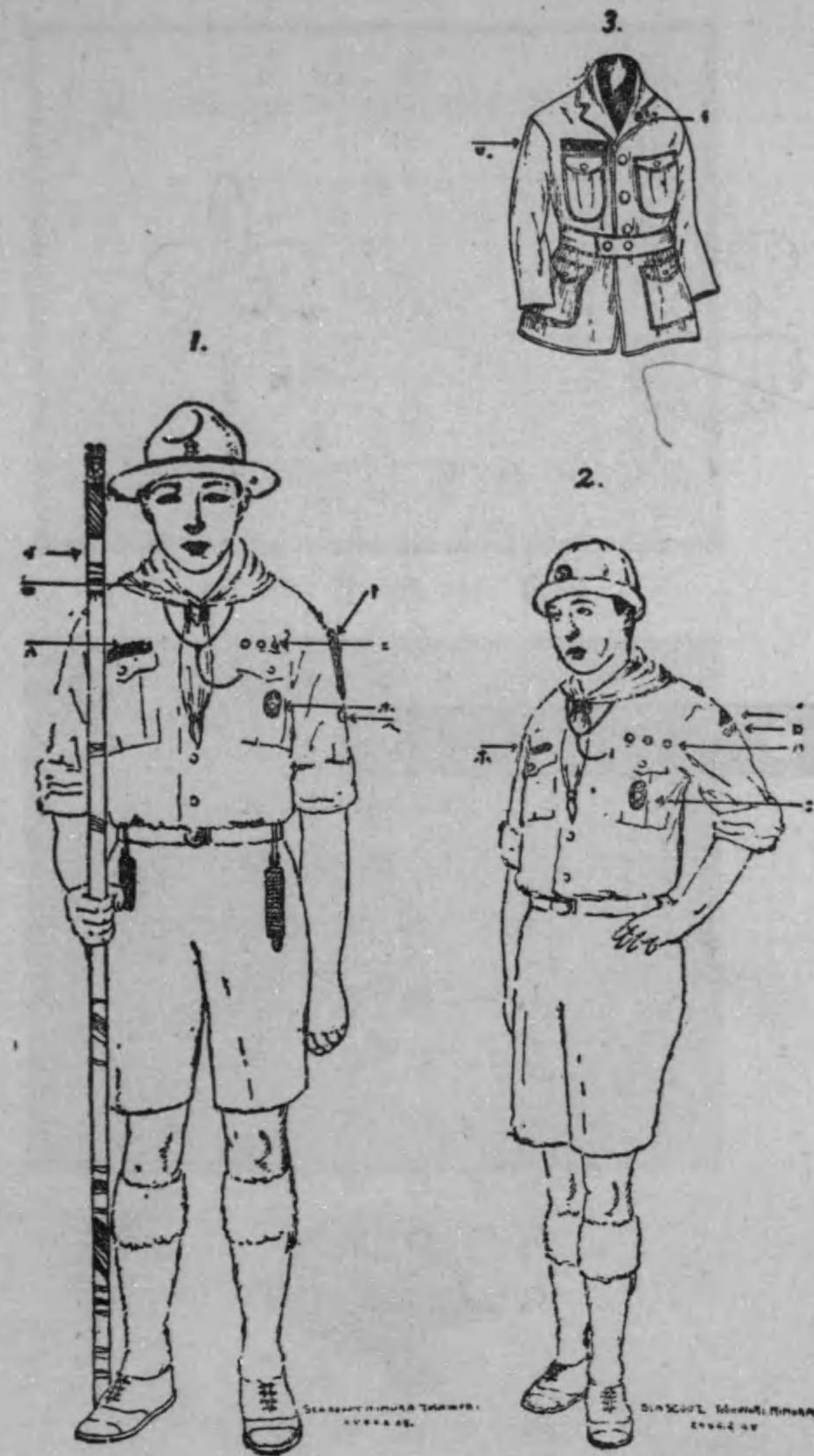
- イ、團 仗
- ロ、襟 飾
- ハ、隊 別 章
- ニ、年 功 章
- ホ、少年健兒章
- ヘ、等 級 章
- ト、班 別 章

2、幼年健兒

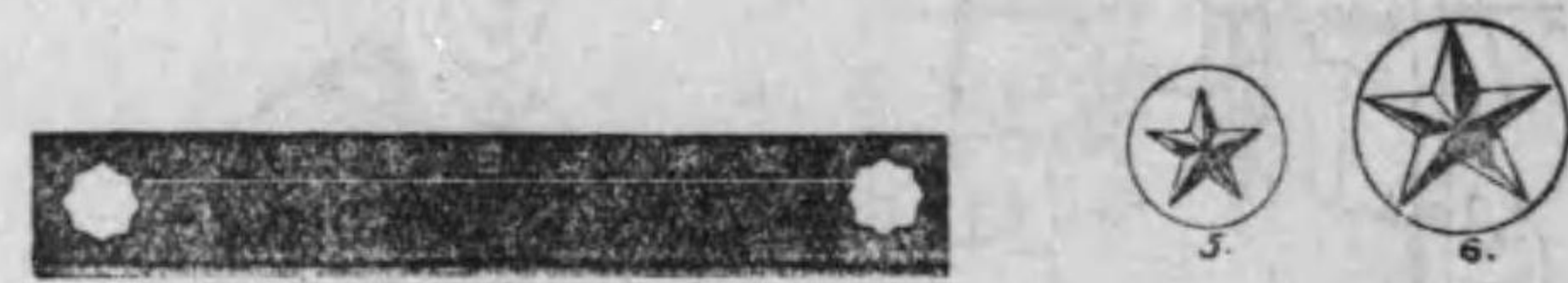
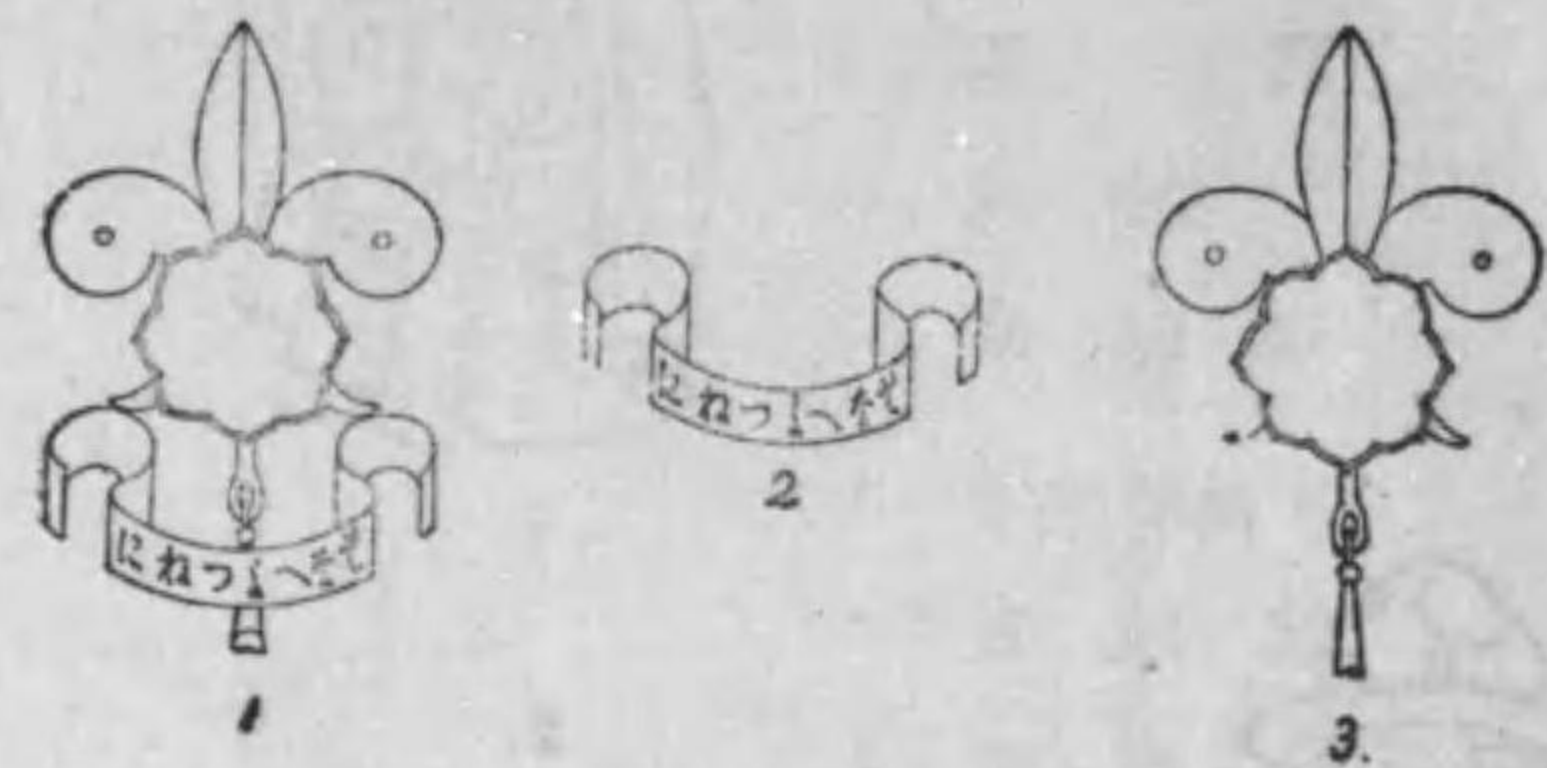
- イ、班 別 章
- ロ、等 級 章
- ハ、年 功 章
- ニ、幼年健兒章
- ホ、隊 別 章

3、幹部上衣

- イ、聯 盟 章
- ロ、隊 別 章



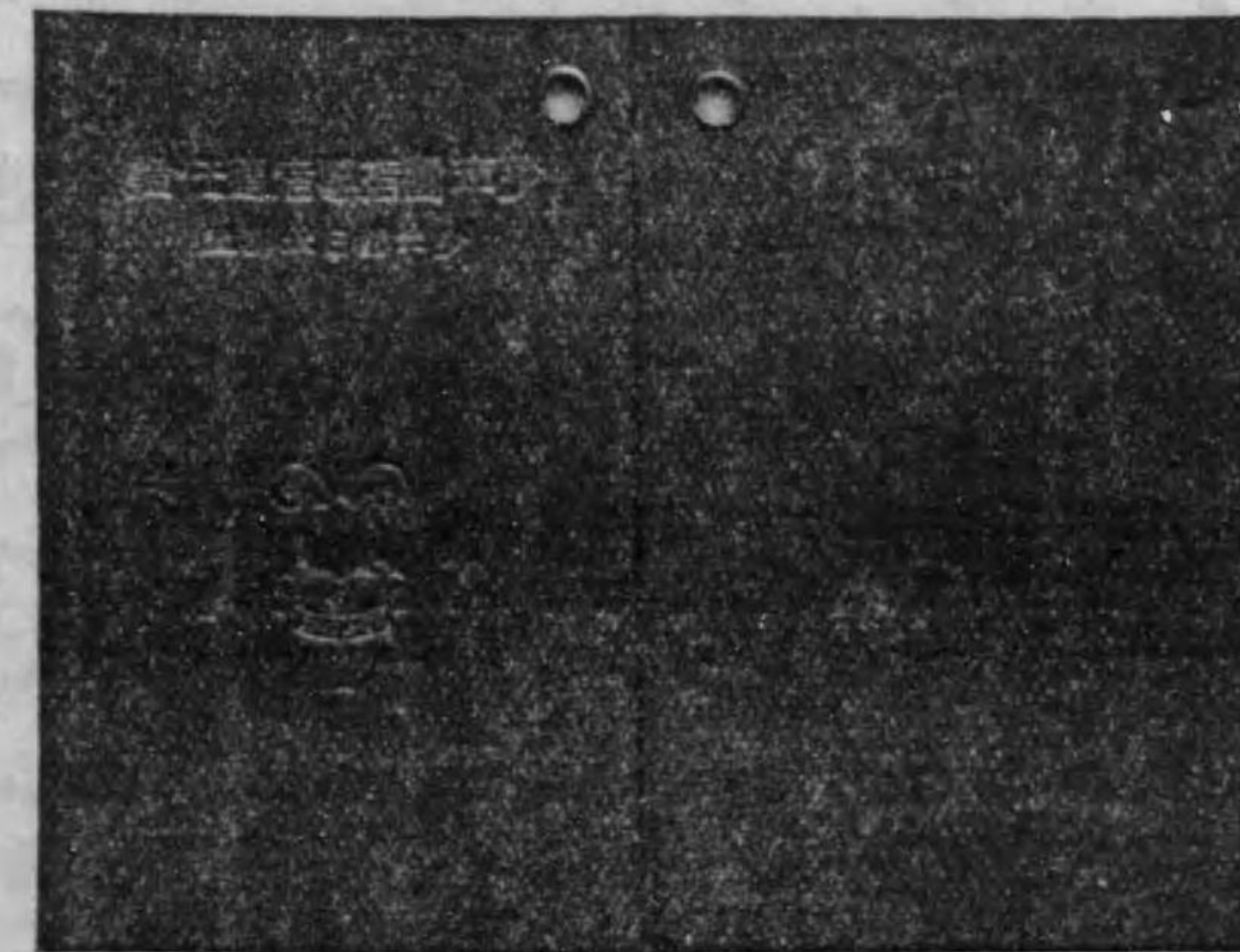




- 1、一級章
- 2、二級章
- 3、見習章
- 4、隊別章
- 5、年功章
- 6、同(五年章)

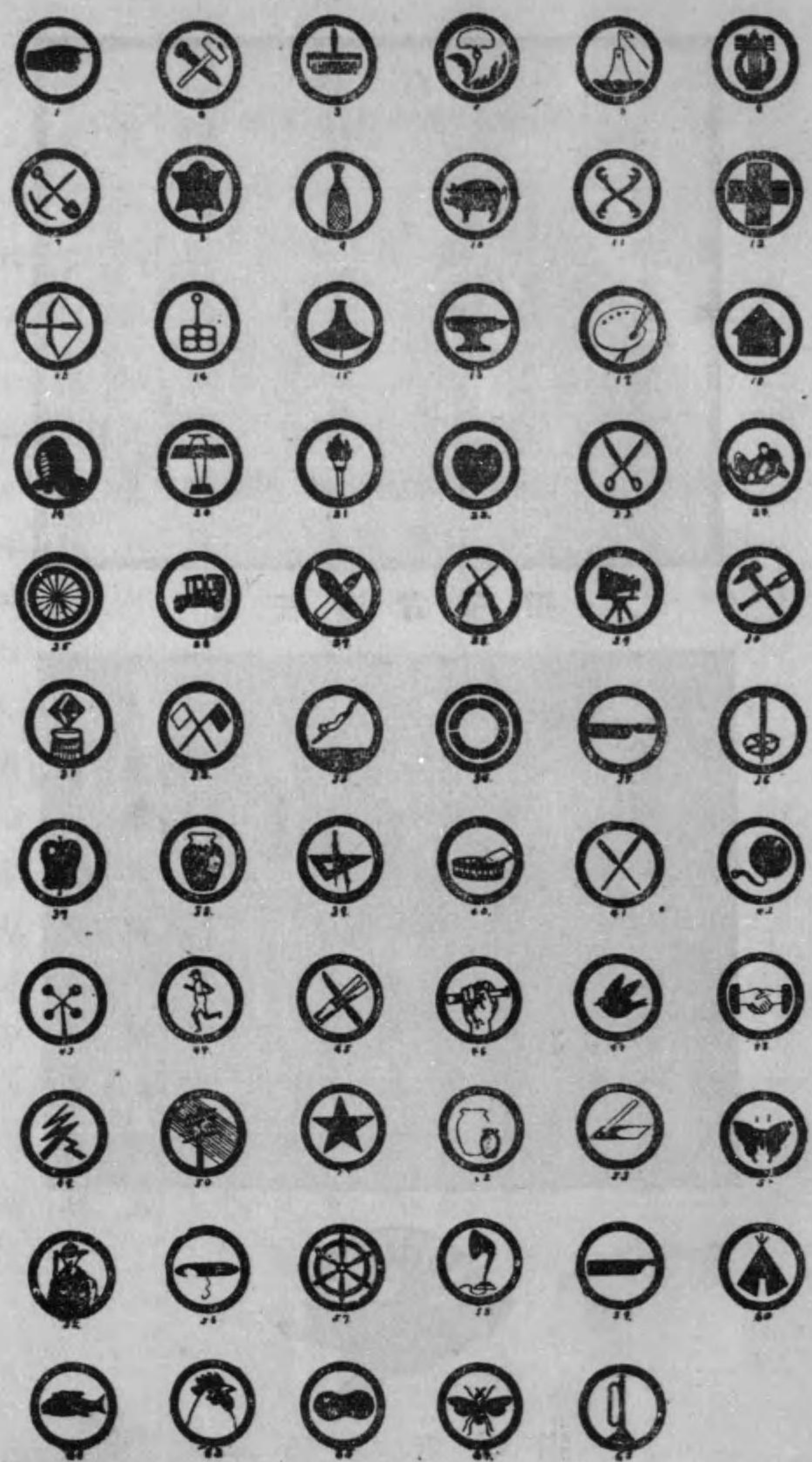


指導者適任証



指導者適任章

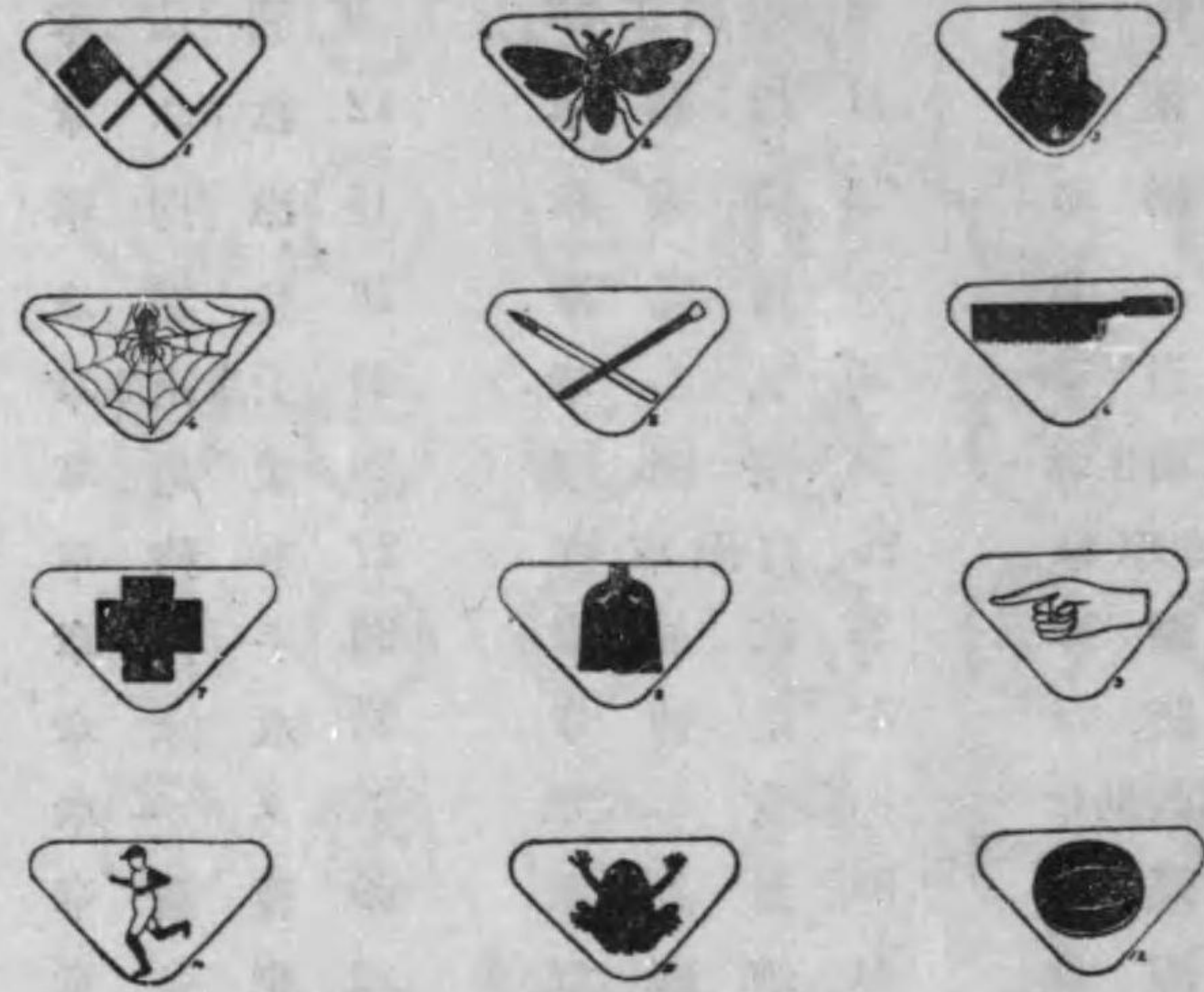




- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1 案內章    | 2 石工章    | 3 印刷章    |
| 4 園藝章    | 5 沿岸監視章  | 6 音樂章    |
| 7 開拓章    | 8 革細工章   | 9 籠造章    |
| 10 家畜章   | 11 機關章   | 12 救急章   |
| 13 弓術章   | 14 騎乘章   | 15 漁撈章   |
| 16 金工章   | 17 繪畫章   | 18 建築章   |
| 19 劍道章   | 20 航空章   | 21 公衆衛生章 |
| 22 個人衛生章 | 23 裁縫章   | 24 柔道章   |
| 25 自轉車章  | 26 自働車章  | 27 事務章   |
| 28 射擊章   | 29 寫真章   | 30 手技章   |
| 31 消防章   | 32 信號章   | 33 水泳章   |
| 34 水難救助章 | 35 炊事章   | 36 スキー章  |
| 37 相撲章   | 38 製茶章   | 39 製圖章   |
| 40 洗濯章   | 41 漕艇章   | 42 測量章   |
| 43 測候章   | 44 體育章   | 45 竹細工章  |
| 46 彫刻章   | 47 鳥類保護章 | 48 通譯章   |
| 49 電氣章   | 50 電信章   | 51 天文章   |
| 52 陶工章   | 53 農業章   | 54 博物章   |
| 55 棒術章   | 56 紡織章   | 57 水先案內章 |
| 58 無電章   | 59 木工章   | 60 野營章   |
| 61 養魚章   | 62 養禽章   | 63 養蠶章   |
| 64 養蜂章   | 65 喇叭章   |          |



# 幼年健兒技能章



- |        |          |
|--------|----------|
| 1、信號章  | 2、蒐集章    |
| 3、觀察章  | 4、編物章    |
| 5、美術章  | 6、木工章    |
| 7、救急章  | 8、家事章    |
| 9、案內章  | 10、體育章   |
| 11、水泳章 | 12、團體競技章 |



大正十五年四月六日印刷  
 大正十五年四月十日發行

〔定價一部四十錢〕  
 〔送料一部二錢〕

編者 寺岡一義  
 發行人 寺岡一義  
 印刷人 太田米吉  
 印刷所 太田印刷所  
 發行所 少年團日本聯盟

東京・文部省內  
 少年團日本聯盟

東京市神田區錦町三丁目五番地  
 東京市神田區錦町三丁目六番地  
 電話大手 四一三三  
 電話 四一三三  
 電話 四一三三



279.5

51

終